専門家派遣事業の概要

―個別専門家赴任時オリエンテーション資料―

1981年版 (暫定第2版)

1981 年 7 月

派遣事業部



わが国との時差

1270												-	,											
日本、韓国、オーストラリア(アデレイト)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	28
台湾、香港、フィリピン、オーストラリア (バース)	28	0	1	2	8	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	.8	9	10	11	12	18	14	15	16	17	18	19	20	21
ビルマ(+ 30 分)	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
ネパール、インド、スリランカ(+30 <u>分)、パキスタン</u>	20	21	22	23	0	i	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
アフガニスタン(+30分)	19	20	21	22	23	0	ı	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
イラン(+30分)、イラク、エチオピア、ケニア	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
ギリシャ、トルコ、イスラエル、エジプト	17	18	19	20	2 1	22	23	0	ı	2	3	4	5	6	7	8	8	10	11	12	18	14	15	16
フランス、イタリア、スペイン、スイ ス、オランダ、スイス	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	18	14	15
イギリス、ポルトガル、モロッコ	15	16	17	18	19	20	21	<u>22</u>	28	0	i	2	3	. 4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
アイスランド、リベリア	14	15	16	17	18	19	20	21	22	29	0	1	2	8	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
アゾレス諸島	18	14	15	16	17	18	19	20	21	22	28	0	1	2	8	4	5	6	7	8	9	10	11	12
アルゼンチン ブラジル(リオデジャネイロ)、ウリグアイ	12	18	14	15	16	17	18	19	20	21	22	28	0	i	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
チリ、プエルトリコ	11	12	18	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1 .	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カナダ (モントリオール)、アメリカ (ニューヨーク)、ペルー	10	11	12	18	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	8	4	5	6	7	8	9
アメリカ(シカゴ)、メキシコ	9	10	11	12	18	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8
アメリカ (デンバー)	8	9	10	11	12	18	14	15	16	17	18	19	20	21	22	28	0	l	2	3	4	5	6	7
カナダ (バンクーバー)、アメリカ太 平洋岸	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	Ž1.	22	28	0	1	2	3	4	5	6
ピトケアン島	6	7	8	9	10	11.	12	18	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	8	4	5
アラスカ(アンカレッジ)、ハワイ諸島、タヒチ	5	6.	7	8.	9	10	112	12	18	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4
サモア、ミッドウェ島	1	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3
ニュージーランド、フィジー	8	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2
ソロモン諸島	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1
グァム船、オーストラリア(シドニー)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	18	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0

[※] 黒い蔭の部分は日本標準時間の前日にあたります。

国際協力事	国業軍
受入 月日 '84. 3.10	000
登録No. 00095	36 EX
	<u> </u>
•	

ま え が き

第5回UNCTAD総会における一般演説のなかで故大平前総理は技術協力を通 じての開発途上国の人造りにふれ、わが国の立場を次のように表明しております。

「わが国は従来から技術協力を中心に開発途上国の専門技術者の育成に役立つ協力を行ってまいりました。これはひとえにわが国の持つ経験を生かし開発途上国の人々に力を貸してまいりたいという真摯な願いから出たものであります。このような認識に基づき、わが国としては「人造り」のための協力を今後のわが国援助政策において一層重視して参り、教育協力の拡充、専門技術者の育成、人的文化的国際交流の強化等を通じ、開発途上国の人的資源の開発に貢献する決意であります。

また私といたしましては、このような考え方が第三次国連開発戦略にふさわしいものと考え、その策定作業の御参考になれば幸いと存ずる次第であります。

開発途上国への専門家派遣の目的は、この演説のなかでも明らかにされているとおり、開発途上国の「国造り」を荷なう人材の育成を図るための最も効果的な手段の一つとして、派遣された専門家を通じ、開発途上国へ技術を移転し、さらにそれを根づかせるため機材の供与等による支援を行なうことにあります。

このような「人造り」への協力は人と人との触れ合いをもたらし、文化、スポーツ等の分野での交流とあいまち、広い意味での国際交流による相互理解の増進に大きな役割をはたすものであり、派遣される専門家の活躍は、きわめて大きな意義を持つものと言えましょう。

昭和57年度における専門家派迪事業はかかる観点から,一層の拡充を図るととし、そのための具体的な施策として、専門家としての人材の積極的な発掘、 長期専門家の派迪数の増加、専門家の支援体制の強化等を積極的に実施する計画 であります。

この資料は、従来より口頭で実施していた派遣前オリエンテーションにあたり、 専門家各位の活動の参考資料として役立てることを目的として作成したもので、 今後改訂を加え、出来るだけわかりやすい資料としていく所存であります。 最後に専門家各位におけれましては、健康に充分御留意の上御活鼺下さいます ようお願い申し上げます。

昭和57年4月1日

派遣事業部長 斉 藤 勉

目 次

ま	え が き	
1 1	支術協力の概要	1
(1)	技術協力の意義	1
(2)	「経済協力」の種類と「技術協力」の位置づけ	2
(3)	わが国技術協力の規模と国際比較	2
(4)	技術協力と国際約束	3
2 1	専門家派遺事業の概要 ···,·································	7
(1)	専門家の派遣	7
(2)	専門家派遣の方式	7
(3)	専門家派遣の手続	9
8 1	専門家派遣とその促進のための制度	13
(1)	派 逍 法	13
(2)	所属先給与補填制度	13
(3)	人材養成確保事業の概要	18
4 :	長期派遣専門家に対する諸手当及び福利厚生等諸制度について	22
5 [絹発途上国への赴任にあたって	28
(1)	赴任にあたって	28
(2)	専門家の活動とそのポイント	29
(3)	現地での対応の仕方	29
(4)	現地での健康管理のポイント	30
(-	個別専門家携行常備用医薬品及び衛生用材供与一覧表)	31
(5)	日常生活の注意	32
(イ) 使用人との関係	32
(问 住 宅	32
(6)	交通事故の防止	38
6	国際紛争,治安の悪化等に対する対処について	34
(1)		34
(2)	国際紛争,国内紛争の際の処置	34

7	Ų	門	家祈	迅	郥	業σ	主	な	業別	手	続	٤	注i	Ť	IJ	Ï	•••		••••		•••	••••	••••			••	37
	(1)		航船																								37
	(1)	派遣	1110	[[C:	おけ	ける	支	払し	1			•••			• ••	• • • • •	•••	••••		•••	··· ·	• • • •		· · · · ·	••	37
	(0)	派退] r[1	の:	支拉	, 67				•••	•••	•••	••••	· · ·	• • •		•••	••••		•••	••••	••••	• • • • •		••	37
	(2)	住	屉	1	手	<u>ياد</u>	4			••••	•••	•••		•••				•••		•••••	•••	····	••••	• • • • •		••	43
	(1,)	住瓦	手	当	の支	紀	要	#	•••	•••		••••		• ••		• • • •	••••			•••	٠	••••			••	43
	(1))	住居	手	·当·	の謎	定	申	詂				•••			٠		•••				··· ·	••••	٠,	••••	••	43
	67)	事業	刨	借.	上け	住	宅	加几	Ę		•••	••••		• • •	• ••		•••			•••	··· ·	<i></i>		···· •	••	44
	(- -	}	その	他	のi	生意	す	べ	à À	ā	•••		•••	••••	• • •	· ··						··· ·	••••			••	45
	(3)	挑	行	ŕ	機	枹	ţ	•••			•••	•••	•••		• • •			•••	••••	••••	•••		<i>.</i>		• • • •	•••	46
	(4)	報	告想	り	4F1	成及	とび	提品	出福	(7	١Ļ١	τ		••••				•••		••••	•••	••••				•••	50
	(1)	}	報性	· ij	の	面灯	įŁ	提	出限	頻		•••	•••	••••	••••			• • • •		••••	• • • •	••••				•••	51
	(0))	各氧	告	雷	の記	歌	内	容		• • • •	• • • •	•••	••••	•• •		••••		· · · ·			•••	•••		• • • •	•••	51
	64)	派遣	博	門	家船	合紀	報台	告担	铲	T	則	要	頂	••		••••		•••				•••		• • • •	• • •	54
	(5)	現	地	業	粉	子型	ť	•••	••••			• • • •	• • • •	••••	٠.,		••••		•••	· · · · ·		•••				•••	65
	(6)	飰	門家	生	活	環境	拖	備	費	•••		• • • •	•••	··· •	•••	• • • •			•••	····		•••			• • • •	•••	70
3	焨]国	時の)諸	i 手;	砨	•••	• • • •	٠		٠	• • • • •	•••			•••	••••		•••			•••	••••			•••	72
	(1)	帰	国作	ξ Ø	手	続		• • • • •	••••	·· ··	• ••	• • • •			··· ·	•••	••••		•••			•••		••••		•••	72
	(2)	帰	国直	後	の	手板	t	•••	••••	••••	٠	• •••	• • • •	<i></i> .	··· •				•••	•••		•••	••••	••••		•••	73
	(3)	帰	国	報	一件	i £	Z Z				٠	• •••	• • • •	··· ·	· • •		••••		•••			•••	••••			•••	74
	(4)	帰	国点	7 P B	家	の生	E酒	保	贖損	刮度	-	•••	•••					• •••	•••	••••		•••		••••		•••	74
9	AU	ijの	技術	方位	<i>力</i>	実机	间形	態		••••			•••			•••			•••	•••		•••	••••			•••	77
	(1)	微	材化	ţ与	(単至	其)	1	業の	り他	漫	į		••••		<i>.</i>	••••		•••	•••		•••	••••	••••	••••	•••	77
	(2)		修具																								81
	(3)	7	ិច:	<i>;</i>	. 力	トブ	Æ	技	術t	弘大	J	•••		•••		•••			•••		• •••	• • • •	••••	•• ••	•••••		84
	(4)	ÜĖ	ۇ ا	É	淵	1	ï	•••	•••	••••	• ••			•••		··· •			•••	••••	• • • •	• • • •		•••		•••	86
	(5)	ï	年	毎タ	協	力限	家 [ĺ	•••	•••	• ••			•••					•••	••••		• • • •	•••	•••		•••	92
l	0 -	₹ 0.	他	のほ	弘力	形机	廖	•••	•••	•••	••••			•••		••••			• • • •	•••		• • • • •	•••		•••••	•••	98
	(1)	Ħ	[[作]	í I	法战	力	•		• • • •		•••		• •••	•••	•••			• •••	• • • •	••••		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••	••••	•••••	•••	9
	(2)	7	了 做	行了	远版	力	(þ	引借	次)					•••	•••	••••		• • • •	•••	• ••		•••	••••		•••	113

岁 考 質 料

*---

(1)	派	<u> </u>	事業	部	組制	微図		•••	•••	•••		••••	•••	• •••	••••	•••	•• ••	•••	••••	• • • • •		•• ••		1	17
(2)	国	祭	協力	11	業[亚予	氛	の推	移	•	•••••	•••	• • • •	• • • •	••••	•••	•• ••	• • • •	••••	• • • •		••••	,.	1	18
(3)	国	祭	協力	41	業	4] f]]	業	実紐		•••		••••	••••	• •••	••••	•••	••••	•••	••••	• • • •	••••	•• ••	• • • • • • •	1	19
И) <u>j</u>	Jī;	業形	[集]	则.	人数	(実	緻	***	••••	•••••	••••	••••	• •••	••••	•••		•••	•••	• •••	•••	••••	• • • • • •	1	19
(12)) 1	[出]	別母	門	家	派进	即	業実	縜	•	•••••	***	••••	٠		•••	•••••	• • • •	••••	• • • • •	•••	•••		1	20
	①		専門	家	水	改出	象	国及	び	国博	景機	渕	(III	和	5	0 4	手度	~	5 6	年	艾)	,	1	20
	3		派退	舟	門	家年	令	別梢	成	(召和	5	0 年	皮	~	5	6 年	땣)	•••	•••	••••	• •••	1	20
	3		年度	90	, i	派进	朓	態別	ήt	明复	K派	避	契和	ij (阳和	П	50	年	땣~	- 5	6 4	₽₿	.) …	1	21
	④		昭和	5	6 4	年度	継	続·	新	規制	化进	朝	吗爹	地	域	則	業項	実	組	•••	•••	••••	• •••	1	22
	⑤		専門	家	K.	追数	(の	推移	()	新規	見)		•••,••			•••		• • • •	•••	,,,	•••		* *** **	1	23
	(1)		阳和	1 5	6 :	年度	【個	別専	門	家,	地	域	8U,	個	5 U	, ,	目別	lik:	避其	後		• • • • •		· 1	24
	7		昭和	1 5	6	年顶	中	門家	ÚK:	避	上任	時	听后	先	区:	分	••	•	•••		•••	••••	• ••• ••	. 1	25
	8)		年度	别	• }	業相		個別	事	門創	火派	追	実和	4	•••	•••		•	••••		•••	• • • • •	· ••• ••	• 1	26
	(1)		昭和	1 5	6	年度	国	家公	釢	員店	沂属	省	庁別	11	門	家に	尿退	猆	紨	•••	•••	• • • • •		• 1	28
(4)	D	Λ	O靛	Œ	の :	経済	協	力	•••	••••	•••••	• • • •	••••	••••	•	•••	· · · · ·	• •••	••••		•••	••••		• 1	29
(į)	D	A C	諸	玉	の組	街	協力	実	紨	(総	狥)	••	•	•••	••••	•	••••	•••••	•••	••••		٠ 1	29
<u>(2</u>	D	D	A C	諸	K	の政	树	明発	援	助	(o	D	Λ) 実	紁		•••	• • • •	••••		•••	• •		• 1	30
(3)	Ð	A C	諸	国	のお	技術	協力	実	縜	• • •	• • • •	••••	••••	• •••	•••		• • • •	*** *		•••	••••		• 1	131
(5)	わ	が	国の)経	済	協力) (総担	波)	••		••••	••••		•••	••••	• • • • •	••••	•••••	•••	••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•]	134
(I	D	わ	がほ	りの	経	许说	幼	実和	į		••••		••••		. <i>.</i>	•••	•••	• • • •	···· ·	•••••	•••	••••		•]	134
(2	D	わ	が圧	の	E	又は	it i	成別	経	済	弘力	猆	紅	••		•••	•••	••••		•••••	•••			• :	135
(D	わ	が圧	の	技	術也	盆力	実紅	¥.	•••	•••			••••		•••	•••		··· ·		•••			• :	136
(6)	N	H	KE	際	放	送0	ソタ	信に	:つ	ر ب _ا	7	•••		••••		•••	•••	,	••••		•••			• :	137
(2)	ш	74	₩ 1	· 旧	ut.	Ets H	Է հս	j .																	111

1 技術協力の概要

(1) 技術協力の意義

技術協力の一般的な形態としては研修員の受入れ、専門家の派遣及びこれ らに関連しての機材の供与などがあり、これらを通じて開発途上国の技術水 準の向上と人的資源の開発に資することが、「技術協力」であると言い得る が、一般的に「技術協力」とは何かを定義することは容易ではない。

DAOはこれを「開発途上諸国国民の知識、技術、技術上のノウ・ハウないし生産能力の水準を向上させる、すなわち、知的資本の蓄積を増加させることを目的とする」若しくは「物理的資本の蓄積の増加を目的とするものとは別の、現存する要素の賦与(existing factor endowment)とその一層効果的な利用を図るため開発途上諸国の能力を向上させることを目的とする」ものであるとDAOの統計指示に関して規定している。

一般的にいかなる技術協力にも共通して言えることは技術協力は「開発途上にある地域の人々に対する技術の普及あるいはその水準の向上を目的として 技術の提供を行なう経済協力の一型態」であるということであろう。

従って、技術協力はとのように開発途上国の経済、社会開発の担い手たるべき人材を養成するための、言わば人造りに寄与しようという開発途上国に対する最も基礎的な型の協力であると言い得る。

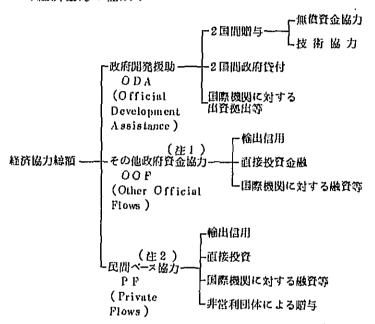
また、技術協力はその過程で人と人との接触が基本となるため、そこでは 単なる技術の移転を超えた国民間の相互理解と親善が深められるという副次 的な重要な効果がある。

次に、技術協力にはその実施の主体によって政府ベースのものと民間ベースのものとがある。

政府ベースの技術協力は「条約その他の国際約束」にもとづいて,政府が 責任をもって行なうもので,具体的な実施は当事業団がこれにあたっている。 当事業団の技術協力事業予算は全額政府(外務省)の交付金である。(事業団 の新規の業務として投融資業務があり,これの原資は政府の出資金によって いるが,投融資業務は「技術協力」とは考えられていない。)協力の具体的な 形態には研修員の受入れ、専門家の派遣,機材供与及びこれらを組み合わせ たプロジェクト・タイプの協力, 背年海外協力隊派进, 並びに開発調査がある。

(2) 「経済協力」の種類と「技術協力」の位置づけ 経済協力は統計上次の表に示すカテゴリーに分類される。

(経済協力の種類)



(注1) DACでは「その他政府資金の流れ」といっている。

(注2) DACでは「民間資金の流れ」といっている。

政府ベースの2国間協力として実施されている技術協力はこの表で分ると おり政府開発援助(ODA)の「2国間贈与」の中にカウントされる。

(3) わが国技術協力の規模と国際比較

わが国の技術協力は近年拡充されつつあるものの量的には他の先進諸国と比べて(DAC諸国中6位, 80年277.8万ドル)少ないこと,また,政府 開発援助(Official Development Assistance. ODA) の中に占める技術協力費の比率(8.4%, 15位DAC平均20.4%)が極めて低いことが常々指摘されている。

技術協力実績の国際比較には通常OECDのDAC(Dovelopment Assistance Committee)の統計が用いられる。DACには毎年加盟各国が前項で述べた各種の経済協力について種類別に前年度(暦年)の経済技術協力実績を報告することになっているので、DACでとりまとめた統計が国際比較を見る際の唯一の統計資料となっている。

1980年度のDAC加盟諸国の対開発途上国経済協力総額,政府開発援助総額,並びに,2国間技術協力総額をDAC資料によってとりまとめると別表1のとおりである。

また、技術協力の型態、特に派遣・受入れ等を中心としてその人数及び協力方式等についてDAC主要国の国際比較を1980年について試みると別表2のとおりである。(註:この表から欧米先進諸国は、わが国と較べて、極めて多数の留学生を受入れ、また、教師その他教育関係専門家を数多く派遣していることが判る。)

DAC主要国の技術協力実績の推移は別表3のとおりとなっている。

(4) 技術協力と国際約束

当事業団が実施している技術協力事業は「政府ベースの技術協力」事業である。「政府ベース」と一般に呼んでいる言葉の定義は必ずしも明確ではないが、相手国政府若しくは国際機関との関係において、実施上、政府が責任を負うベースのものを一応政府ベースのものと呼ぶことができよう。従って、ことにはわが国政府と相手国の政府との間において若しくは国際機関との間において実施についての予じめの合意や約束(乃至は了解)があることが前提となる。

国際協力事業団法第21条は当事業団の業務の範囲を規定しているが、技術協力の実施についてはその第1項第1号に「条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施」に必要な業務を事業団が実施することを規定している。

「条約その他の国際約束」が何を指すかも必ずしも明らかではないが,一般的には国会の承認を経た条約,行政府限りで締結される協定や交換公文の型式による収極,口上書その他の文書の交換による約束などを具体的な型態として挙げることができるであろう。

(別表1) DAC加盟諸国、経済・技術協力の実績比較(支出ペース)1980年度

単位: 百万米ドル

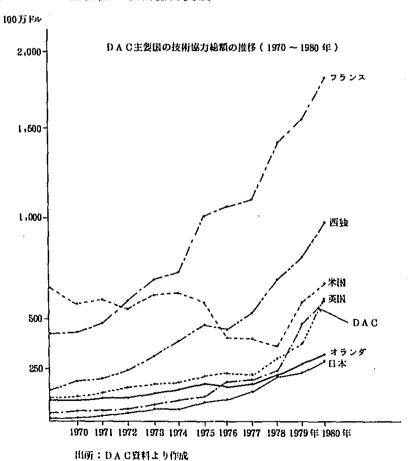
百百日	s.	12	7	1	13	ō	9	11	4	3	14	00	2	17	16	10	18	15
C/B	81.5	24.3	38.9	95.8	22.5	30.8	45.0	28.2	82.4	84.1	20.8	37.3	89.4	11.8	13.9	28.4	10.1	20.5
技術協力(C)	53.6	42.0	225.9	99.2	105.2	32.6	1,825.1	2.066	55.4	277.8	327.6	26.5	42.3	108.8	34.2	505.5	724.0	5,476.4
西位	63	က	16	11	ဖ	00	13	15	18	10	4	S.	2	14	-	17	5	12
B/A	75.3	9.02	20.2	37.6	59.5	<u>r.</u>	35.2	33.2	12.4	48.8	68.2	0.79	55.5	32.7	91.2	13.9	51.5	35.7
赞助(B)	GNPE 0.48	0.23	0.49	0.42	0.72	0.22	0.62	0.43	0.17	0.32	0.99	0.32	0.82	0.76	0.24	ж 0	0.27	0.37
政府開発模助(B)	759	173	581	1,036	468	106	4,053	3,517	672	3, 304	1,577	11	473	923	246	1,781	7,138	26, 776
除 稻 (A)	GNP E 0.63	0.32	2.43	1.12	1.22	0.40	1.77	1.88	1.01	0.65	1.46	0.48	1.49	1.51	2.68	2.43	0.53	1.04
経済協力総額(A)	872	245	2,882	2,755	786	196	11, 522	10, 584	3,999	6, 766	2,313	106	853	1.837	2, 698	12,795	13,852	75,061
1人あたり G N P	6.390	10,250	12,060	10,290	12.620	10,230	12.140	13,400	6,910	8,900	11,240	7.090	14,030	14.620	16,260	9,400	11,790	10.770
固名	オーストラリア	オーストリア	ر ب ا	\$ + \$	デンマーク	フィンランド	ファンス	۲ ۲	1 9 1) 7	H #	オランダ	1×1・ジーランド	- x 4 % /	スウェーデン	х х	英国	* III	DAC 諸国計

(注) 順位は経済協力総額に占める政府開発援助の割合及び政府開発援助に占める技術協力費の割合についての順位を示す。

(別表2) 主要先進国技術協力実績(方式別)比較(1979年・80年)

	EI	本	米	H	英	I	西	独	フラ	ンス
	1979	1980	1979	1980	1979	1980	1979	1980	1979	1980
1. 留学生·研修员 (1) 留 学 生 (2) 研 修 頁	9,197	9,302 1,312 8,030	7,967		17.434	15,507 11,339 4,168	88.260	38,414 7,939 30,475	18.718	
(人) 2. 派出専門家等 (1) 専門家 (2) ボランティアー	6.673	8.215 7.139 1.076			8.765	7,614 6,511 1,103	6,697	5.850 4.303 1.547	23.136	
(百万ドル) 3. 機材供与	-	35.7				31 .1		280.4		

(別表3) DAC主要国の技術協力実績



現在政府ベースの技術協力の実施にあたっての国際約束は次のような方式 によってとりつけている。

- (1) 「技術協力基本協定」を締結した上で個々の具体的技術協力の実施については下記(2)以下に記すような補足的な合意型式にゆだねる方式
- (2) センター協力や農業協力のような特定のプロジェクトに係る協力については、そのプロジェクトだけについての協定(又は交換公文)を締結する方式。(事務処理の便宜上の措置としてこれを回避し、合意議事録(R/D)を交すこともある)。
- (3) 個々の研修員受入れや専門家派遣、機材供与については様式化されたむ類(通常 A 1 フォーム、 A 2 フォーム、 A 3 フォーム、 A 4 フォーム及び B 1 フォーム等と及び口上事等公文事の併用により合意をとりつける。わが国の場合これが最も一般的な方式であり、「コロンボプラン」の名称で呼ばれる技術協力のスキームの中でコロンボプラン加盟諸国が共通に使用している方式である。わが国は便宜上同一の様式事類をコロンボプラン加盟国でない中南米・中近東アフリカ地域の諸国に対しても使用している。(個別専門家派遣については、国際機関を除きこの方式によっている。)
- (4) 開発調査実施のための調査団の派遣については在外公館からの口上書 (調査実施に先立って予じめ Scope of Works 或いは Termes of Reference 等の名称で調査内容,調査方法等を定めた場合にはこれを口 上書に添付する。)による通報及びこれに対する相手国政府からの文書に よる確認によって合意をとりつける。
- (5) 青年協力隊の派遣については派遣に先立って交換公文による派遣取極を 締結する。個々の要請は口上書でなされ、これに対する回答は口上書によ ってなされる。
- (6) 技術協力協定については、昭和57年2月1日現在、32カ国との間に 協定が締結されている。

2 専門家派遣事業の概要

(1) 専門家の派遣

専門家派遣事業とは、開発途上国の要請に応じて、主として相手国の政府、政府関係機関、試験研究機関、事業所、学校、指導訓練機関等で企画立案、調査研究、指導、普及活動、助言等の業務を行なうためにわが国から専門家を派遣する事業である。通常派遣された専門家は上記の政府関係機関等に配属され、その技術、知識、経験を直接提供すると同時にカウンターパートを指導して技術者の養成につとめる訳であるが、最近では開発政策や諸計画の企画立案に参画したり、相手国の中枢部門にあって行政運営、経済開発計画の策定、地域開発、農業等の開発計画の策定、調整、指導などの高級顧問的役割を果たすことに対する要請も多くなって来ている。また、経済社会開発の重要な分野について複数の専門家をグループで派遣して相手国政府に対し適宜適切な助言を行なうなどの協力から、シンポジウム、セミナー等の型による協力も積極的に行なわれつつある。

(2) 専門家派遣の方式

派迪専門家は派迪の方式によって次の三つのカテゴリーに分類することが できる。

(イ) 二国間ベース派遣専門家

相手国政府からの要請に基づいて派遣される専門家のことで、渡航役、 在動手当等必要な経役を、原則としてわが国政府が全額負担して派遣する 方式である。これは更に次の三つの方式に分類できる。(別表4参照)

① 一般専門家

個々に相手国政府から出される要請に応えて派遣する個別単発的な専 門家であり、最も一般的な専門家派遣方式である。

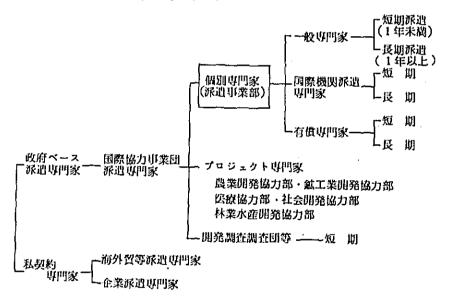
この方式の派遣業務は当事業部が所管している。当事業部における地域及び国別所管はアジア・オセアニア地域が派遣一課,中南米・アフリカ・中近東が派遣二課となっている。(参考資料(1)参照)

② プロジェクト専門家

農業協力、医療協力、海外技術訓練センター及び開発技術協力の名称のもとに専門家派遣、機材供与及びカウンターパート研修員受入れ等をコンバインして一つのプロジェクトの枠を組み立てて実施する協力をプロジェクト・タイプの協力と呼んでいるが、この形式の協力のもとに派遣される専門家をプロジェクト専門家と呼んでいる。プロジェクト専門家も本質的には一般専門家と変りはない。

なお、この方式の専門家の派遣業務の当事業団における所管は、農業協力については農業開発協力部、医療協力については医療協力部、技術協力 センターについては主として社会開発協力部、開発技術協力については分野により農業開発協力部若しくは鉱工業開発協力部となっている。

(別表4) 専門家派遣の方式



③ 阴発調查調查団

投資前基礎調査等開発調査実施のため技術協力の一環として派遣される専門家からなる調査団である。ただし、これは一般的な派遣専門家とは概念的に異なる点も多い。

印 国際機関専門家

ESCAP, ECA, 東南アジア漁業開発センターその他の国際機関からの

要請に応えて派遣する専門家である。事業団における所管は当事業部であ り、国際機関業務室が所掌している。

(3) 専門家派遣の手続

- (イ) 一般専門家の派遣手続(個別派遣専門家) 専門家派遣要請の受理から派遣までの手続は次のとおりである。
 - ① 専門家派遣の要請は、派遣を希望する国の政府から在外公館を通じて わが国政府になされることが必要である。相手国政府の窓口は通常外務 省等正規の外交機関であるが、国によっては海外からの援助受入れのた めに一元化した政府機関を設けている国もある。派遣要請はこの正規の チェンネルを経ることが必要である。
 - ② わが国は開発途上国にある全在外公館を通じ毎年8~9月に一般専門 家派遣にかかわる要望調査を実施し、その回答結果をもとに外務省及び 関係省庁との間で、翌年度の派遣計画を策定し、具体的な派遣案件を決 定する。要望調査表は別表5、記入例の通りとなっている。
 - ③ 派遣が決定された案件については、外務本省より在外公館に通報の上、 案件でとに相手国より原則として口上書等の公文書と併せ A - 1 フォームと一般に略称されているパターン化した様式により専門家派遣要請を とりつける。その主な内容は次のとおりである。
 - (1) 要請の背景についての情報
 - (11) 専門家のポスト、任務、資格、年令限度
 - (II) 専門家の任期、勤務場所、住宅提供の有無、諸手当・旅費支給の有無、有給休暇、医療施設の提供の有無、所得税免除の有無、家財道具、自動車その他の輸入物品についての関税等の免除の有無、その他。 これら諸事項について要請国政府の正当な権限を有する者が詳細に記入し、且、署名することが必要である。この様式は、政府が実施する「国際約束にもとづく技術協力」という場合の「国際約束」をとりつけるための手続手段の一つとして使用するものである。なお、前記要望調査に限らず、随時、A-1フォーム貼付の上専門家派遣要請は受け付けられている。

新規案件調査付表

(別表 5)

(記入例)

(優先順位:5)

案 件 名	農作物災害保険専門家
要 請 機 関 (動 務 場 所)	農業協同組合省,農村経済研究所 (所在地: A 市 B 町)
要請人数	1名
要 請 期 川および時期	昭和56年8月から1年間
要請の背景	当国では毎年天災及び病虫書のため農作物が大きく被害を受け、農家経済を不安ならしめている。政府は不可抗力な天災及び病虫書による危険負担を制度的に分散させ、農家経済を安定させるため、農作物災害保険制度を取り入れるための基礎作業を進めている。政府は本保険制度に関する法案作りのため、本分野で制度の確立している我国よりの専門家を要請してきたものである。
以門家の業務内 容及び以門家の 資格	(イ) 任務 ①本保険制度の基本運営についてのアドバイス,②保険数理及 び再保険,③担失評価及び試験事業について同研究所のワーキング・グル ープを指導する。 (ロ) 資格要件として農作物共済制度(水稲作)に関し,5年以上の実務経 験のあるもので,英語を解する者
受入機関の状況 (カウンターパート・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	専門家の受入れ機関である同研究には本年 1 2 月よりワーキング・グループを作り、作業を開始する予定であるのでカウンターパートは同グループとなる。執務室および公用車の提供あり。
在外公面のコメ ント	·

- ④ 外務本省では要請書の内容を検討し、当事業団宛その写しを送付越し、当事業団はその内容を確認の上当該分野の所管省庁と打ち合わせの上派遣の可否を決定する。派遣すべき専門家の人選にあたっては一般には当事業団から関係省庁等に推せん依頼を行ない、これに応じて関係省庁や地方公共団体や民間団体等が適任者を推せんし、これを派遣専門家候補者とすることが多いが、他に、これら機関から適任者の推薦が得られない場合には、事業団で確保(プール)している専門家の中から候補者を選ぶ場合や海外で技術協力に拠ることを希望して事業団に登録している人材の中から候補者を選考することもある。通常要請書が送付されてから派遣決定までには3カ月乃至6カ月を要する。
- ⑤ とのようにして適任者を得次第、事業団は外務省にそのむねを報告

し外務省よりとりあえず在外公館に電報をもって本人の氏名、年令、履歴、派遣期間等を通知するが、詳しくは通常B-1フォームと称しているOFFERの様式に詳細を記載して在外公館に送付する。B-1フォームは、要請国政府に対するわが国の正式オファーである。B-1フォームに記載される事項は、候補者の氏名、年令、家族構成、現住所、最終学歴、職業歴、派遣可能な時期と期間、オファーに関する条件等である。

- ⑥ 在外公館はこのオファー(B-1)を要請国政府に提出した後、出来る限り速やかに相手国政府から当該専門家を受入れるか否かの確認(受入れ確認と呼んでいる。)をとりつけ、その結果を外務本省に電報する。
- ① 受入れ確認の通報を受け次第、外務本省はこれを当事業団に通知越し、 事業団はこれにより派遣の具体的手続きを進める。具体的には本人及び 関係先への派遣決定通知を行ない、専門家としての等級の格付けを決定 し、任地赴任の期日を決定し、派遣前研修(オリエンティション、語学 研修等)を行なう等の準備を進める。また、赴任の期日、フライト等決 定次第、これを外務本省より電報で在外公館に通報する。なお、国家公 務員としての身分を保有している専門家以外については、この間に、専 門家としての役務提供契約を事業団総裁との間に締結する。また、専門 家には同じく総裁からの要旨「専門家の業務を委嘱する。等級は〇級〇 号とする。」旨の委嘱状が交付される。

これらの間の手続の流れを示すと別表6のとおりである。

印 プロジェクト方式の協力に係る専門家の派遣手続

プロジェクト方式の協力については政府間の協定(若しくは交換公文)によるものと便宜上の措置としての合意議事録(R/D)によるものとの二通りがあるところ、いづれの場合も派遣すべき専門家の職務内容等は予じめ明らかであり、派遣専門家の人選についての国内準備も相当前広に進め得るので原則としてA-1フォームやB-1フォームによる手続は必要としない筈であり、事実、協定(交換公文)に基づくものについてはこれを使用しない。しかしながら、R/Dに基づくものはR/Dそのものが協定締結以前又はこれに代わる一種の便宜上の措置として作られるものであり「国際約取」と見做すことが出来ないものであることにもかんがみ、専門

家を派遣することに一般派遣専門家の場合に準じA-1フォーム、及びB-1フォームを使用する。派遣に到る国内の手続は一般の場合と同じである。
(2) 国際機関専門家の派遣の手続

国際機関からの専門家派遣要請も通常在外公館を経由してなされる。要請受理から派遣までの手順は一般派遣専門家の場合に準ずるが、二国間のものではないので、A-1フォーム及びB-1フォームは使用せず、在外公館と外務本省の間の公定信及び要請機関と在外公館の間の一般公文售(ESCAPの場合は特定のフォームにより派遣条件等を確認するようになっている。)で処理する。

相手围政府 B1 A 1 送 送 付, 付 JICA在外 事 的 所 民間団体 łЕ 外 公 nii B1 Å 1 送 送 付 付 阅係省庁 外 省 1/2 Bt ΑI 実施公信 旅券発給手続 送 送 所 屈 先 派遊依頼 决定通知 派追决定通知 付 I C 併 国 ※(投務提供契約) 事前オリエンテーション 旅貨等支給 委嘱状発給 役務提供契約(国家公務員を除く)

別表 6 専門家派遣の仕組

個人との契約を含む (A1=相手国政府の正式派遣要請,B1=日本側からの正式回答)

3 専門家派遣とその促進のための制度

(1) 派 遣 法

「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律」 (昭和45年法律第117号)の制定

一般職の国家公務員を国際協力等の目的をもって,①わが国が加盟している国際機関,②外国政府の機関及び,③人事院規則で定めるこれら①及び②に準ずる機関,(⑥外国の州又は自治体の機関,⑥外国の学校,研究所又は病院,⑥⑥⑥のほか指令で定める機関)に派遣する際は,派遣期間中も国家公務員としての身分を保有させ,また派遣期間満了の時は職務に復帰させること,派遣期間中も俸給,扶養手当,調整手当,住居手当及び期末手当のそれぞれの100/100以内を支給すること,などを定めるとともに国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法等の適用について規定し,国家公務員が安んじて技術協力のため海外に赴けるよう法的な整備を行なっている。専門家の所属先の相違による身分処遇の差異については別表7のとおりとなっている。

(2) 所屬先給与補塡制度

地方公共団体及び民間企業・団体等からの専門家派遺を容易にするため、 当該専門家の所属先に対して(人件費の補填を行なう制度である。この制度 のもとで、事業団は補填額の全額が所属先において当該専門家の利益に使用さ れることを条件として、派遣期間中及び長期(1年以上)派遺専門家につい ては派遣前2ヵ月、帰国後1ヵ月の期間、短期(1年未満)派遺専門家につい いては派遣前1ヵ月の期間をも含めて、①所属先が当該専門家に支給した前 月分の給与のうち俸給、扶養手当、調整手当及び住居手当に該当する種類の給 与の合計額、②国家公務員の期末手当に該当する種類の給与として、俸給、 扶養手当及び調整手当に該当する種類の給与として、俸給、 扶養手当及び調整手当に該当する種類の給与として、俸給、 扶養手当及び調整手当に該当する種類の給与の前月分支給額の合計額に一定 率を乗じて得た額、③当該専門家に係る前月分社会保険料事業主負担分相当 額及び前月分退職給与引当金相当額などを当該専門家の所属先に支払うこと になっている。 国家公務員については上記(1)の「派遣法」により身分措置がとられているのでこの所属先補填制度の適用はない。また、地方公共団体職員については所属する地方公共団体が、『技術協力のため外国政府に招へいされる等の場合には当該職員を「有給休職」とすることが出来る』との趣旨の地方公共団体の条例上の規定を設けることがこの所属先補填制度を適用し得るための前提であるところ、現在のところは全地方公共団体の約半数がこのような職員休職措置についての規定を条例に盛り込んでいるにとどまる。(分限条例)地方公共団体からさらに多くの専門家を発掘するための一方途として、このような条例規定を設けることについて地方公共団体の理解を求めるための働きかけを続けることが今後とも一つの課題となっている。

なお、民間企業、団体等から専門家を求める場合、その所属先に対して直接人件費だけを補填すればそれで充分という訳ではなく、その人のために企業・団体等が負担している「諸経費」が人件費以外にもある訳で、こうしたいわば間接的経費をも補填する必要があるという考え方が序々に広まりつつあり、昭和50年度予算において、初めて青年協力隊員についてのみこれが認められることになった。

別表7 専門家の所属先の相違による身分, 処遇の差異

河 阎	事業団業務 参加の根拠 規程	派遣中の 本人身分	所属先の派遣動機	所属先と の合意書	本人との 役務提供 契約	国内給の 負担
国家公務員	派 造 法	派遣職員	国際協力業務を 本来業務とみな す	なし	なし	×
地方公共団体	地方公共団体条 例,規則	出職 遊 明 の の の の の の の の の の の の の	国家公務員に準 ずる	一部有	行	0
特殊法人	_	出 服 向	间上	一部有	有	0
民間 企業	_	出 服由 的	1国の業務への 協力 2.長期的な企業 利益に合致	なし	征	0
な し (事業団専従)					या	0

海外給の	海外的	沙 災	年金・健	保・脱保	家族随伴	派遣に伴	
角机	事業団と して加入	掛 企	事業団と して加入	掛 金	公費帰国 等の負担	う旅費の 負担	-
©	な し	* ×	な し	×	0	· ©	(注) ーは不明 …は該当せず。 ◎は事業団が直接に負担
0	有	©	な し	0	©	0	する。 〇は事業団が間接に負担 する。(所属先に補て
0	有	0	なし	0	©	0	んする。) ×は事業団として負担しない。
0	有	©	なし	0	0	0	
0	有	0	なし	ts U	0	©	

(3) 人材養成確保事業の概要

(1) 矿修

M	M	E	rio
	. 华 合 研 修	既に派迫先が決定した者に対し 項につきオリエンテイションを て最低必要な語学力を習得せし	行うとともに、専門家とし
派遣前研修	假別 語学 矿 修	既に派遣が決定した者に対し英 家として最低必要な語学力を習	-·-
	似别技術研修	既に派遣が決定した者に対し, 必要な技術の補完,追加を行わ	
中期研修	国内 矿 修	近い将来派遣が予定されている 要な一般知識及び専門的知識を な語学力を習得せしめる。	
	海外実地研修	中期研修の一環として、国内研 研修の効果を一層高めるため開 研修を行わしめる。	
围内 设 坳]技術研修	帰国専門家又は帰国協力隊員で 的長期にわたって、再派遣に伴い を行わしめる。	
施外 段	期 研修	将来、指導的な派遣専門家とし され又は期待される者を海外に 少ない技術分野について研修を行	承避して,我が国で蓄積の

内	容	(dit		考
○年間9回定期的に実施○研修期間は各回とも80日間○事業団業務,任国事情,専門家オリエンティションと英語又は(会話が主体)		o受講者	年四	250~850名
必要に応じその都度実施研修期間は平均1カ月程度英語及び四語、仏語、ポルトガの現地語の語学研修(会話主体		○受謝者	年的	50~100名
○必要に応じ、その都度実施○研修期間は1週間~1カ月間○研修期間、試験場、機械メーカ 研修	一等において技術の実施	o 受講者	年四	50~ 80名
 年2回実施 研修期間は各回とも約75日間 社会開発,保健医療,農林,鉱を設定し、それぞれ一般分野(等),専門分野及び語学分野に 	工の各部門でとにコース 国際協力,開発途上国論			とも50~60名 多修了者は全員登録
年間2回国内研修修了後実施研修期間は約3週間開発途上地域等における教育機関連協力プロジェクトにおいて		○国内研修 者を選抜	_	当から約3分の1の 値
必要に応じその都度実施研修期間は平均6カ月事業団の指示に基づき、研究機関で技術の開発、額		• 受講期間	脚, 4	10~15名 特別緊託として確保 る。
研修機関は2年以内事業団の指示に基づき、理論がいて主として先進諸国の機関(修上記の研修期間の中途において施	(大学、研究機関等)で研	録	ン て 。	研修修了者は全員登

(ロ) 確 保

1	EUL	顶		目	的
IO.	録	110	度	1	ため,海外派遣を希望する者 行っておき,派追要請に迅速
公	<u>"</u>	1/0	Œ	個々の派遣要請に応じ、広く る。	一般から派出専門家を募集す
特!	94 94	त्रह की	Œ	F "	g外派遣を希望し,かつ,以門 c者をあらかじめ確保 (プール), uする。

(ハ) そ の 他

内	容	GB	岩
専門家の確保が困難な分野をの関係省庁等への協力依頼又は「登録にあたっては、個別に内容の帰国専門家、帰国隊員、研修的	広報等の手段等により芽集 容を審査		
○必要に応じその都度実施 ○新聞広告等による応募者につけ	いて遊考委員会で審査	。関係省庁による による選抜が困	推せん,登録制 難な場合に実施
年間随時,関係各部からの建 を経て委嘱委嘱期間(最高2年を限度) 助賞(研修講師,コースリー 各種研修参加を指示	中,事業団業務への指導,	0 年間平均確保者	2 5 名程度

○テーマ「ブラジルにおける大規模機械化農業 」「技術の 適応を求めて 」(それぞれ30分もの) (昭和55年度)	

4 長期派遣専門家に対する諸手当及び福利厚生等諸制度について

手当	· 制	度 名	内容
給与・	在外諸手当	在勤基本手 当	専門家の種類、任国、号に応じ定額を任期中支給。
手当物		住居手当	家賃(1から5.の合計額)の実費を支給。ただし、支給 限度額がある。 1. 家具付きでない住宅の家賃. 2. 家主に支払った権利金等で返済されないもの 3. 単邱、台所設備、冷暖房器具の賃借料 4. 住宅設備を設置した場合の設備費 5. 1年以上の前払いの場合における借入金の利息
		家族手当	配偶者及び18才未満の子を同伴している専門家に1及び2の合計額を支給。ただし、在勤基本手当の40%を限度とする。 1 配偶者 在勤基本手当の25% 2 子 1人につき在勤基本手当の10%
		子女教育手当	1 6才以上18才未満の子を同伴している専門家に子 1人につき月額18,000円を一律に支給。 2 1の専門家のうち在外公館所在地以外の地に居住し 勤務する者に子1人につき年額216,000円を限度に教 育に要した実質額を支給。
		韶学 手当	任国における職務活動に必要な語学(英語,現地語等) の能力が極めて優れていると認定した専門家に対し、次 の語学能力の区分に応じて支給。 1. 1級 在勤器本手当の20% 2. 2級 在勤器本手当の10%
		へき地手当	1. 勤務地及び居住地がへき地であると認定された専門 家に対し、次の区分に応じて支給。 (1) 1級地(在勤基本手当+家族手当)の20% (2) 2級地(在勤基本手当+家族手当)の10% 2. へき地の認定は、事業団内審議委員会で行う。
		特別技術手	1. 職務に必要な技術能力が極めて優れていると認定した専門家に対し、技術能力の区分(4 段階)に応じて支給。 2. 技術能力の認定は、事業団内審議委員会で行う。

昭和57年2月1日技術者管理課

			技術者管理課
	及専門家 任国 ~	「ンドネシァ)	
最高(特号-1)	標 準(8号)	段低(6号-2)	ЖII #5
504,000 円/月	353,600 円/月	249,600 円/月	外務公務員の例に準じ改定。
(限度額) 1,505米ドル/月	899米ドル/月	711米ドル/月	外務公務員の例に準じて支給限度額を改定。通貨間の変動に応じ、年2回調整を実施。住宅事情が特に悪い地域(含インドネシア)は、事業団住宅借上げ制度により特例指置を講じている。
(該当者に対す	 	,	
201,600 円/月	141,440 円/月	99,840 円/月	
86,000 円/月 (子2 人同伴の	该当者に対する額 36,000円/月 该当者に対する最 432,000円/月	36,000 円/月 窃箱)	·
(該当者に対す 50,400円/月 又は 100,800円/月	35,360 円/月 又は	又は	
(該当者に対す 70,560 円/月 又は 141,120 円/月	49.504 四/月 又は	又は	
(該当者に対す A級 9,200 C級 3,100	門/自 B級		○ D級は,現在チームリーダーのみに限定し て認定している。

手 当	• 制	度 名	内
	圆内給付	所属先補で ん金	所属先のある専門家の所属先に対し、その者の派遣中の 給与相当額等(補てん金)を補てん。ただし、補てん金 の限度は月額 550,000 円とする。
		国内作	事業団以外に所属先のない専門家に対し規定額を直接支 給。
福利原在等 諸 制 度	}	一時開風国	当)に派遣している派遣期間2年以上の専門家は、1 年を経た時点で1回、30日間公費による休暇帰国ができる。 2. 派遣期間1年以上の専門家は、扶養親族死亡の場合忌引帰国(公費)ができる。
		学会山盛 帰国	3. 派週期間 2 年以上の専門家は任期中 1 回, 1 5 日間 学会出席のため一時帰国(公費)ができる。
		他與管理 旅行	特定不健康地(中近東,アフリカ諸国)に派遣している 派遣期間2年以上の専門家は,1年に1回公費によりヨ ーロッパ等,先進国に20日間休暇旅行ができる。
		高地健康管理 旅行	高地(標高 2,000 メートル以上の地)に派遣している派 週期間 1 年以上の専門家は,4 カ月に 1 回,4 日間公費 による保養旅行ができる。
		子女一時 呼寄せ	派辺期側が1年以上の専門家は、1年に1回本邦に残留 する20才未満の子を任園に一時呼寄せできる。 住復航空貨のうち1人につき20,000円を差し引いた額 を支給。
	福利學生・ 他 制 度	業務上災害 和 低	専門家が派遣期間中,業務上,負傷,疾病,身体障害又 は死亡等の災害を受けた場合,労災保険(特別加入)か ら補償がある。
		共済給付	派遣期間中の専門家及び同伴扶養親族の業務によらない 負傷,疾病又は出産に対する給付金,死亡に対する弔慰

参考例(一般専門家 任国 イニ	ノドネシア)		4.
最高(特号-1) 標準(3号)	设低(6 号-2)	4h 	考
所属先の給与規程に挑づく額		○国家公務員は、派遣F で、本補てんの対象。	
382,000 円/月 218,000 円/月	127,000円/月		
1. 往復航空賃(ジャカルク〜東京 2 = 844,800円)及び日当,宿泊 を支給。扶養親族同伴可。 2. 往復航空賃(ただし,50,000円 在外諸手当(公費負担期間に限る 3. 往復航空賃,在外諸手当を支給	料,在外諸手当 円は自己負担))を支給。		
1. 往復航空貨, 専門家には1日3 族には1人につき1日10ドルを 2. 旅行期間中も在外諸手当を支給	20日分支給。	0 インドネシアは該当	しない。
1. 往復航空貨, 専門家には1日8 族には1人につき1日10ドルを 2. 旅行期間中6在外諸手当を支給	4日分支給。	ロインドネシアは該当	しない。
(子 1 人を呼奇せた場合の支給額) (ジャカルター東京 172,400円) 172,400円×2-20,000円=32			
(給付基礎目額) 14,000 円/日 (遺跡制度の場合) 年 金 2,861,600 円/年 一時金(遺族特 別支給金) 3,000,000 円	4,000円/日 年金 817,600円/年 一時金 3,000,000円	については、事業団	らない赴任途上の災害 独自に補償。 8才未満の子2人の場

手	职		40	땣	名				内	容
						付, 1.	災額	好見 數	罪金の給付及。 旅業費 出産費 用財金 非祭料 健康診断料 災害見舞金	見舞金の給付、健康診断料の給び予防接価料の給付。 実費 (在動基本手当+家族手当)の70% 専門家本人 2,900 万円 100 万円 (派遣時を除く)の補助 (在動基本手当+家族手当)の火 一種につき5,000 円を限度 (在動基本手当+家族手当)の (在動基本手当+家族手当)の (在動基本手当+家族手当)の (在動基本手当+家族手当)の (在動基本手当+家族手当)の
				生	——— 舌環境 整備	1 ·				で生活が著しく阻害されると認 を整備する。
				生	古保障 制度	設 の 1.	世の 切凹: 派	上生; 支給。 近期)	舌保障金 2.60	
		1		特	別解託 制度	i i				記する者等であって,派迎の可 年間特別嘱託として確保。
₽¥.	¥	赴桐	ite tiki	が対	し、国家・	公伤	Q lik	費規:	定に準じ、日	[当,宿泊料,食卓料,航空貸,

- (注) 1. 長期派遣専門家とは、派遣期間が1年以上の者をいう。
 - 2. 派遣期間が1年未満の短期専門家に対しては、長期派遣専門家に支給される旅費

参考例(一般以	門家 任国 イン	ノドネシア)	4 考		
最高(特得-1)	標準(8号)	战低(6号-2)	·		
			生活環境施設 ○保安施記 ○衛生施設 ○給水及び 設		
(生活保障日額) 6,400円/日	4.400 円/日	2,600 円/日	○支給対象者がその期間の って収入を得るに至ったの失業給付を受けた場合。 ・就職・死亡した場合。 わない。	に場合又は屈用保険 合,その差額を支給	
(蜗託手当) 315,000 円/月	218.000 円/月	149,000 円/月	原則として社会保険に	加入させている。	

のうち、移転料、着後手当及び扶養視族移転料を除く旅役を支給する。

5 開発途上国への赴任にあたって

(1) 赴任にあたって

これまで説明いたしましたように、専門家の赴任にあたりましては、要請、 $\Lambda-1\cdot B-1$ 受人通知と、いくつかのステップを経ることになります。この章では専門家として開発途上国に赴任されるにあたり必要な、いくつか留意事項について述べます。

ィ 専門家の要件

一般に専門家の要件としては、当然のことながら(f) Specify された技術を有すること、(中語学力、(小環境適応力、(中協調性、) 申指導力、(小費任 態等が求められます。

しかし、最も基本的な要件は、人柄にあると言えましょう。

相手国の人々の風俗習慣、考え方を理解し、常に相手の立場に立って物事を判断し、適切な指導をすること、誠意ある接し方は、あらゆる壁をのり越えて、親近感をわかせます。要すれば人間として信頼されることにありましょう。このことは極端な言い方をすれば、言葉や技術は二の次と言っても言いすぎではありません。

したがって、開発途上国の人々と接するにあたってもっとも留意しなければならないのは、相手方を見下すような態度をとってはならないと言う ことでしょう。

開発途上国の人々は、自尊心が強いと一般的に言われます。また宗教等の影響から、日常生活面での律し方、生活様式、考え方が日本人とは異なり、こちらが当然と考えるような事でも異なった反応を示すことが再三あります。こうした点で専門家には異文化への理解、適合性が求められる事になります。

着任され、業務指導を開始されますと様々な点で、約束どおり物事が進まなかったり、腹立たしい事、予期に反した対応などで困られる事などが予想され、心理的・物理的な負担となる事が多々あると思われますが、とにかくあせる事なく、腰をすえて協力を進められる事が肝要です。

(2) 専門家の活動とそのポイント

- ① 現状把握に努め(現地の技術レベル国民性、社会的背景など)、現地政府の要望に合わせて方針、目標を決め、指導する分野を明確にしておくこが必要です。
- ② 現地の様々な factor と自分の factor とを良く考えて、綿密な指導計画 供を作成する(期間・分野の制約の中で)。
- ③ 技術開発の手法(応用)を考える。どういう方法でやれば最善の技術移転の impact が得られるか。
- (4) カウンターパートをちゃんと作っておく。
- ⑤ 自分の使う資機材が周囲にあるかどうか確認しておく。
- ⑥ 研究開発に当たる。(創意・工夫)
- ① 仕事の開始と指導計画の調整を効果的にすすめる。

また、派遣専門家は、業務指導の中で以下の点について、常に留意する必要があり、これらの諸点については本部への業務報告の中で現状を随時報告 して下さい。

- ① 最も効率的技術移転について示唆
- ② 今後の開発をどう考えるか(開発の方向と新たなる認識)。
- ③ どこまで出来たか、結果を確認し、客観的に評価する。

具体的方法について

現地の活動を活発化する意味で業務の支援をしてくれる理解者をつくることが大切です。また直接の指導対象者(相手)に自分の仕事上のスピード・ 方法を熟知させることも欠かせない努力の一つです。

(3) 現地での対応の仕方 (カルチャーショツクからの立直り)

- ① 現地語を覚える。
- ② 現場の社会的基盤がどんなしくみで動いているか良く観察する。
- ③ 相手の要望に対し、柔軟に対処する。
- ① 長期派遣専門家は自分の生活をしっかりと礎き、イライラした態度を示さないこと。

以上のことから前述したとおり専門家としては、

- ① 指導能力のある人
- ② 精神的情緒が安定している人
- ③ 健康で丈夫な体力の持ち主
- ④ 技術(Specify された)がしっかりしている人
- ⑤ コントロールができる人
- ⑥ 言葉(現地通用語)が支障なく話せることutoと言うことになります。

(4) 現地での健康管理のポイント

赴任される専門家の方々は、日本出発時に送別会、荷物のまとめ等に忙殺され、心身ともに疲労され、現地到着後は生活環境の大きな変化もあり、疲労度は大きくなります。特に到着直後は緊張感もありますので、身体の変調も気にかける余裕もありませんが、1~3ヶ月経過後に疲労が一時に出る事が多くあります。

時差等の関係に身体も馴れて来ますが、特に水、食物等の変化と身体の変 調が重なりますので、この時点での健康管理が、専門家は勿論の事、御家族 を含め必要不可欠です。

特に肝炎、マラリア、下痢等の権病に充分気をつけ飲料水には充分に注意 して下さい。マラリアの予防薬は事業団でも用意しています。利用希望の方 は係に申し出て下さい。

当事業部では長期専門家については、別表8の個別専門家携行常備用医薬品及び衛生用材供与一覧表記載の医薬品の携行を認めることといたします。 この医薬品の使用にあたっては、使用説明書を充分に読んでから使用して下さい。

なお, 既派遣の専門家, 邦人等で病気等に際し医薬品を必要とする場合には, 本薬品を積極的に役立てて下さい。

別表 8 個別専門家携行常備用医薬品及び衛生用材供与一覧表

			,		<u> </u>	 ,								· · ·									,		
用床,用具	初月4年、以政12時間にとに2段を持ち	1.0数局限器に供給		181-3回维布							数ロを冷凍にしたのち毎日にガーゼをか て、その上に効能をおいて包括する														配配的2-42. 1時に軽用投与カコギ
极	発熱をともなう強い下剤	明在性化糖性细染症,糖皮症,肠癌。 火傷に伴う類似症	房业スプレー	妊症性皮ン氏の, 骨体, アレルギー性 炎症, 引やけ					,		方面型の近辺、現時的に単位。 ランボン、乾燥、東辺氏を														特性急性便秘, 各種健康にもとずく女
# #	100 T	5 f × 2	100 1	5 F X 2	50 F X 12	88 £7.	371X 47 KK	60 #.A	× al Si	8	80 PCA	¥	1.2× 3×	2 14.7	ナナンレス	ホケンレス	#13	オキンレス	61	3.8m× 4m×2	6.2mX 6.5mX2	8		(10 #×2) ×2	300 T
*	26 4 3 7 4	チラマイシン教養	-4227621	フルコート教育	オーマグランサルシ	トクホン育選科	オトエオぐお	#	1 #	15 EP 44	7-11-12-6	声 角 市	心味如常(ニチベン)	看	1 4 4	4 7 4	# #	E 14 3	母	金		サンクを	74272K#}	(* * * * C B B	. V 4 4
点 佐 ・ 指 鼻		1 1 3 1 1 1 3 1 1	1月3段1日3月6次後, 日明又は州水に丁卯川	1回2年 1日3-4年配用	1段2~3粒ずつを削助均量 ただし、1月12枚まで	1回1~2なずつ 1日2~3回型川	101-2年41-2回期間	1日1歳そのまずに配用時別は年後6~7時の配の数を効果的	1月11~2年ずつ1日3~4時毎食後, 配数前に関係を開発を表現しませば、1月1日の日本には「1月1日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本	1回1カプセルー2カプセルも6時間は	3 ~4時間でとに1整ずつ口中に含んで行 効度分が等待に移動関係にれるように	体系しば出り10年を1回撃用	182-88 1621°		1月3~4同年4		世紀に独心する) 月数科划是化功威する	動和に飲何以上十分に作る		発達の行すンのように使作する	回2~8時ずつ 日5~6回点衛	以死生命	
8		女人とど、女かとど、更もに、四面道分、面供、いかしが、	时隔,时始,但福,母社。女故不断, 下唐、岳代、治化不存。 對20人 國20人	台・監査部カナル、近代不良、銀行財 女政部、口家中語、下略、保持	こので	219:3	F14727	アフチオー和語数画、群众、女群以籍、田、花の歌、アフチオー在建設第	強い組みやYIOUの人を併う急性限度 必要性の化粧系数	女母。分妻、瓜太啓父。天宗、赤を祭。大理の、 大田の ・ 大田の ・ 大田の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ロ内県および鳴戦内の支延の予防と他 数	CKWBM	这些,你但许许说,同吗,反话,在师 第,少过的	是约中高, 祇福中五, 自家中西, 金属 中高	日降、カンダン丘、ぞン南	#ida	益・機性保険投ラス、ジンでは、神経 投ラ次		前島、松子れ、虫さされ、とびひ、火山、手部の分間、南本	おこう、誰のいにあ、うちみ、神経者。 サラフナ、くじき、独さされ	パップ税	新いかぶれ、あせも、ただれ、最終。 にきび、投ラの水停、予禁の前着	MRA. 606512	沒少的保証の社會に指。 第二年第四日 第二年日の前第	
ts k:	ΙĚ		# %	£ 25	100 T	7 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	18 F	T 951	10. 100.	1——		12	F Q	100 sg 100 T		ล	18	ē) B	7# 58	10 85	60 #×3	15afx2	100 = 7	1
*0	7,	13. 12. 14.	ii 24 A	1+347 BM	2 1 2 2 7 7	21 × / 6 ×	# 4 2 C #	プロエントラ記	買っとのスト	ナンビシリンカブセル (F E ベニ・クス)		21/4/1/2/12	4 × × 12	5542(F45E)	メンベンドクリー4	149794-4	129 123-200F	チャベンンタムS政府	74027V-K	7 8 7	X 4 4 4 X	3 イルンゼケン E	大学サルファー目長	サンチューの発	A continue to the case

(5) 日常生活の注意

(イ) 使用人との関係

開発途上国に赴任される専門家の多くは、赴任国にもよりますが、使用人を使っての生活を経験されることになります。使用人の雇用に際しては、前任者からの引継ぎや、他の専門家からの紹介等による出来るだけ身元の明確な者を雇用する必要があります。また、多くの場合、労働目的は単目的になり、全てをとりしきる形での雇用契約は不可能で、門衛は門衛としての職務、庭番は庭番としての職務しか行なわないのが通常の雇用形態です。

また、使用人は、その国の労働法や労基法等の適用を受けることがありますので、雇用にあたっては事前に充分調査しておいて下さい。(例、労働時間、最低賃金、退職金、社会保障等)

一般に開発途上国の人達は、その国の伝統、風俗習慣、宗教等による形 響のもと生活を律してきておりますので、物や他人の財産に対する考え方 が、日本人とは異なる場合があります。したがって、日本人の側からこれ らを充分留意して、紛失、盗難等は自己防衛する必要があります。使用人 との関係では雇用主としての個は保持しつつも、他方では信頼、敬愛され る雇用主としての関係に充分配慮して下さい。特に生活上は家族を含め、 鍵の習慣に早く慣れるようにするとともに重要な身の廻り品等を保管する 部屋、トランク等は必ず旋錠するようにして下さい。

(印) 住 宅

着任後、前任者の住宅を引継ぐ場合を除き、新規に住宅を探す場合については、任国における他の専門家、事務所等のアドバイスを必ず受けるようにして下さい。

- 一般に住宅を探す場合の要件としては,
- イ 生活環境, 買物, 子女の通学等の便宜
- ロ 勤務先との距離
- ハー家屋の構造,スペース,設備,価格

等に配慮するとともに契約内容に充分気を付けて下さい。(帰国の際等の 解約条項) 特に家具付きの場合は、その数、損傷度、更に家屋のイタミ具合は事前に家主との間で確認をとり、その補修、経費負担等を取り極めて下さい。 特に契約価格等は周辺の価格、条件の等しい他の専門家の借料を参考に 交渉する必要があります。

また、附借設備等については、電気、水道、排水(風呂、トイレを含む)、 電話引込み等を確認するとともに、防犯上のチェック(旋錠、門壁、柵、 窓等)に充分配慮して下さい。

(6) 交通事故の防止

過去に発生している事故の多くは次のようなケースです。

- ① 直線道路でスピードの出し過ぎに起因し路面の変化に対応出来ず路肩よりの転落
- ② 直線道路での居眠り運転等による道路柵, 立木, 対向車輛との衝突, 停 車中の他の車輌への追突
- ③ 交叉点、サークル内での不注意による接触・衝突事故
- ① 車輌整備等の不充分さに起因する事故(ブレーキ故障等)不幸にして事故が発生した場合においては、早急に次のアクションをとって下さい。
- ② 現場の保持, 警察への通報, 事務所・大使館への通報(軽度な車輌事故の際は不要), (必要な場合の保持, 事務所, 大使館等の顧問弁護士との相談)事業団本部への通報, (事故状況を出来るだけ詳細に)保険会社への通報
- 回 わが国の免許を有する方は出来るだけ国際免許証へ切り換えの上持参されるようにして下さい。
- 各専門家には必ず、自動車保険(強制保険制度は殆んどの国が無い)に加入して下さい。
- 着任後 2~8ヶ月に事故の発生率が高くなっております。交通規則,道路 の通行方向(左側通行)等がわが国と異なる国が多いので,出来るだけ早 く慣れる必要があります。

6 国際紛争,治安の悪化等に対する対処について

(1) 盗難, その他

わが国を含め、いづれの国においても盗難等の発生率は近年増加傾向にあります。

赴任途次の空港、ホテル、任国到着後のホテル、買物等の際、現金、小切手、パスポート等紛失したり盗難に合ったりしないよう具々も御留意下さい。 自分だけは安全と考えられることは危険です。

多額の現金等は必要な時以外は出来るだけ持たないようにして下さい。 特に空港、外貨交換所、銀行退出時等は気をつけて下さい。

(2) 国際紛争, 国内紛争の際の処置

最近開発途上の国では、国内的要因による治安の悪化及び国際紛争等が発生するケースが多くあるところ、この場合の対処は以下によって行なって下さい。

- (4) 一般に専門家は一般の民間在留邦人と異なり、政府ベースの協力のもと派遣されておりますので、その行動には慎重さを要します。直接的な生命財産に影響を生じる恐れのある緊急な場合を除き、在外公館及び当事業団事務所等との密接な連絡のもとに行動して下さい。
- (ロ) 専門家間の連絡手段,避難方法,ルート等は事態が深刻な段階に進む前 に充分協議しておく必換があります。
- 17 緊急時等の処置としては、次の二つがあります。

① 緊急一時避難

国内・国際紛争等の影響を受けて、専門家が一時的に任国外に避難せ ざるを得ない事態が発生した場合、緊急やむを得ぬ場合を除き、任国の わが方、大便節等を経由し、事業団に申請しその許可を得た上で近隣の 国へ一時避難を行なうことが出来ます。

この場合においては、旅費、滞在費等は規定により支給されますが、 これはあくまでも短期間紛争の解決が見通せる場合に限られます。

なお、一時避難後も事態の解決がない場合においては、帰国していた だくこととなります。

② 早期帰国(緊急避難)

戦乱,内乱等の非常事態により,技術協力が困難であり,その早期解 決の見通しがない場合においては(1)と同様手続きを経て事業団総裁の緊 急避難命令に従って所定の派遣期間満了前に本邦に帰国していただく事 があります。

いずれの場合も役務提供契約に定められた派遣期間にかかわらず、帰国後30日を限度として緊急避難期間が適用され、状況によりこの期間は、最大90日間まで延長がありますが、避難の際におけるさまざまな要因から、ケース・バイ・ケースで事業団の規程により、その取扱いが定められます。

(1) 災害見舞金

こうした場合で、その後、任国に帰任出来なかった場合や、地震、水 事、火災、その他の非常災害により、任国にある家財の火以上が滅失 した場合には、在勤基本手当(家族手当を含む)の月額の火に相当す る額を災害見舞金として給付します。

(1) 専門家損害救済金

専門家が任地に挑行した家財,又は任地で取得した家財が、(1)と同様の理由の非常災害(盗難は原則として非常災害に該当しません)により,適切な措置を識じられず滅失・破損した場合事業団は損害の全部又は一部を補てんするため,査定の上,専門家1人につき100万円(扶養親族を随伴している場合には140万円)を限度額として損害救済金を支給します。

ただし、被害家財のうち1件の取得価格が10,000円未満の物品、 消耗品並びに現金・有価証券・貴金属等被害事実及び損害額の客観的 立証が困難な動産は、特に明白な証拠のない限り補てん対象としません。

また、相手国政府、保険会社から補償がある場合は、補償額確認の 後、損害救済金額を決定します。

担害救済金を受けようとする専門家は、損害救済金支給認定申請書 を事業団海外事務所又は在外公館を経由して、かつ、その証明を添え て提出して下さい。 なお、損害救済金支給認定には、被害家財の取得価格及び取得時期を証 を証明する証拠事類が必要となりますので、1件10,000円以上の物品を 購入した場合は領収事等忘れずに保管しておいて下さい。

なお, (1)及び(11)とも挑行機材等の公用品については適用されません。

- (二) 緊急避難等による帰国の際はとくに下記の事項について充分に確認して下さい。
 - ① 通報及び承認(大使館,本部) 任地を離脱する日及びルート,手段,氏名リスト,第1次中継地 (安全な)からの離脱,到着,通報
 - ② 経 費

離脱にともなう経費明細の把握(車輌借上,ホテル代等),残置された家財等のリスト,価格明細(精算が必要となる為)

② 到 着

一時避難国については、到着日、宿泊又び連絡先、本邦帰国の場合には、帰国日、フライト、帰国者リスト、航空券等の手配の必要性、 同送付先の連絡を何らかの手段で本部宛行なって下さい。

7 専門家派遣事業の主な業務手続と注意事項

(1) 渡航経費等の支払い

事業団は,派遣手続の事務処理上,下記のとおり旅費及び派遣手当を支払 います。

(イ) 派遣前における支払い

長期派遣専門家 には、赴任のための旅費として、航空賃(実際は切符)等、日当、宿泊料(又は食卓料)、支度料、移転料、旅行雑費(健康診断に要した費用、予防接種の費用等で立替領収售が示されたものに限る。健康診断料については限度額あり。)、着後手当及び内国旅費のそれぞれ全額を、派遣手当として、在勤基本手当、家族手当¹⁾、子女教育手当(一律分²⁾、へき地手当³⁾、語学手当⁴⁾、等(1)から4)は該当専門家のみに支給。3)から4)については後払いの場合があります。)及び住居手当(住居手当限度額の8割以内の額。後ほど、住居手当認定申請書の提出をまって精算いたします。)のおおむね当初2カ月分を、赴任時において支払います。

短期派遣専門家 には旅費(移転料及び着後手当を除く。), 語学手当等, (該当者のみ支給。)を支給しますが, 派遣期間が6ヵ月以内の場合は派遣期間区分の旅費を, 派遣期間が6ヵ月を超える場合は6ヵ月分の旅費を, 赴任時に事業団において支払います。短期派遣専門家に対する語学手当等の派遣前, 派遣中の支給については, 原則として長期派遣専門家に対する派遣手当の支給方法に準じます。

(中) 派遣中の支払い口座の開設及び送金

① 滞在費等の送金

派遣中事業団から専門家へ支払う経費(国内権は除く。)は外地の銀行を通じて送金します。長期派遣専門家に対する派遣手当の3ヵ月目以降の支給分あるいは短期派遣専門家の6ヵ月目以降分の日当・宿泊料(又は食卓料)は、毎月送金します。

② 送金期間及びその内容

送金時期は、当該月の中旬には指定銀行に届くよう振り込みます。 (東京銀行での送金実行日は毎月5日前後ですが、通信事情の悪い地域 にある銀行への振込みは若干遅れることがあります。〉

送金内容は、別途「滞在費等支給明細售」(別表9)によって各専門家にお知らせしますが、指定銀行への入金日と明細售の到着日は通信事情により若干前後しますのであらかじめ御了承下さい。

③ 口座開設

専門家は赴任前又は着任後速やかに銀行口座を開設し、事業団に滞在 費等受取銀行口座指定届を提出して下さい。外地の銀行は、任国内の銀 行でも他の国の銀行でも差し支えありません。ただし、東銀の融資を受 ける場合は、東京銀行信託会社ニューヨーク本店に口座開設をして下さ い。

- イ 口座開設にあたって、原則的には滞在費等口座と公費(現地業務費)口座を開設して下さい。尚、開設銀行については出来る限り、事業団の推薦する銀行を利用して下さい。また、国によっては、個人で二つの口座の開設が禁じられている国もありますので御注意下さい。
- ロ 公費口座は出来る限り現地の銀行を利用すると便利です。
- ハ 滞在費等の受取銀行口座指定届(以下「口座届」という)を提出する際 には以下の点を明記して下さい。
 - ① 銀行名及び支店名(支店名が不明ですと入金されません)。
 - ② 銀行所在地(これには都市名だけでなく、町名番地まで記入して下さい。電算機入力に伴うコーディングの際重要な要素となります)。
 - ③ 口座名義人及び口座番号

	TARO KOKUSAI	C/O COMMERCIL CENIRE, IELEFRONE, ORGANIZATION OF THAILAND,		ASDK-DINDAENG, BANGKOK 4, THAILAND	10 W 12 W 11 W 11 W 11 W 11 W 11		1	特別技術手当日 当福 泊 科 合 計	-		兩在實等支給合計額 公 費 合 計 額 .		0	拉 聚 合 計 路引发路距	S 294 7593 553967	
	TARO K	DMMEKCIL 17ATION		DINDAENG DINDAENG				子女教育手些		36,000	20 ¥ CC		_	7	_	名名
	MR.				2			住居手当		294	6 6		11	1	-	
	13/24	ļ	2	タロウ殿	, ,		%	解地手监	<u> </u>	<u>.</u>	£ ‡01 * d			.	· -	横。
	等支給明細書 ハォɔ+カɔ_80/03/25 ~ 82/03/24		ا	1747	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		20 %	語字手品	2440	, 61330	たここう		-		-	
	5月細書 5.80/03/7	1177	H.		ŀ		光 0 4	家族平当	4880	122,760	日本 日		 -	可数金字 類金	171	臣 畢 号
	滞在費等支給明細書 it52#32 80/03	ᆈ	张 編 等 号	4793407	- 20 紀 見 東	•	1 7 2 F	在動業本手当	12200	306900	現地樂遊廳		15000	委賽共済掛金	119] [
11-02	上	Į	夷	4	1	M 32 1	# 社	<u> </u>	¥K		\$ <u>4</u>	13			对 禁 截]

(注) 1. 住居手当欄のSは米国通貨ドルを示します。

謝在職等 THE BANK OF TOKYO LTD。 (公 胃) A/C NO・1164 (THE BANK OF TOKYO LTD。 2 在勤基本手当,家族手当,謂学手当等の欄の下段に表示されている額は,当該支給月の支給基本手当額, (住居手当はその月の 設定月額)上段は当該月前までの調整額を意味します。

BANGKOK / (A/C NO. 1163

① 送金先別口座開設方法及び口座番号の通知要領

専門家への最初の送金は、口座開設されていない状態(Account open)で実施されますが、2回目の送金からは口座番号が必要となります。従って最初の送金受領後小切手帳及び入金通知書を受け取った際、速やかに小切手帳に表示されている口座番号を口座開設届に記入の上事業団に連絡して下さい。

なお、銀行口座の開設にあたっては、任国により事情がことなります ので派遣前に充分担当者に確認下さい。

イ・東京銀行信託会社ニューヨーク(以下東信ニューヨーク)を送信先 とする場合

口壓開設依頼手続を出発前に東京(JICA)にて行ない(Account open)第1回目の入金後、東信ニューヨークからの小切手帳及び入金通知書の送付によって知らされる口座番号を滞在費等銀行口座届に記入し、速やかに本事業団宛送付して下さい。

- ロ・現地から東信ニューヨークに対し口座開設依頼手続き完了後, 事業 団に対し送金先を東信ニューヨークにするよう依頼する。
- ハ. 現地銀行を送金先とする場合
 - ① 現地銀行に入金し、口座開設後、口座番号を滞在費等銀行口座届 に記入し速やかに事業団宛送付して下さい。
- ⑤ 送金レート

日本円と外国通貨との交換レートは、送金日当日の東京外国為替市場 におけるスポット買いの第1相場のレートによりますが、このレート表 示は技術的に困難なため前記明細贯には記載されません。

⑩ 任期終了時の送金

任期終了日の屆する月の派遣手当は、原則として帰国後精算のうえ支 払います。

- ① 銀行口座開設上の参考事項
 - イ 東京銀行信託会社ニューヨーク本店
 - ① 口座開設依頼手続が出発前に東京(事業団)で行う事ができる。
 - ① 現地銀行に較べ財産保持が安全である。(ドル口座で開設)

- ⑩ 取立は現地銀行を通じて行うため現金化するための日数がかかりますので、この点は不便になります。(約1ヶ月)
- 口 本邦銀行各国支店
 - ① 本邦銀行各国支店に入金し、速かに口座届を提出する。
 - (f) ドル口座が開設できる。

ハ 現地銀行

- ① 公費口座は現地銀行が便利です。
- ドル口座が開設できなくて、現地通貨口座のみしか開設できなく、 又現地通貨から米ドルへの交換が制限される国があるので注意が必 要です。
- 政情不安定な国においては、財産の保持が充分でない場合がある。
- ⑩ 現地銀行に入金し、速かに口座届を提出する。
- ⑧ 東京銀行信託会社ニューヨーク本店への口座開設
 - イ 東京銀行信託会社ニューヨーク本店への預金口座の開設手続
 - ① 東京銀行信託会社ニューヨーク本店(The Bank of Tokyo Trust Company New York Main Office … 100 Broadway. New York, N.Y. 10005 U.S.A. 以下「東信本店」とする。)に預金口座(Personal Checking Account) を開設する場合は、出発する前にあらかじめその手続を行う事が出来ます。

ただし、実際に口座が開設されるのは、事業団より第一回分の在 勤手当が、東信本店に送金され、同店が受入れた後となる。

第一回分の在勤手当を同店が受入れると同時に, 東信本店は, 小 切手帳及び入金通知書を送付します。

これにより、口座が開設された事となります。

- むお、上記により、東信本店に預金口座を開設された専門家は、
 赴任地(現地銀行)にも銀行預金口座を開設してください。
- ロ 東信本店に開設された預金口座より任地はおいて預金を引き出す場合には、
 - ① 同店より送付された小切手を振り出してそれを任国の取引銀行に 持込み、小切手の取立依頼を行います。この場合小切手はパーソナ

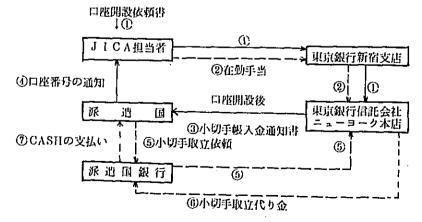
ルチェックのため、任国の取引銀行の窓口ではすぐには現金化されません。現金化するには、この小切手が取引銀行経由で東信本店に送られ、預金勘定の引落しをした後、同店の資金が任国取引銀行に到着した時となります。この期間は、任国の地域の郵便事情により異なりますが、1カ月位必要となります。急ぐ場合は、「電信送金、電信料は天引き扱い。」と指示してください。

① 東信本店の口座の使用にあたっては、小切手を振出す都度、別紙にその小切手番号及び金額を記入しておき、残高を確認しておいてください。また、月々東信本店より送付される残高証明書を入手された際には、必ず自分の記録と突き合わせるようにしてください。

ハ その他

- ① 任地において、急に現金が必要となる事があると思われるので、 日常生活で必要となると見込まれる程度の預金を任地の現地銀行口 座として開設することが便利です。
- 東信本店にある口座は、日本にあるパーソナルチェックの口座と 異なり月の平均残高が300ドル以下になりますと自動的に口座から手数料が月間2ドル引き落とされるようになっております。
- 毎 任期をおえ日本に帰る際には、東信本店の口座の解約手続をして下さい。

手続きは、日本語で解約を申し出る旨の簡単な依頼書を作成のう え口座解約後の残高の送金先銀行名、受取人名、振込口座番号、住 所及び届け済みのサインを記入し、東信本店あて送付して下さい。



-42-

(2) 住居手当

(イ) 住居手当の支給要件

長期派遣専門家が任国において住居を契約する場合は「派遣専門家の手引」, (以下「手引」という)の住居手当の項を必ず読んで下さい。

一般に専門家の住宅については、次の五つの形態により住宅の確保がされます。 ⑦専門家が相手国における住宅所有者から私契約によって一定期間賃貸借契約を結ぶ場合、回ホテル等に滞在する場合、②任国政府から現金の提供がある場合、②住宅そのものの提供がある場合、③①及②が併用される場合、このいづれの場合についても事業団における住居手当の認定は異なることとなります。また、住居手当は全て申請が前提となりますので特に注意して下さい。なお、申請にあたっては、事業団海外事務所又は在外公館の証明を受ける必要があります。

(中) 住居手当の認定申請

① 概算支給

前述のとおり住居手当は専門家からの申請に基づき支給しますが、赴任時に限り、1ヶ月+αヶ月(0≤α≤1)を当該専門家の住居手当上限額の80%を限度として支給することができます。したがって、暦月の3ヵ月目からは申請書に基づき支給し、その際赴任時に概算支給された手当は精算されます。又、3ヵ月目の送金までに申請がない場合は、申請されるまで一時住居手当は支給されませんので特に注意して下さい。ただし、事業団借上げ住宅制度の適応を受ける特殊区域(6ヵ月以上の家賃の前払いが必要である区域等)については別途、概算支給方法があります。(事業団借上げ住宅制度、参照)

② 認定申請及び支給額

イ 短期間ホテル滞在の場合

住居手当認定申請告「ホテル等用」及び「借上げ住宅用」と併せて 同時に申請して下さい。申請にあたっては、室料の支払いを明らかに する領収費、明細費等を必ず添付して下さい。申すまでもありません が、飲食代は対象となりません。又、金額の記入欄には、通貨の単位 を明記して下さい。

ロ 長期間ホテル滞在の場合

住宅事情等の関係から一般住宅に入居されないでホテルに長期滞在する場合は、ホテル責任者(支配人等)から契約售を取り付ける必要があります。この場合契約售には契約期間、室料、契約日を明記して「借上げ住宅用」の住居手当認定申請售で申請して下さい。

ハ 民間住宅に入居する場合

住宅調告を記入するにあたり、調告裏側の「記載上の注意」を参照 の上記入して下さい。又、契約月日、契約期間家賃は重要な事項です ので特に注意して記入して下さい。

特に米貨換算レート適用日は契約日としておりますので注意して下さい。尚、本邦における換算レートは「東京銀行月報」の電信買レートを基準にしています。

ニ 任国政府等から住宅の提供がある場合

一般に住居手当は、支給されません。しかし、提供住宅が不完全であると認められた場合(住居調書による)においてはその状態に応じて住居手当限度額の10%、または20%相当額が支給されることになります。ただし、この場合附帯設備の工事費や購入投等は認定額の査定上考慮されません。

ホ 任国政府等から現金の提供がある場合

この場合は、住居手当の申請をする際、現金提供報告書を必ず提出 して下さい。なお、明らかに現金提供を受けており任国政府より A′、 フォーム等公文書で提供が確認されているものについては、報告書が 未提出のものでも認定額の査定上考慮する場合があります。

へ 任国政府から住宅の提供があり、かつ現金の提供がある場合 現金提供額が在勤基本手当の10%以下の場合は調整は行ないませ んが、10%以上の場合は在勤基本手当を調整します。

ただし、事業団から支払う住居手当がある時は、住居手当からの控 除を優先します。

い 事業団借上げ住宅制度

① 特殊区域の指定

事業団では、原則として6カ月以上の家賃の前払いが慣行となっている地域又は家賃が著しく高い地域を特殊区域と指定しております。(別表10)

② 概算支給

特殊区域を任地とする専門家の場合、原則として赴任時における概算 支給は行いません。しかし、住宅を確保するために前払い金が必要な場 合には、①家賃月額、②契約期間及び前払い期間、②振込み銀行、支店 名、口座番号を明記した事務連絡等の文書(電信等)を提出して下さい。 この場合には仮に認定額を定め、概算額上限額の8割以下を送金します。 この場合本部では認定申請書の到着をまって正式に認定を行ない事業 団負担金額を定め精算します。

R	名	区	域	Œ	1	2	i	区	越
インドネシ	ア	全 城		1	ラ	_	ク	バグダッド	区域
ラ オ	ス	ヴィエンチャ	・ン区域	زز	g JV	グ	ン	アンマン区	域
バングラデ	シュ	ダッカ区域		ザ	1	_	ル	キンシャサ	区域
ピル	マ	企 城		銀	牙	桐	料	アビジャン	区域
パキスタ	ン	企 城		ソ	マ	ŋ	ァ	モガディシ	才区域
サウディ・アラ	ピア	全 城		þ	ン ザ	=	ァ	全 域	
1 = 1	ン	サナ区域		ŋ	ベ	1)	ァ	全 域	
シリ	ァ	全 域		Æ	- y &	> =	ア	ヌアディフ	/区域
アラブ首長国	亚邦	全 城		ス	-	9	ン	全 城	

別表 10 特殊区域(昭和57年3月31日現在)

仁) その他の注意すべき点

- ① 契約締結に際して、契約期間の設定は任期終了日をもって契約期間の 末日とするように努めて下さい。
- ② 転居や契約延長等で契約内容に変更が発生した場合にも、変更発生時 点から1ヵ月以内に住宅調告を提出して下さい。尚、契約期間が切れて、 2ヶ月を過ぎても提出がない場合には、住居手当の支給を一時見合わせ る事が有りますので御往意下さい。
- ③ 出発時に概算支給(一括前払いを除く)された場合は、定期送金時に

は概算送金されません。従って、未だ、住宅契約が行なわれていない段階でも、至急ホテル代のみの申請費を提出して下さい。

- ① 任国政府等より現金供与がある場合、その額をすべて(住居手当として支給されたもの以外も)その明細を必ず報告して下さい。
- ⑤ 事業団借上げ住宅において長期概算支給する場合, 査定, 精算等の都合上, 原則として上限額まで支給できませんのであらかじめ御承知下さい。

(3) 携 行 機 材

イ 範 囲

①派遣専門家の現地指導に必要な機材で、①相手国から提供されないもの、回任国での調達が困難な機材に限り事業団が専門家からの申請に基づいて購送する。②専門家が所有する機材で指導上必要な機材の輸送経費が含まれます。

口 分 類

職送機材(事業団が購入,送付する機材で,現地引取りの時点で相手国 に贈与する。原則として日本製品に限られ、引取り、諸掛り、任国内輸送 費は相手国負担)

輸送機材(事業団が技術協力に必要と認めた専門家所有の機材で往復の 輸送費は事業団が負担します。但し、国内輸送費、引取り諸掛、任国内輸 送費は原則として負担しません)

ハ 瞬送金額

輸送費を含まず、長期専門家 5 0 万程度、短期専門家 8 5万程度。原則 として、1人年1回の購送請求を受けてますが、必要に応じ追加購送を認 める場合もあります。

ニ 申請上の注意

① 事業団は専門家の申請「機材購送申請及び理由告」により手続を行ないますが、機材の仕様(電源し電圧、プラス・マイナスの許容度、ヘルツ、フェーズ 1周波数、性能、附属品、形式、数量、参考銘柄〔会社名、TEL、参考型式、金額カタログ等あればそのコピーを貼付、銘柄指定

の場合はその理由 〕)等,明確にされて申請して下さい。付属品,予備 部品についても同様,当該機材の必要理由も必ず記載の事,特殊仕様は 特に詳細に説明して下さい。

なお、機材購送申請には必ず記名捺印して下さい。チーム派遣の場合 は連名にして下さい。

- ③ 赴任後の申請は相手国政府,所属機関,大使館,JICA事務所等と 充分協議の上申請して下さい。(但し,コミットメントは控える)
- ① 購送,輸送の区分を明確にし、一般機材購入,售籍,文房具(含雑貨)をそれぞれ別用紙に記入して下さい。但し、一般的な語学辞典,参考售(当該分野に関係ない。)の購送は認めません。(専門費の購入については10万円,文具類は5万円がそれぞれ上限であるが文具類については,持込みが禁じられている国(例,ブラジル)もあるので御注意下さい。)
- ⑤ 機材の構送→受領には通常2~3ヶ月を要します。受注生産のものは 一般に6ヶ月程度の製造期間が必要です。

機材の申請背類は必ず写をとって手元に残しておいて下さい。

- ⑩ 輸出保険との関連で、品目でとの価格が判明している場合はその価格を記入して下さい。
- ⑦ 機材の調達にあたっては、入札等により業者を選定するので、業者への直接発注は絶対に行なわないで下さい。
- ® 現地調達(但し、事務所所在国派出専門家に限る)可能な物品は明記して下さい。また、小額事務用品はなるべく現地業務費を活用して下さ
- ⑩ 機材の発送にあたっては、輸出貿易管理令の規定にもとづく、輸出手続が必要になります。エクセス等で送る場合でも必要となりますので、 担当者と充分協議して下さい。

ホ 機材の引取り

携行機材は、引取り手続との関連から、専門家所属機関あるいは、相手国政府の窓口機関宛に送付されることとなり、専門家宛とはなっていないので、到着通知があり次第所属機関と協議の上、すみやかに引取りを行なって下さい。

機材は、現地到着後、引き取りの時点で相手国に供与されたこととなります。引取り費用は原則として相手国側の負担となっています。供与した機材を専門家が使用する場合は、在外公館、JIOA事務所を通じ、あらかじめ、相手国政府、所属機関等の了解を得ておく必要があります。機材は専門家在任中はその管理下で使用され、離任後はカウンターパートにより、充分活用が図られる事が必要で、運用コスト等相手国政府が負担可能であることを確認の上申請することが必要です。

なお、輸送機材の引き取り費用は専門家の負担となりますが、事情によっては現地業務費の臨時支給を検討しますので申請して下さい。

勿論、個人用のものは負担いたしません

へ 輸送にともなう書類

機材の送付方法は原則として、航空貨物(エアーカーゴ)、重量や容積が大きい場合は海送となります。赴任後の業務上早急に必要な場合はエクセス(携行)によることも可能です。

輸送関係背類は、事業団より外務省経由、在外公館に送付しますが、遅延した際は、事業団より専門家に直接送付するコピーをもとに、在外公館より保証售(Letter of Guarantee)の発給を受け、引き取り手続を行なうことが可能です。

一般に作成される皆類としては、Bill of Lading (空送の場合 Airway Bill), Insurance policy (オリジナルは事業団保管) Invoice、Packing List, Measurement Certificate (空送を除く)が作成され、そのコピーが専門家苑に送付されます。

なお、購送される機材には、別送手荷物及び超過手荷物を除き金て、特別約款の付された保険がかけてあり、機材の引取り時に破損、紛失等の事故が発見された場合は直ちに事業団に報告して下さい。(保険求債期間の

関係があります。)無事受領を確認した場合には、機材検収調費に必要事項記入の上必ず本部に提出して下さい。また、任期終了後本邦への帰国にあたっては、赴任時携行した輸送機材は、その全部または一部を、あらかじめ承認された方法(船便または別送扱等で任国出発日2ヵ月前までに申請費を事業団に提出し、その承認を受けた場合)により本邦に返送する場合、その経費が支給されますので、精算に支障のないよう、私物とは別梱包の上、事業団派遣担当課宛送付下さい。

ト 携行機材の受領確認

携行機材については、専門家帰国直前に当該機材の受領售を取り付け、 機材の引渡しを行なって下さい。

	 					· · · · · · · · · · · · · · · · · · · 		
		機	材検収調[B (仕 向 均	4用)			
					阳和	年	月	日
国際	张協力事業 因	1						:
	船	波	殿					
				任	国:			
				莽	種:			
				τţ	7門家名:			
7	下記のとおり) 機材を	e 検収しまし	たので報告	iします。			
				記				
1	船,空便名	3						
2	陸揚港(3	2港)4	名及び到着年	月日	年	月	日	
3	配属先,至	间着年月	目目		年	月	E	
4	B/L (A	IRW	Y BILL) ナンバ・	_			
5	1 N V O I (DE ナ	ンパー					
6	PACKII	NG L	IST ナン	バー				ļ
7	保険証券:	ナンバ・						
8	主要機材名	ዷ						
9	検収結果							

- 1) 検収年月日, 場所(開梱年月日) 年 月 日, 場所
- ||) 荷姿、(外装及び内装,各ケース毎)
- (11) 損害の有無及び種類

1 不着, 2 不足、3 破損, 4 水濡(海水、雨濡), 5 汚損, 6 銷損, 7 その他()

- iV)上記機材につき保険求償手続が必要の場合紛失,破損の状況(できれば開棚時の写真添付)
- 10 船荷証券面に貨物状態に関する摘要があれば記入して下さい。
- 11 税関等での貨物状態に関する摘要があれば記入して下さい。
- 12 その他(個包状態等)

チ 携行機材の使用

携行機材は専門家の技術指導ならびに活動上必要とするものを供与するものであり、申すまでもなく公用品です。どのような場合においても自宅等に置き私的に使用する等の行為は誤解を生みますので絶対に行なわないで下さい。帰任にあたっては、消耗品(文具・紙類を除き)以外の物品については、配属先に引渡しの上相手国からの受領書、後任者がある場合は後任者から引継き受領書をとり、本部宛提出して下さい。

(4) 報告書の作成及び提出について

専門家の報告書は、専門家派遣事業に携わる関係者が業務の進捗状況及び 業務環境を的確に把握し、より効果ある技術協力を進めていく上で、不可欠 のものであります。

また、報告書は、後続専門家にとって重要な情報であるとともに国際協力 に関する貴重な情報、資料として広く活用されます。

つきましては、以下の要領で報告書を作成し、提出して下さい。なお、在 外公館、事業団海外事務所に対しても随時連絡、報告を行なうことは必要不 可欠であり、重要な事項に関しては、これら機関を経由の上、報告書を提出 して下さい。大使館、事務所のない場合は本部に直送して下さい。また、報 告書の通し番号、報告年月日等も必ず記入の上重要と思われるものについて は事務所所在地にあっては、事務所にコピーを提出して下さい。事業団では 受領の都度派遣事業部長名で受領通知を送付いたします。

- (イ) 報告書の種類と提出時期
 - ① 着 任 報 告:着任後出来るだけ早急に
 - ② 赴任時報告售:任期3ヶ月以上の専門家は,赴任後2ヵ月以内
 - ③ 定 期報告告:任期6ヶ月以上の専門家は、最低3ヶ月に1回(赴任時報告告提出後)
 - ① 中間報告 告:任期2年以上の専門家は、その任期の中間時期
 - ⑤ 指導計画報告書:任期延長決定後1カ月以内
 - ⑩ 総合報告 書:全専門家に対し帰国後1ヵ月以内
 - ⑦ 事 務 連 絡: 随 時

その他,任国政府に提出した報告售等も添付售類として,付け加えて下さなお,任期3ヵ月未満の短期専門家は業務日誌を帰国後1ヵ月以内に総合報告書に添付して提出して下さい。

(ロ) 各報告售の記載内容

① 着任報告

現地到着後,速やかに海外事務所,在外公館へ出向き,滞在手続(滞在ヴィザへの切換等)を行ない,その紹介等により任国所属機関に、出向くとともに着任直後の最初の報告として、(派遣期間が短い場合以外は),次のものを貼付の上報告を行なって下さい。

- イ 赴任時片道航空券残券(往復切符支給の場合は除く)
- ロ 往路順路直行経由の空港税等の支払済半券
- ハ その他事業団から提出を求められている書類

(任地到着後早急に提出を必要とする售類)

イ 赴任時, 海外送金の受入れ銀行口座を開設していない場合は, 「滞 在費等受取銀行口座指定届」を着任後速やかに事業団宛送付して下さ い。なお, 口座指定届には必ず銀行の住所を記入して下さい。

(但し、派遣期間が、6ヵ月未満の場合は不要)なお、現地業務費等の受入れ銀行口座についても、上記に準じ開設して下さい。(公金扱口座) なお国によっては二つの口座の開設が禁じられている国もありますのでとの場合はその旨報告して下さい。

- ロ 現地で住居が決定した時点,又は,住所が決定せず,ホテル等に居住する場合,着任後2ヵ月を経過した時点で,住居手当認定申請告を提出する。(申請告には必ず海外事務所,又は在外公館の証明を付し,契約書,領収書を添付する。なお,契約書には契約期間,契約日,家資額等訳文を記して下さい。
- ハ 相手国政府等より、現金提供を受けた場合は、その都度必ず、現金 提供報告書により、その明細を正確に事業団に報告して下さい。

② 赴任時報告書

ィ 勤務機関

(勤務機関名及び住所,勤務機関の沿革,予算,組織図,職員数と その職務内容,執務室の状況,勤務時間及び休日,年次休暇数,当該 機関における第3国の協力の有無——国際機関を含む——等)

口 業務内容

(勤務機関の業務, 専門家の業務)

ハ カウンターパート

(氏名,年令,職位,専門分野,専門家との業務上のかかわりあい, 日本での希望研修分野及び機関)

二 指導計画

(任期中のマスター・プラン)

ホ機材

(アナカン輸送,エクセス輸送,購送機材の引き取りに要する手続き及び日数,勤務先所有機械の種類及び利用状況)

へ 現地生活の実情

(住居,食事,言語,日常品,祝祭日,任国滞在にかかる諸手続,教育,健康状態等)

- ト 赴任時の任国に対する印象
- ① 定期報告售
 - イ 業務の進捗状況

(赴任時報告售の回、四、四項を踏まえ、進捗状況及び変更があればその理由、業務上の問題点、瞬送機材の引き取り及び使用状況等)

- ロ カウンターパートの研修計画(任国内外)
- ハ 勤務先の専門家に対する協力状況
- ニ 現地生活の実情
- ホ その他
- ④ 中間報告書
 - イ 現時点までの業務上の成果及び問題点
 - ロ 任期後半の業務計画
 - ハ 勤務先の専門家に対する協力状況
 - ニ 中間時における任国の印象
 - ホ 第3国の協力状況

わが国の協力に関する対応に関する参考意見、開発計画、統計資料、 地図、等の基本資料についても入手可能であれば、事業団宛送付下さい。

- へ 国際協力事業団に対する要皇
- ⑤ 指導計画報告書
 - イ 総 括

(業務の実績と評価)

口 指導計画

(任期延長の理由,任期延長期間の業務マスタープラン)

- ⑩ 総合報告書
 - イ 派遣の背景

(要請背景,動務機関,要請售の業務内容)

- ロ 実際の業務内容
- ハ 業務の評価と今後の協力のあり方に対する助言
- ニ 国際協力事業団に対する要望
- ホ 態 想
- ① 事務連絡

事業団への連絡,要望事項,クレーム等派遣事業部長宛に御通報下さい。金銭,業務に関連する事項で,重要な連絡事項については,必ず本信及びコピー2部を作成し本信及びコピー1部を事務所長宛に提出し,1部を保管として下さい。その際発信年月日,通し番号等を必ず記入し

て下さい。事業団よりの回答は必ず, この番号を引用の上行なうことと なります。

(4) 派遣専門家総合報告書等管理要領

(1) 目 的

本要領は、開発途上国に派遣した個別専門家が任期中において業務指 専等にあたり作成した各種報告のうち、イ赴任時報告書、ロ中間報告書、 パ指導計画報告書、ニ総合報告書、本評価報告書、へその他(業務報告書、 書、携行機材等)についてその協力内容、問題点等の把握、後任者への 円滑な引継を図るとともに当該国におけるわが国の実施する他の協力に おいても広くこれを活用し、総合的な利用を図ることを目的としている。

(2) 範 朗

整理保管の上、活用を図る報告皆は、以下の区分により取り扱うこととする。

イ 赴任時報告售

専門家がその配属先に着任後、当該機関に関する各種情報(機関の名称、住所、沿革、予算、組織図、職員数、調査、研究等の内容、第3国の協力状況、現地生活の実情)資料、指導計画售を報告越したものについては、必要に応じ各事業部回覧の上、保存する。

口 中間報告書

専門家が任期の中で中間的に業務の推捗状況成果,指導上の問題点, 動務先の専門家に対する協力状況,事業団に対する要望事項等に関し 報告されているもの。

ハ 指導計画報告售

専門家が業務指導を円滑に進め、技術移転を効果的に進めることを 目的として任期の始め及び延長、継続等の段階で作成した指導計画掛 について保管する。

ニ 総合報告售(含む,帰国報告售)

専門家の任期終了時において、任期内における業務指導全般においてとりまとめたもの(活動の現状評価、問題点、相手国への勧告、後任専門家への引継、今後の協力の在り方、当事業団への要望等)並び

に専門家が当該分野にかかわる技術的移転を中心に、協力の位置付け、 背景、改善事項等について日本文、現地語、英語で作成した報告事に ついては、これを保存し、関係事業部、専門家所属先へのコピーの送 付を含めその効果的な利用を図ることとする。

ホ 評価報告售

専門家の赴任期間中の協力効果、指導目標の達成状況、問題点等に 関する評価を内容とする報告については、その適切な保管利用を図る ものとする。

へ その他(業務報告書)

専門家からの業務上の連絡事項のうち当該専門家の活動に係る基本 的事項,問題点について記述されている報告については,これを保管 する。また,携行機材についても、申請及び瞬送関係専類等は、別フ ァイルとして保管する。

(3) 整理保管及び利用

各専門家からの報告については、別紙にもとづく整理要領にもとづき 整理保管し、専門家等の利用に供する。

整理及び保管利用は、財団法人国際協力サービスセンターオリエンテーション担当者をもってこれにあてることとする。

保管場所は48階派迪事業部コア内に地域別,国別に保管場所を定め保管する。

(4) 保管期間

各種報告書の保管期間としては当該業種について継続派遣中のものについては、協力期間が終了するまでの間は保管することとし、当該専門家の派遣をもって協力が終了するものについては、原則として5年間保管する。

(5) 整理要領

イ 整理保管

派遣中専門家より提出のあった各種報告については,担当課においてその内容を確認の上,その保管区分を明確にし,保管を要するものについては,ファイル保管を行うものとする。

なお,回覧途次部長等より保管を指示されたものについても,同様

に取り扱うものとする。

ロ 報告書の種別コード 各報告の種別区分コードは、別紙(1・イ)による。

ハ目録

整理保管を要する報告皆については、別紙(2)にもとずきカード目録 を作成する。

冊子目録については、登録台帳を利用し(別紙5),年1回程度印刷目録を編纂する。

ニーファイル

ファイルサイズは、原則としてA-4版とし各専門家を単位とし報告種別でとに分冊の上保管する。分冊されたファイルについては、国、地域業種区分のものと、専門家名を表記したボックス型ケースに収納する。

ホ 配架コード

ファイル下段に三段区分ラベルを貼付しカード目録上も同様区分表示を行なう。

報告書の配架は、これによる事とする。(別紙2・ロ)

- ① 地域及び国、国際機関コード(別紙3)上段4桁
- ① 業種コード (別紙4)中段6桁 業種コードについては、継続的派遣のある場合は、識別コード (別紙1, ロ)を付して区分する。
- ◎ 勘架コード
 - ①専門家記号として氏名のイニシャルの後ー記号を付す。
 - ②派遣コード 派遣の年(四暦,末尾2桁)及び月(月の英語名の イニシャル)を表示

へ 登録番号

各報告書の管理コードとして、別紙2.ハに表示する通し番号により登録番号を表示する。

ト 目録の作成

報告事については、カード目録として図書整理カード(和書)を使用し、以下の記述を行なうこととする。

使用コード

- 報告售種別区分コード
 - 赴任時報告售 …………赴任(FR)
 - 中間報告告…………中間(MR)
 - 指導計画報告書…………指導(TR)
 - 総合報告書……………総合(GR)
 - 評価報告告……………評価(ER)
 - その他(業務報告售)………業報(OR)
 - (挑行機材) ·········- 携機(EQ)
- 識別コード 2
 - 新規
 - 後任,継続
 - 延長
- 報告售目録様式

(ローマ字表記)

地域・国コード(4桁) 専門家氏名(漢字表記)

長 短

業種コード(6桁)

指導分野(業種)

む架コード(4桁)

報告種別

中間 推計 総合 赴任 挑機 評価 その他

配属先

登録番号

派遣期間

頁 附属

無 有

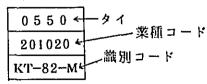
報告日付

本邦所属先

受領日付

担 当

① 配架コード



タイ,上水道専門家(新規) 1982年8月1日派遣 国 際 太 郎

⑤ 登録番号

報告書の受領年の2桁及び受理月(2桁)及び通し番号(3桁)をもって表示する。

1982年4月1日付報告受理・82-04-001

⑥ 地域・国・国際機関コード

別紙3

			別和: 3
国コード	国 名	ヨード	四 名
0000	(アジア地域)	1000	(中近東地域)
0010	パングラデシュ	1010	アフガニスタン
0040	ブータン	1040	アルジェリア
0070	ピルマ	1070	パハレーン
0100	カンボディア	1100	エジプト
0130	 中 国	1130	・・・ イラン
0160	インド	1160	イラク
0190	インドネシア	1190	イスラエル
0220	柳 国	1 2 2 0	ジョルダン
0250	北朝鮮	1250	クウェイト
0280	ラオス	1280	レバノン
0310	マレイシア	1290	りピア
0340	モルディヴ	1310	モロッコ
0370	モンゴル	1340	オーマン
0400	ネパール	1370	カタル
0430	パキスタン	1400) サウディ・アラビア
0460	フィリピン	1430	スーグン
0490	シンガポール	1460	シリア
0520	スリ・ランカ	1490	テュニジア
0550	9 1	1520	トルコ
0580	ヴィエトナム	1550	イエメン
0610	ブルネイ	1580	関イエメン
0640	台灣	1610	アラブ首長国連邦
0670	否 進	1990	区分不能(中近東)
0900	その他アジア		
0970	マラッカ	2000	(アフリカ地域)
0980	メコン	2010	アンゴラ
0990	区分不能(アジァ)	2030	ベナン
1		2050	ポッワナ
	L	L	

国コード	国 名	国コード	园 名
2070	ブルンディ	2770	ウガング
2090	カメルーン	2790	上ヴォルタ
2110	カーボ・ヴェルデ	2810	ザイール
2130	中央アフリカ	2830	ザンビア
2150	チャード	2850	ジンパブエ
2170	コンゴー	2990	区分不能(アフリカ)
2190	赤道ギニア		
2210	エティオピア	3000	(中南米地域)
2230	ガボン	8010	アルゼンティン
2250	ガンビア	3040	バハマ
2270	ガーナ	3070	パルパドス
2290	ギニア	3100	ポリヴィア
2810	 ギニア・ビザオ	3130	ブラジル
2330	 象牙海岸	3160	チッ
2350	ケニア	3190	コロンビア
2370	レント	3220	コスタ・リカ
2390	リベリア	8250	キューバ
2410	マダガスカル	3280	ドミニカ共和国
2430	マラウイ	3310	エクアドル
2450	マリ	3340	エル・サルヴァドル
2470	モーリクニア	3370	グレナグ
2490	モーリシアス	8400	グァテマラ
2510	モザンビーク	3430	ガイアナ
2530	ニジェール	3460	ハイティ
2550	ナイジェリア	3490	ホンジュラス
2570	ルワンダ	3520	ジャマイカ
2590	サントメ・プリンシペ	3550	メキシコ
2610	セネガル	3580	ニカラグァ
2630	セイシェル	3610	パナマ
2650	シェラ・レオーネ	3640	パラグァイ
2670	ソマリア	8670	ペルー
2690	南アフリカ	3680	プエルトリコ
2710	スワジランド	3700	スリナム
2730	タンザニア	3730	トリニダッド・トバコ
2750	トーゴー	3760	ウルグアイ

国コード	国 名	国コード	围 名
154 -			
8790	ヴェネズエラ	5170	フランス
3800	開館アンティル	5190	西ドイツ
3990	区分不能(中南米)	5210	東ドイツ
Ĺ		5230	ギリシア
4000	(オセアニア地域)	5250	ハンガリー
4010	オーストラリア	5270	アイスランド
4040	フィジー	5290	アイルランド
4070	ナウル	5310	イタリア
4100	ニュー・ジーランド	5330	リヒテンシュタイン
4130	パブア・ニューギニア	5350	ルクセンブルグ
4160	トンガ	5870	マルタ
4190	西サモア	5390	モナコ
4220	ギルバード・エリス	5410	オランダ
4250	ソロモン諸島	5430	ノールウェー
4280	米領太平洋諸島	5450	ポーランド
4310	ミクロネシア	5470	ポルトガル
4320	ニュー・ヘブリデス	5490	ルーマニア
4340	マリアナ諸島	5510	サン・マリノ
4370	西カロリン諸島	5530	スペイン
4400	ヤップ局	5550	スウェーデン
4990	区分不能(オセアニア)	5570	スイス
		5590	イギリス
5000	(ヨーロッパ地域)	5610	ヴァチカン
5010	アルバニア	5680	ユーゴスラヴィア
5030	オーストリア	5650	ソヴィエト連邦
5050	ベルギー	5670	米 国
5070	ブルガリア	5690	カナダ
5090	サイブラス	5990	区分不能(ヨーロッパ)
5110	チェコ	le l	
5130	デンマーク	9990	区分不能(世界)
5150	フィンランド	ļ	
I		1	L

国際機関コード(4桁)……TBL011

0000 国際協力事業団 8100 国際連合 8101 アフリカ経済委員会 8102 アジア太平洋経済社会 8103 ヨーロッパ経済委員会 8104 ラテンフメリカ経済委員会 8101 国連負額農業機関 8111 国連負額農業機関 8112 関税と包勢に関する一	5. 实现 (1) 实现 (1						
	子子 在	<u>ک</u>	4	8128	国連調查訓練研修所	UNITRA	9
	程济委員会 第2000年4月4月			8129	通常技術援助計画	UNRPTA	9
	经济委员会 57% 50% 14个	ND	8	8130	万国郵便迎合	UPU	67
	ひ田米女社がのが見	ESA	က	8131	世界保磁機構	VHO,	က်
	补开都在与1780元月	ESCAP	က	8132	世界気象模関	VAIO	က
	ーロッパ経済委員会	ECE	က	8133	因迎災害救済調整官	UNDRO	ທ
	ラテンアメリカ経済委員会	ECLA	4	8134	国連ボランティア	UNV	67
				8135	世界知的所有極機構	WIPO	4
—	吸类模则	FAO	က				
	関税と貿易に関する一般協定	GATT	4	8151	経済協力開発機構	OECD	4
_		IAEA	4	8152	阴発级助委員会	DAC	က
	開発銀行	IBRD	4	8153	アラブ石油輸出国機構	OAPEC	r.
	航空模图	ICAO	4	8154	石油輸出国機構	OPEC	4
	協价	IDA	က	8155	アジア郵便連合	AOPU	4
	公社	IFC	က	8156	アツレ飛鉄カンダー	AVRDC	ന
	機関	ITO	ന	8157	東南アジア漁楽開発センター	SEAFDEC	2
	政府間海事協議機関	1MCO	4	8158	アジア工科大学院	AIT	60
	基金	IMF	ო	8159	行政に関するアジア極東地域機関	EROPA	ഹ
8121 国際収益	国际亿気通信連合会	ITU	က				
8122 貿易開発:	灯易開発会議理事会	TDB	က	8160	International Secretarist For Velunteer Service	SASI	4
	開発会議	UNCTAD	9	8161	米州鐵棉	SVO	ന
_	屋上	UNDP	₹	8162	アフリカ統一機構	OAU	رت —
	国述教育科学文化機関	UNESCO	9	8163	アフリカ・マダガスカル共同機構	OCAM	4
	基金	UNICEF	9	8164	東南アジア農業大学	SEARCA	9
8127 国亚工莱明笼模则	開発機関	UNIDO	5	8165	西アフリカ福作開発協議会	WARDA	

8108 東南アジア巡接通通信用売換粉 SEATAC 6 8312 ドイツ電視通信用等換換(イナリア) KFW 8109 東南アンジ巡接通信組票格報金 ASPAC 10 8313 中期信用中央金庫(イナリア) MC 8170 ブジス水平体協議会一資額配料核料金 ASPAC 10 8315 海外見間を発化ですりア) MC 8171 ブジス中小工業技術ネットワーク TNA 3 8315 オウェーデン開始目前金庫 ABSDB 8183 コンボ計画は必要 CP 2 8401 商外技術者研修協会 ACDTS 8181 コンボ計画はあるテフカレッジ CPSC 4 8402 商外日間 ACDTS 8201 ブジア開発報行 ASDB 4 8402 商外技術者研修協会 BCDA 8202 ブジア開発報行 ASDB 4 8406 国際開発を必要 BCDA 8203 新出金庫公主 FAPD 3 8406 国際開発を必要 BCDA 8204 新加州金港路 ARA ARA 8406 国際出発性の必要 BCDA 8204 新加州金港 ARA BAD ARA BAD AAD 8204	n 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	免際	テーブル数示	桁数	J — C	名称	テーブル表示	拓数
収削アジア文部大臣機構 SEAMEO 6 8813 中期間用中央金瓜(4クリア) フラブ不平洋協議会一食棚肥料技術セクター 10 8814 海外開発局(4キリス) (7 シッカー) (7 シッカーランクロンカーランクロンカークー (7 シッカーランクロンカークー (7 シッカーランクロンカークー (7 シッカーの) (7 シッカーランクロンカークー (7 シッカークの主席を持ている) (7 シッカーののでは、10 を表しるを表しるとのでは、10 を表しるを表します。 (7 シッカーののでは、10 を表しるを表しるを表します。 (7 シッカーののでは、10 を表しるを表します。 (7 シッカーのでは、10 を表しるを表します。 (7 シッカーのでは、10 を表しるを表します。 (7 シャルークのでは、10 を表しるを表します。 (7 シャルークのでは、10 を表しるを表しるを表します。 (7 シャルークのでは、10 を表しるを表しるを表しるを表しると表しると表しると表しると表しると表しると表しると表しると表しると表しると	8168	東南アジア巡輪通信開発機構	SEATAC	9	8312	ドイツ復則金融公団	KFAV	က
プンプス平洋協議会一位期間科技術士 ASPAC- 10 8314	8169	「東南アジア文部大臣機構	SEAMEO	9	8313	中期信用中央金庫(イタリア)	MC	23
プライン (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	8170	アジア太平洋協議会一位開肥料技術センタ	ASPAC	2	8314	海外開発局(イギリス)	VQO	က
アンア太平洋電気面は其同体 APT 3 8316 スクェーデン幅出信用金組 アンア中小工業技術ネットワーク TNA 3 8317 スクェーデン開発庁 コロンボ計画な多のフカレッジ CP CP C 2 8401 6 402 商外技術者研修協会 コロンボ計画な多っフカレッジ CPS C 4 8402 6 403 商外技術者研修協会 アンプ用溶銀行 ASDB AFDB 4 8405 ASDB AFBBA 4 8405 AFBBA 4 8405 アンプ用溶銀行 AFDB AFDB AFDB AFDB AFBBA 4 8405 AFBBA 4 8405 AFBBA 4 8405 アメリカ開発銀行 AFDB AFDB AFBBA 4 8405 AFBBA 8405 AFBBA 8405 アメリカ開発を企在(ドイッ) AKA 8405 BABA 8405 AFBBA 8405 東海協立会会は(ドイッ) AKA 8410 AFBBA 8405 AFBBA 8405 東京財務会人社 (ドイッ) AKA 8410 ABBA 8405 AFBBA 8405 カレディ・ナショナル (フランス) CCCE 4 8411 ABBA 8405 AFBBA 8405 カレディ・ナショナル (フランス) CN 8401 ABBA 8502 アンデス平洋協議会 自由開発会社 (カンオリス) ECGD 8 8504 フンア大平洋協発行政センター 輸出開発会社 (カンナンテノン BECN 8500 ASPA 7フンド発育会 ASPA 7フンド発育会 株田信用保証行 (スウェーデン) EXIM 8500 アンア大平洋協発行政センター 株田信用保証行 (スウェーデン) BSM 7 アンア大平洋開発行政センター 米国権出日格出日 AFBB 8507 アンア大平洋洋開発行政・フラース・フラース・フラース・フラース・フラ		1			8315	祢外民間投資会社 (アメリカ)	OPIC	4
アンア中小工業技術ネットワーク TNA 3 8317 スクェーデン開発庁 コロンボ計画事務局 CP 2 8401 商外技術者研修協会 コロンボ計画なタッフカレッジ CPSC 4 8402 商外技術者研修協会 コロンボ計画なタッフカレッジ CPSC 4 8402 商外技術者研修協会 アンプ用溶銀行 ASDB 4 8405 日本幅出入銀行 アンプ用溶銀行 AFDB 4 8405 アンア経済研究所 欧州明発基金 EDF 3 8406 日本幅出入銀行 アンプカ開発銀行 AFDB 4 8405 アンア経済研究 アンプな研究を定める AFDB 3 8406 日本福出及りから アンプなが協力 BMは AKA 3 8406 日本プランド協会 毎世の日本会へは、フェッカ AKA 3 8406 日本プランド協会 カレディ・ナショナル (フランス) CCCE 4 8413 商外技術協の出発の カレディ・ナンショナル (フランス) CN 2 8501 アンア大平洋協議会 毎出開発会社(カナリス) EDC 3 8504 アンア大平洋協議会 毎出日報出のにスカナーティナンショナル (フランス) EDC 3 <td< th=""><th>8171</th><td>アジア太平洋也気通信共同体</td><td>APT</td><td>က</td><td>8316</td><td>スウェーデン輸出信用金庫</td><td>ABSEK</td><td>ıs</td></td<>	8171	アジア太平洋也気通信共同体	APT	က	8316	スウェーデン輸出信用金庫	ABSEK	ıs
国際熱母協	8172	ネットワー	TNA	က	8317	スウェーデン開発庁	SIDA	7
コロンボ計画収務局 CP 2 8401 が外技術者可修協会 コロンボ計画なタッフカレッジ CPSC 4 8402 商外コンサルティング企業協会 アジア開発銀行 ASDB 4 8404 国際開発センナルティング企業協会 アンリカ開発銀行 AFDB 4 8405 日本輸出人銀行 アメリカ開発銀行 EDP 3 8406 国際開発センター アメリカ開発銀行 LDB 3 8407 日本・オラム協会 最出金融を立まり AKA 3 8407 日本・フラント協会 森世邦開発な仕 AKA 3 8409 荷外短島地会 カナダ国際開発品 CCCE 4 8411 金融監察事事 カナダ国際開発会社 CDC 3 8412 荷外建防船力会 カナダ国際開発会社 CDC 3 8412 荷外建防衛力 育出開発会社 DEG 3 8501 アンテス平洋階級会社 輸出開発会社 CD 3 8504 アンテス平洋階級会社 輸出開発会社 ATD 8504 インテス平洋環路の上ン・ファス平洋環路の上ン・ファス平洋環路の上ン・ファス平洋環路の上ン・ファス平洋開発の上ン・ファス平洋開発の上ン・ファス平洋開発の上ン・ファス平洋開発の上ン・ファス・ファス・ファス・ファス・ファス・ファス・ファス・ファス・ファス・ファス	8173	国際熱帯農薬研究所	IITA	4				
コロンボ計画スタッフカレッジ CPSC 4 8402 箱外コンナルティング企業協会 フジア開発銀行 ASDB 4 8403 日本輸出入銀行 アフリカ開発銀行 AFDB 4 8405 アン洋経済研究所 アフリカ開発銀行 EDF 3 8407 日本シオス協会 アメリカ開発銀行 LDB 3 8407 日本シオス協会 国際開発局(アメリカ) AID 3 8409 荷井灯場場合 輸出金融公社(ドイツ) AKA 3 8410 石本シオス協会 株務協力中央金庫(アメリカ) AKA 3 8410 石林田路公立は 株務協力中央金庫(ドイッ) AKA 3 8410 石林田路公立は カンディ・ナッコナル(フランス) CCCE 4 8411 毎日銀金が出の カンディ・ナッコナル(フランス) CN 2 8501 アンデス平洋協議会 市は用発公社 BCGD 4 8503 イストス保護の 株田福出日保証に(ステッエーデン) EKN 3 8504 フンア大平洋協議とかった 株田福出出入銀行 2 8504 フンア大平洋開発では、フンス大学時間発生で、ファン大学時間発生で、ファン大学時間発生で、ファンス大学時間発生で、ファンス大学時間発生で、ファンス大学時間を 8508 フンア大学学開発で、ファンス大学学開発で、ファンス学開発で、ファンス大学学開発で、ファンス学開発で、ファンス学開発を	8180	コロンボ計画事務局	CP	2	8401	施外技術者研修協会	AOTS	V
フンプ用溶ω行 ASDB 4 8403 日本輸出入銀行 アフリカ開発銀行 AFDB 4 8405 アンア経済研究所 アフリカ開発銀行 EDF 3 8405 アンア経済研究所 アメリカ開発銀行 EDF 3 8407 日本シオス協会 アメリカ開発銀行 AID 3 8409 市外貿易開発協会 輸出開発公社 AKA 3 8410 市外貿易開発協会 東京共開発公社 CCCE 4 8411 布外貿易開発協会 カレディ・ナンョナル(フランス) CCCE 4 8412 市外建防協力会 カレディ・ナンョナル(フランス) CN 2 8501 アンア大平洋協議会 韓出信用保証局(イギリス) ECGD 4 8508 インア大平洋協議会 韓出信用保証局(イギリス) EDC 3 8507 アンア大平洋協議会 韓出信用保証庁(スウェーデン) EKN 3 8507 アンア大平洋開発でとった 本国輸出人銀行 8508 オコン委員会 第508 オコン委員会 本国輸出人銀行 8508 アンア大平洋開発でレクラークラークラー 8510 アンア大平洋開発でレクラークラークラー 本国輸出人銀行 8508 オコン委員会 第508 アンア大平洋開発したシークラー 本国輸出人銀行 8508 アンア大平洋開発により 第508 <	8181	ロンボ計両スタッフカレッ	CPSC	7	8402	角外コンサルティング企業協会	ECFA	4
フシブ用発磁行 ASDB 4 8404 国際開発センター アフリカ開発銀行 AFDB 4 8405 アンア経済研究所 成州開発基金 EDF 3 8406 国際型設技術協会 アメリカ開発銀行 AID 3 8407 日本プラント協会 国際開発局(アメリカ) AID 3 8407 日本プラント協会 協比金屋公社(ドイツ) AKA 3 8410 石油開発公司 株育協力中央金庫(フランス) CCCE 4 8411 金融監察業事 カナダ国際開発局 CIDA 4 8413 海外建設協力会 カナダ国際開発局 CIDA 4 8413 海外建設協力会 カンディ・ナショナル(フランス) CN 2 8501 アンデス平洋協議会 輸出信用保証局(イギリス) ECGD 4 8502 アンデス平洋協議会 輸出信用保証局(スキリス) EDC 8 8507 アンデス平洋協議会 輸出信用保証庁(スウェーデン) EXIN 8 8507 アンア大平洋開発行政センター 米国輸出人銀行 8 8507 アンア大平洋開発行政センター 米国輸出人銀行 8 8507 アンア大平洋開発行政センター 米国輸出人銀行 8 8507 アンア大平洋開発でのファイス・アンア大平洋開発でのファインター 米国輸出人銀行 8 8507 アンア大平洋開発でのファインター 米国輸出人間 8 8508 アンア					8403	日本福出入銀行	EX IMBANK	∞
カアリカ開発銀行 AFDB 4 8405 アンアが経済研究所 の水川原発金金 EDF 3 8406 国際位設技術協会 フメリカ開発銀行 IDB 3 8407 日本シオス協会 国際開発協行 AID 3 8407 日本シオス協会 自際開発協行 AID 3 8409 市外貿別路協会 輸出企程公社(ドイッ) AKA 3 8410 石油開発公団 カナダ国際開発協力 CCCE 4 8411 金融鉱業可染団 カナダ国際開発協力 CIDA 4 8413 浦外経済協力主会 カンディ・ナショナル(フランス) CN 2 8501 アンデス開発公社 ドイツ開発公社 DEG 3 8502 アンデス保護協会 輸出信用保証局(イギリス) ECGD 4 8503 イスPAC)経済協力センター 輸出信用保証庁(スケェーデン) EKN 3 8504 オコン委員会 株団輸出入銀行 EXIM 4 8508 オコン委員会 米田輸出入銀行 エファンス学学研究とファンス学学研究とファンス学学研究とファンス学学研究とファンス学学研究とファンス学学研究とファンス学学研究とファンス学学研究とファンス学研究を含 2 米田輸出入銀行 第508 アンアスデス学研究研究を含 ファアス学研究を含 <tr< th=""><th>8201</th><td>アジア開発銀行</td><td>ASDB</td><td>4</td><td>8404</td><td>国際開発センター</td><td>IDCJ</td><td>4</td></tr<>	8201	アジア開発銀行	ASDB	4	8404	国際開発センター	IDCJ	4
成州開発基金 EDF 3 8406 国際迅設技術協会 フメリカ開発銀行 1DB 3 8407 日本シオス協会 国際開発局(フメリカ) AID 3 8408 日本ナラント協会 輸出金融公社(ドイツ) AKA 3 8410 石林開発公司 維持協力中央金瓜(フランス) CCCE 4 8411 金融配業状態協会 カナダ国際開発局 カナダ国際開発局 カナダ国際開発局 トイツ開発公社 CIDA 4 8412 荷外建設協力 トイツ開発公社 ・ドイツ開発公社 DEG 3 8501 アンデス平洋協議会社 輸出信用保証局(イギリス) ECGD 4 8503 (ASPAC)経済協力センター 輸出開発公社(カナダ) EDC 3 8504 メコン委員会 輸出開発公社(カナダ) EDC 3 8504 メコン委員会 輸出債用保証局(スウェーデン) EKN 3 8507 アンア大平洋開発行政センター 米国輸出人銀行 BXIM 4 8508 アンア大平洋開発行政センター 米国輸出入銀行 BXIM 4 8508 アンア大平洋開発でなンター 米国輸出入銀行 BXIM 4 8508 アンア大平洋開発ではアンター 米国輸出入銀行 BXIM 4 8508<	8202	アフリカ開発銀行	AFDB	4	8405	アジア経済研究所	IDE	က
フメリカ開発銀行 IDB 3 8407 日本ンオス協会 国際開発局(アメリカ) AID 3 8408 日本ブラント協会 輸出企協公社(ドイッ) AKA 3 8410 荷林貿易開発協会 英連邦開発公社 CCCE 4 8411 金融組務公司 カナダ国際開発局 CIDA 4 8413 布外経済協力法金 クレディ・ナショナル(フランス) CN 2 8501 アンデス保険協力 ドイツ開発公社 DEG 3 8502 アンデス平洋協議会社 輸出開発公社(カナダ) EDC 3 8504 メコン委員会 輸出開発公社(カナダ) EDC 3 8504 メコン委員会 輸出開発公社(カナダ) EDC 3 8504 メコン委員会 輸出開発公社(カナダ) ENC 3 8504 オコン委員会 輸出開発公社(カナダ) ENC 3 8507 アンア太平洋開発行政センター 米国輸出入銀行 ENIM 4 8508 米国輸出入銀行 ENIM 4 8508	8203	欧州阴笼基金	EDF	က	8406	国際建設技術協会	IECA	4
国際開発局(アメリカ) AID 8408 日本プラント協会 輸出の壁公社(ドイツ) AKA 3 8410 荷外貿易開発協会 経済協力中央金瓜(フランス) CCCE 4 8411 金融鉱業事業団 英連邦開発公社 CIDA 4 8412 荷外建設協力会 カナダ国際開発の本 CIDA 4 8413 荷外建設協力会 カナダ国際開発の本 CIDA 2 8501 アンデス開発公社 ドイツ開発公社 DEG 3 8502 アンデス平洋協議会 輸出開発公社 ECGD 4 8503 イスア大平洋協議会 輸出開発公社 EDC 3 8504 オコン委員会 輸出開発公社(カナダ) EDC 3 8507 オコン委員会 輸出信用保証庁(スウェーデン) EKN 3 8507 アンア大平洋開発行政センター 米国輸出入銀行 EXIM 4 8508 スラン大平洋開発行政センター 米国輸出入銀行 EXIM 4 8509 フジア大平洋開発行政センター 株団輸出入銀行 2 8507 フジア大平洋開発でなっとからかったが表達 株団輸出人銀行 2 8509 フジア大平洋開発のより中 株団・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・	8204	アメリカ開発銀行	IDB	က	8407	日本シオス協会	IMAJ	4
国際開発局(アメリカ) AID 3 8409 筋外貿易開発協会 輸出金融公社(ドイツ) AKA 3 8410 石油開発公団 経済協力中央金매(フランス) CCCE 4 8411 金融鉱業事業団 カナダ国際開発局 CIDA 4 8413 施外鏈協力金 カナダ国際開発局 CIDA 2 8501 アンデス平洋協議会 トイツ開発公社 DEG 3 8502 アンデス平洋協議会 輸出信用保証局(イギリス) ECGD 4 8503 (ASPAC)経済協力センター 輸出信用保証庁(スウェーデン) EKN 3 8504 メコン委員会 輸出信用保証庁(スウェーデン) EKIN 4 8508 米国輸出入銀行 EXIM 4 8508					8408	日本プラント協会	101	က
給出金融公社(ドイツ) AKA 3 8410 石油開発公団 英連邦開発公社 CDC 4 8411 金融鉱業事業団 カナダ国際開発品 CIDA 4 8413 施外建設協力会 クレディ・ナショナル(フランス) CN 2 8501 アンデス開発公社 ドイツ開発公社 DEG 3 8502 アンデス平洋協議会 輸出開発公社 BCGD 4 8503 イスPAC) 経済協力センター 輸出開発公社(カナダ) EDC 3 8504 メコン委員会 輸出開発公社(カナダ) EDC 3 8507 アンア大平洋開発行政センター 輸出債用保証庁(スウェーデン) EKN 3 8507 アンア大平洋開発行政センター 米国輸出入銀行 EXIM 4 8508 アンア大平洋開発行政センター 米国輸出入銀行 EXIM 4 8508 アンア大平洋開発行政センター 8510 アンア大平洋開発行政センター 8508 アンア大平洋開発行政センター 米国輸出入銀行 8510 アンア大平洋開発行政センター 8510	8301		AID	က	8409	简外貿易開発協会	JODC	4
経済協力中央金瓜(フランス) CCCE 4 8411 金融監案事業団 カナダ国際開発品 CIDA 4 8412 荷外建設協力会 カナダ国際開発品 CIDA 4 8413 荷外建設協力金金 クレディ・ナショナル(フランス) CN 2 8501 アンデス平洋協議会 ドイツ開発公社 DEG 3 8502 アンデス平洋協議会 輸出信用保証局(イギリス) ECGD 4 8503 (ASPAC)経済協力センター 輸出信用保証庁(スウェーデン) EKN 3 8504 メコン委員会 株団輸出入銀行 EXIM 4 8508 オコン委員会 米国輸出入銀行 EXIM 4 8508	8302	-	AKA	က	8410	石杣開発公団	JPDC	4
英連邦開発公社 CDC 3 8412 施外鏈協力会 カナダ国際開発局 CIDA 4 8413 施外鏈協力基金 クレディ・ナショナル(フランス) CN 2 8501 アンデス開発公社 ドイツ開発公社 DEG 3 8502 アンデ太平洋協議会 輸出信用保証局(イギリス) ECGD 4 8503 (ASPAC) 経済協力センター 輸出信用保証庁(スウェーデン) EKN 3 8504 メコン委員会 韓田信用保証庁(スウェーデン) EKN 3 8507 アジア太平洋開発行政センター 米国輸出入銀行 EXIM 4 8508 株団輸出入銀行 EXIM 4 8508	8303	7	CCCE	4	8411	金融鉱業事業団	MMAJ	4
カナダ国際開発局 CIDA 4 8413 施外経済協力基金 クレディ・ナショナル(フランス) CN 2 8501 アンデス開発公社 ドイツ開発公社 DEG 3 8502 アンデス保障協議会 輸出信用保証局(イギリス) ECGD 4 8503 (ASPAC) 経済協力センター 輸出信用保証庁(スウェーデン) EKN 3 8504 メコン委員会 株団輸出入銀行 EXIM 4 8508 アジア太平洋開発行政センター 米団輸出入銀行 EXIM 4 8508	8304	英連邦開発公社	CDC	က	8412	布外如設協力会	OCAJ	4
クレデュ・ナショナル(フランス) CN 2 8501 アンデスス開発公社 ドイツ開発公社 BEG 3 8502 アジア太平洋協議会 輸出信用保証局(イギリス) ECGD 4 8503 (ASPAC)経済協力センター 輸出開発公社(カナダ) EDC 3 8504 メコン委員会 輸出信用保証庁(スウェーデン) EKN 3 8507 アジア太平洋開発行政センター 米国輸出入銀行 EXIM 4 8508 株団輸出入銀行 EXIM 4 8510	8305	カナダ国際開発局	CIDA	7	8413	海外経済協力基金	OECF	4
ドイツ開発公社 DEG 3 8502 アジア太平洋協議会 輸出信用保証局(イギリス) ECGD 4 8503 (ASPAC) 経済協力センター 輸出信用保証局(カナメグ) EDC 3 8504 メコン委員会 輸出信用保証庁(スウェーデン) EKN 3 8507 アジア太平洋開発行政センター 米国輸出入銀行 EXIM 4 8508 米国輸出入銀行 EXIM 4 8510	8306	Ţ	CN	8	8501	アンデス開発公社	ADC	က
輸出信用保証局(イギリス) ECGD 4 8503 (ASPAC)経済協力センター 第2504 輸出信用保証庁(スウェーデン) EDC 3 8504 メコン委員会 第2507 株田輸出入銀行 EXIM 4 8507 アジア太平洋開発行政センター 7 508 米国輸出入銀行 EXIM 4 8508 8510 8510	8307	ドイツ開発公社	DEG	က	8502	アジア太平洋協議会	ASPAC	വ
輸出開発公社(カナダ) EDC 3 8504 メコン委員会 輸出信用保証庁(スウェーデン) EKN 3 8507 アジア太平洋開発行政センター 米国輸出入銀行 EXIM 4 8508 第10 8510	8308	輸出信用保証局 (イギリス)	ECGD	4	8503	(ASPAC)経済協力センター	ECOCEN	ဖ
輸出信用保証庁 (スウェーデン) EKN 3 8507 アジア太平洋開発行政センター 米国輸出入銀行 EXIM 4 8508 8510 8510	8309	輸出開発公社(カナダ)	EDC	က	8504	メコン委員会	MECON	ည
米国輸出入銀行 EXIM 4 8508 8510 8510	8310	ウェーデ	EKN	ري د	8507		APDAC	ນດ
	8311	米国輸出入銀行	EXIM	4	8208		TECHNONE	∞
					8510		UNIC	4

の 雑種コード

別類

											_								
		Ħ	₩	毘	質成	₩	M	袋	贸	姮	將	鬟	牌	*	苯	Н	圈	₩	н
¥	₹	毋	i X	\$} •	土地造成	詽	榖	档		周		ì		#1	茲	爲		庭	臣
l	R		会描	Ę	都市計画・	胀	摇	佰 故		阺		採		採	採	捌		桕	趨
] + 	-	鬞	#	底	都市	訊	扈	層	鮙	띋	苺	部	凇	磁	超	轁	桕	*	桕
	2	80	10	20	30	40	20	10	20	30	40	10	20	30	40	20	10	20	30
}		20	30	30	30	30	30	40	40	40	4 0	10	0 1	0	10	10	20	20	20
	n	20	50	20	20	20	20	20	20	, 02	50	30	30	30	30	30	30	30	30
-	니		 ₩			<u>''</u>				<u> </u>									
	分類		‡					·故法				椺					閸		
	₽ 7		往会					通信				邸					桕		1
	ect.											担							
Į	分類											¥							
1	Υ γ											*							
			<u> </u>									餀							
J																			
ł	κ=x	₩	国	≋	型	2	****	斑	æ	授	扫	₩	≋	盔	周	扫	片	觏	鬥
	糜	1		≊	母眾		***	石	ì	扫	扫	角	1	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	周	扫	典	型	交通
ĺ	分類	屋		1		超	100		 	水	水	庭	! 滑	盔	周	扫			X
	\$	発計画一	合地域開発計		侰		**************************************	A	ì			计角	動 交 型 一	强	周	扫	が	장	中交
		上屋		1	· 伯	超	報	· 和	一業			庭	次证	盟	路	拉	・	<i></i> 왕	X
	\$	発計画一	合地域開発計	日	吸・命	郑		扱・	一株品料	关	¥	计角	動 交 型 一				が	장	中交
	4 4 F	開発計画一	0 総合地域開発計	0	財政・金	100 第 四	锯	情報・広	0 公排甲採一	* 비 0	ト マ ド	0 申 市 魚	田島交出一	22 0	O	数	海・高海	第 22 · 22	0 = 帮 市 交
	下一小分	10 開発計画-	0 20 総合地域開発計	10	20 財政・金	30 路路回	40	50 情報。 広	0 10 公群甲縣一	20 上 水	30 下 米	40 郡 市 蛮	10 屈糖交通 一	20 型	30	40 数	50 高两·新	60 航路·路	70
	1 1 1 H	面 10 10 10 開発計画	10 20 総合地域開発計	20 10 行政一	20 20 財政・金	20 30 福 知 周	20 40 統	20 50 情報 · 広		0 10 20 日 水	10 30 下 水	10 40 穆 市 衛	型 20 20 10 函額交過 I	20 20 国	20 30 54	0 20 40 鉄	20 20 6	20 60 航空、空	20 70 都 市 交
	分類 二一ド 小 分	計画 10 10 10 開発計画一	10 20 総合地域開発計	10 20 10 位 政 一	20 20 財政・金	20 30 福 知 周	20 40 統	20 50 情報 · 広	中華 20 10 10 公益事業一	0 10 20 日 水	10 30 下 水	10 40 穆 市 衛	次過 20 20 10 周魯交過 一	20 20 国	20 30 54	0 20 40 鉄	20 20 6	20 60 航空、空	20 70 都 市 交
	類 二 下 小 分	面 10 10 10 開発計画	10 20 総合地域開発計	10 20 10 位 政 一	10 20 20 財政·命	20 30 福 知 周	20 40 統	20 50 情報 · 広		0 10 20 日 水	10 30 下 水	10 40 穆 市 衛	型 20 20 10 函額交過 I	20 20 国	20 30 54	0 20 40 鉄	20 20 6	20 60 航空、空	20 70 都 市 交
	中分類 二一下 小 分	発計面 10 10 10 開発計画一	10 20 総合地域開発計	政 10 20 10 行 政 一	10 20 20 財政·命	20 30 福 知 周	20 40 統	20 50 情報 · 広	公祖事業 20 10 10 公祖事業一	0 10 20 日 水	10 30 下 水	10 40 穆 市 衛	魯交過 20 20 10 周魯交過一	20 20 国	20 30 54	0 20 40 鉄	20 20 6	20 60 航空、空	20 70 都 市 交
	類 中分類 二一下 小 分	行 政 開発計画 10 10 10 開発計画一	10 20 総合地域開発計	政 10 20 10 行 政 一	10 20 20 財政·命	20 30 福 知 周	20 40 統	20 50 情報 · 広	公祖事業 20 10 10 公祖事業一	0 10 20 日 水	10 30 下 水	10 40 穆 市 衛	魯交過 20 20 10 周魯交過一	20 20 国	20 30 54	0 20 40 鉄	20 20 6	20 60 航空、空	20 70 都 市 交
	中分類 二一下 小 分	政 開発計画 10 10 10 開発計画一	10 10 20 総合地域開発計	政 10 20 10 行 政 一	10 20 20 財政·命	20 30 福 知 周	20 40 統	20 50 情報 · 広	街事業 20 10 10 公苗耶業 ─	0 10 20 日 水	10 30 下 水	10 40 穆 市 衛	魯交過 20 20 10 周魯交過一	20 20 国	20 30 54	0 20 40 鉄	20 20 6	20 60 航空、空	20 70 都 市 交

		鬟	製	\$	Ķæ	蕊	犷	ħ	斑	邑	붜	氢	油	型						
1	凝	Ì		1	.,					cha			結							
		1	絽	涽		福			珉	紩	恒		争	6						
	\$	米	米	苡		採			部	**	ব্ধ			0						
	<u>ئ</u>			3						П			в							
	,	飹	斑	\prec	製	Ø	趇	<u>×</u>	昳	<u> </u>	#	#	_ 	ıħ						
	<u>.</u>	10	20	10	0	30	10	20	10	20	1 0	20	6	6		•				
		20 1	202	10 1	102	10 3	20 1	20 2	10 1	10 2	10 1	10 2	109	6 6						
		0 2			0 1						0 1	1 0	0 1	6 6						
		9	9	7 0	2	10	7.0	0.2	80	80	6	<u></u>	<u></u>	6						
	題	光		麔			文化		***		<u>清</u>			ଶ						
	\$			可符			*		租区		役箔			в						
Ŀ	E	観		<u>-</u>			4.		账	_	¥			'n						
				隐					磁		拉			型						
	疑			缸					34		渥			_						
- 1	\$ 			9					型		ব্ধ			6						
'	⊀			<					硢		Ħ			ıγ						
		採	Н	語	Н	₩	₩	 	頑	# K	採	17	1	****						D
				12.5								U∺	377	374	523	+-7		1	3131	
1	壓			ř.S		TA.						域品	揺	出紙	 \$₹	Ł	TD 治	1	<u> বুবা</u>	B
-			与	ř.SJ	III.	***	1	Н	袋	Н	H	試	H	H	1	7	仂		雑	±47
-	分類			ř.		***			非鉄色			・木材製		ଶ H	 	大	Њ	エネンギ	雑	
	₩		भूत होत		座 加		l K	∜ H	鋼非鉄金	展出	禁工	ラン・木材製	H H	6 衙 H	ネッチーー		ス ・ 在	の他エネルギ	雑	
		#	耳	本	缸	154	1	Н	非鉄色	Н	Н	ブ・木材製	Н	ଶ H	トギーー	100 T	Њ	エネンギ	雑	图
	₩		भूत होत		座 加		l K	元 4 H	鉄鋼非鉄金	故 孩 日	益 益 工	スルブ・木材製	0 住品工	0 その他工	エネンギーー	21 0	おス・石	その他エネルギ	超級級	超
	₩ ₩	0 10 体	20 林 磴 加	平 01	20 水 斑 加	10	10	20 化学工	30 鉄鋼非鉄金	40 磁 板 工	50	0 60 ペルブ・木材製	70 住品工	90 その他工	0 10 エネルギーー	0 2 0	030 ガス・石	90 その他エネルギ	雑	0 20 置
	小 分	0 30 10 株	30 20 林 磴 加	40 10 水	0 40 20 水 座 加	0 10 10 25	20 10 H	20 20 化学工	20 30 飲鋼非鉄金	20 40 極 以 工	0 20 50 樹 維 工	0 20 60 パルブ・木材製	20 70 住品工	20 90 その他工	キルキエ OI OI	10 20 113	10 30 ガス・石	10 90 その他エネルギ	10 10 1	10 20 宮
	- ド 小 分	30 30 10 株	20 林 磴 加	30 40 10 ×	40 20 水 斑 加	40 10 10 20	10	20 化学工	30 鉄鋼非鉄金	40 磁 板 工	20 50 樹 雅 工	20 60 ペルプ・木材製	70 住品工	90 その他工	0 10 エネルギーー	0 2 0	030 ガス・石	90 その他エネルギ	10	0 20 置
-	和一二一下小分	0 30 10 株	30 20 林 磴 加	40 10 水	0 40 20 水 座 加	0 10 10 25	20 10 H	20 20 化学工	20 30 飲鋼非鉄金	20 40 極 以 工	0 20 50 樹 維 工	0 20 60 パルブ・木材製	20 70 住品工	20 90 その他工	50 10 10 エネルギーー	10 20 113	10 30 ガス・石	10 90 その他エネルギ	易 60 10 10 商 珠 経	10 20 宮
	分類 二二一ド 小 分	※ 30 30 10 本	30 20 林 磴 加	題 30 40 10 水	0 40 20 水 座 加	40 10 10 20	40 20 10 工 米 一	20 20 化学工	20 30 飲鋼非鉄金	20 40 極 以 工	0 20 50 樹 維 工	0 20 60 パルブ・木材製	20 70 住品工	20 90 その他工	50 10 10 エネルギーー	10 20 113	10 30 ガス・石	10 90 その他エネルギ	易 60 10 10 商 珠 経	10 20 宮
	和一二一下小分	林	30 20 林 磴 加	30 40 10 ×	0 40 20 水 座 加	数 40 10 10 数	40 20 10 工 米 一	20 20 化学工	20 30 飲鋼非鉄金	20 40 極 以 工	0 20 50 樹 維 工	0 20 60 パルブ・木材製	20 70 住品工	20 90 その他工	キルキエ OI OI	10 20 113	10 30 ガス・石	10 90 その他エネルギ	60 10 10 西 珠 恭	10 20 宮
1	甲分類 一二一 小 分	※ 30 30 10 本	30 20 林 磴 加	· 庭 80 40 10 水	0 40 20 水 座 加	郑 40 10 10 秋	秋 40 20 10	20 20 化学工	20 30 飲鋼非鉄金	20 40 極 以 工	0 20 50 樹 維 工	0 20 60 パルブ・木材製	20 70 住品工	20 90 その他工	- エネルギー 50 10 10 エネルギーー	10 20 113	10 30 ガス・石	10 90 その他エネルギ	採貿易 60 10 10	10 20 宮
	和 甲分類 一二一 ド 小 分	水 窟 林 紫 30 30 10 林	30 20 林 磴 加	· 庭 80 40 10 水	0 40 20 水 座 加	※ 数 ※ 40 10 10 数	秋 40 20 10	20 20 化学工	20 30 飲鋼非鉄金	20 40 極 以 工	0 20 50 樹 維 工	0 20 60 パルブ・木材製	20 70 住品工	20 90 その他工	ギー エネルギー 50 10 10 エネルギーー	10 20 113	10 30 ガス・石	50 10 90 その他エネルギ	観光 商業貿易 60 10 10 商 糕 糕	10 20 宮
	が 類 甲分類 [□ = 下 小 分	路 株 数 30 30 10 株	30 20 林 磴 加	· 庭 80 40 10 水	0 40 20 水 座 加	数 40 10 10 数	秋 40 20 10	20 20 化学工	20 30 飲鋼非鉄金	20 40 極 以 工	0 20 50 樹 維 工	0 20 60 パルブ・木材製	20 70 住品工	20 90 その他工	ルギー エネルギー 50 10 10 エネルギーー	10 20 113	10 30 ガス・石	50 10 90 その他エネルギ	· 観光	10 20 宮
	和 甲分類 一二一 ド 小 分	水 窟 林 紫 30 30 10 林	30 20 林 磴 加	· 庭 80 40 10 水	0 40 20 水 座 加	※ 数 ※ 40 10 10 数	秋 40 20 10	20 20 化学工	20 30 飲鋼非鉄金	20 40 極 以 工	0 20 50 樹 維 工	0 20 60 パルブ・木材製	20 70 住品工	20 90 その他工	ギー エネルギー 50 10 10 エネルギーー	10 20 113	10 30 ガス・石	50 10 90 その他エネルギ	観光 商業貿易 60 10 10 商 糕 糕	10 20 宮

⑧ 専門家報告書目録(登録台帳記入項目)

地域·国名,業種,専門家名,派迪期間,報告種別,頁,報告年月日,配属先機関名、担当

(5) 現地業務費

専門家の現地における活動投等は、相手国政府が負担するのが建前ですが、 相手国や所属機関の財政事情から、これら経費の負担が困難な場合が多いの で、事業団では、派遣専門家の活動が円滑かつ効果的に推進出来るよう、個 別専門家については、次の項目による活動経費を支給しています。

- ィ 現地業務費, ロ 現地業務費臨時支給, ハ 現地研究費
- 二 国際機関専門家域内旅費

(イ) 現地業務費

全ての個別専門家に対し、月額 30,000 円を任期中、毎月支給します。 (1ヶ月に満たない任期期間については15日以上は1ヵ月とし、15日以下は5ヵ月15,000 円としています。)現地業務費の支給対象は「派遣専門家の手引」、(現地業務費の支出費目解説」に記載されておりますので参考として下さい。

現地業務費は公金ですので、その支出は公正であることは勿論、出納状況の明細についても帳簿等により支出費目別に証拠費類にもとづき記帳を行ない、証拠費類の紛失等(支出不可となります。)を防止する様保管に充分留意して下さい。

また,原則として個人口座とは別に公金口座を開設し,銀行名及び所在 地住所、口座番号、口座名儀を事業団宛報告して下さい。

現地業務費は別に定める様式にもとずく受払報告を帰国時に事業団に提出していただきますが、長期派遣専門家等で、派遣期間が翌年度以降にわたる場合は、当該事業年度末現在で中間報告書を提出して下さい。(現地業務費受払報告書記入例 別表11)

現地業務費支出時には必らず相手のサイン等のあるレシートを取りつけて下さい。タクシー代,郵便代等通常レシートの取得出来ないものについてもあらかじめレシート用紙を用意しておくと便利です。レシートの入手

が不可能な場合は、その理由を明記して下さい。会議費使用時には、日付、 目的、出席者名を出席者リストに必らず記入して下さい。

なお、赴帰任旅費で支給済の分、現地到着日のタクシー代、現地出発日のタクシー代等は現地業務費の支出対象とはなりませんのであらかじめ御 留意下さい。

現地業務費の管理は、チーム派遣(同一の所属先に複数で派遣されている。)を除き、前任者との交代派遣の場合でも、個人単位となります。チーム派遣の場合は、現地業務費管理者を定め、代表者として前述の銀行口座を開設し、現地業務費の支出に係る領収書等の証拠書類をB5版用紙に糊付けし、4半期毎に区分し保管の上、請求あり次第提出して下さい。(年度末には請求の有無にかかわらず提出)、チーム派遣の現地業務費管理者の交代は、上記「派遣専門家の手引」現地業務費の会計に定められた手続にしたがって下さい。

(中) 現地業務費臨時支給

開発途上国における専門家の所属先等が専門家の技術指導にあたり必要とする業務経費を負担出来ず、また負担しても早急な資金手当が困難であり、現地業務費の定額支給分では支出が困難な場合には、現地業務費の臨時支給につき考慮することが可能です。この場合には海外事務所のある派遣国においては、海外事務所を経由し、それ以外は直接事業団に支出金額、支出目的及びその理由を明確にして事務連絡で申請して下さい。本部では内容検討の上支給が妥当の場合においては支出許可を回答の上送金するので、回答を待ってから手続きを進める事として下さい。(なお、海外事務所が所在する場合は原則として事務所へ送金することとなりますので、申請は事務所経由で実施して下さい。)

昭和 年度第 期(月分)

現地業務費受払報告書(記入例)

Ħ 昼 四和 国際協力事業団総裁 殴 年 月 日) 長期専門家の場合は 3ヶ月毎に報告書,出納簿のみを 送付し、領収掛は帰国時に一括提 派 凹 E 出して下さい。 短期専門家の場合は 指 導 科 目 (又はブロジェクト名) 帰国時に報告書、出納簿、領収書 を同時に提出して下さい。 氏 名 o提出は、帰国後1週間以内にお願 いします。

上記について別紙支払内訳の通り報告します。

ての欄は必らず現地通貨で

現地業務費支出[小訳									
費用区分	受	受 入 2額		ز	246 5a	/#E	:JE			
11 /11 12 97	綠越額	本期受入	計	1月分	2月分	3月分	計	残 額	備	湂
受 入		RP 52.779	52.779					_		
(1)關查研究謝金										
(2)資機材購入費					27.500		27,500			
(3)消 耗 品 費										-
(4)交						500	500			
(5)城 内 旅 費										
(0)通信延胺費										
(7)印刷製本費					500		500			
(8)借料·損料										
(9) (11) (12)										
四会 疏 安				5,800			5,800			
印维 役 務 毀										
12以 地 研 究 費										
at				5.800	28.000	500	34,300	18,479		•

		現地業		解説] & 出 納 ?			_			証拠明 その他 必らず	別での保証	の計算性もです。 可収供同様 すして台紙 Fさい。]
作月日	摘	要	TŢ	8	5)1)	受		取		殁		証拠書 署 号]
1 19	37,500 円を受入れ、	s 化换金	(15-	294.50)		8 127	33					. 1	և
20	現地通貨に換金		(1S=	414.5RP))	RP 52,779	-			RP 52.779	_	2	
22	カウンターパートと	の打合せ	∫会₩	TT.				5,800		46,979	1	3	
2 1	/関連購入	Ļ	資料	導入費				27.500	-	19.479	1	4	
7/	祝告待のコピー		£16.	製本費				500	-	18.979	1	5	
3 4	タクシー代		交通	TY				500		18.479	1	0	\vdash
]
							1			ケシー代。 Cなど質収			┦┦
(2.2)	さけ具体的に詳しく	を で	が が が が が に が に に に に に に に に に に に に に	月(合) () () () () () () () () ()	額をひつのおり のりが 機まっ	欠期報告: で下さい。 現地通: 日本円に と要) 単: が赤字のは せん。	件。 とか 発団 特団	0	特担けのっ上が	Bのは様付 はです。 のは様の のです。 のです。 のです。 のでは にない。 のでではい。 でではいい。 でではない。 でいるない。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でい。 でい。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でい。	パなは、収工の	ス、航空	
					•				_				1
	- までの。	門家の任期の証 明分を支給しく が宇泊給はいた 合、見込受人記	いかった しまっ	:場合につ	रे हें	しては、こ	кж :	支給すべき	77 101 :	i rø			

- (注) 1. Cの報簿には送金外貨を交換した任用貨の受払について記帳する。
 - 2 前記よりの縁起金があるときは受の当該金額機に記入する。
 - 3. 残額は翌年度にわたり使用が出来る。
 - 4. 受入れられたときは,受人外貨に対する邦貨及び換算相場を摘要機に記入する。
 - 5. 費員別欄には支払の費員別(規定第1に定める費員)を記入する。
 - 6. 受払にともなう証拠書類は、各期毎(又は月・年)に分けて番号を付し、その番号を証拠書番号の欄に記入する。
 - 7. 紀入はボールペン又は万年派でする。

現地業務費の支出費目解説

	女	111	蟤	13		<u> </u>	貨	<u> </u>	H	规
1)	71	ri d	F 32	A	会	調査・研究委	旺,近秋,期	沢等の附金を整	則する。	
2)	Ħ	機卡	小脚	入	Ų	(1) 調整, 研	光、研修,似	帧等用音機材 費	を整理する。	
						(2) 供与機材	の部品調送費	および取付料を	整理する。	
						(3) 菜務移署	図書費を整理	する。		
8)	淮	#6	Ł	ሕ	Ħ	(1) 班務用品	費を整理する。	•		
						- (2) 調査, 研	究。研修、試	顶等用消耗材料	および器材費	
					,	(資機材	購入費以外の	しの)を整理す	る。	
						(3) 殖電機,	ポンプ,トラ	クター等業務用	機械設備の燃料費	見を整理する。
		*				(4) 肥料,郁	苗,饲料等材	科費を整理する	•	
4)	交		ij,		姓	贝地内交通贸	を整理する。			
5)	14	内	Ħ	¥	R	(1) 現地内国	旅費(運費。	8当。宿伯料)	を整理する。但し	- 短期専門家の場合、日当、
						宿泊料は支	払いません。			
						(2) 本部の折	示による隣接	限への関査等の	ための旅費(運管	3、日当、宿柏科)を蘇理
						する。们し	,因原機関派	遺専門家は除く	•	
6)	通	111	垭	舣	D)] (រ) ឃាំការ មា	話。郵便料を	鰲理する。		
						(2) 機材引取	等荷物亚撒科	を整理する。		
7)	印	101	N	木	4.6	教材,似伤害	等の印刷代。	製本代を整理す	る。	
8)	俳	*1	Ħ	ជ	Ħ	器具,機材,	施政,政備,	川川等の併料。	便用料,扣料を集	立即する。
9)	фĦ		X		农	クイピスト。	選転手, 納助	人夫等の陶時備	上投を整理する。	,
10)	会		M		攼	(1) 柔勝計画	,遂行,整理	に関する会議費	を整理する。	
11)	雅	從	1	%	Ħ	1	荷物保賀料を			
						(2) 機械, 器	具の照付,保	守,修繕料を整	理する。	
						(3) 機材引取	のための税関	. エージェント	手数料等各種手具	欧科を整理する。
						(4) 前級な雑	工事費を整理	する。		
						{		等に対する慶和		
						(6) その他,	他の科目に祭	趾することが不	適当なものを整り	型する。

	RECEIPT	
To; Japan Internation	al Cooperation Agency	
	Date	
Remarks	Total	}
]
		}
	<u> </u>)
	Grand total	

(1) 現地研究費

現地研究費は教育及び調査研究等の協力を目的とした専門家について開発途上国における技術指導を効果的に実施するために必要な経費で相手国が負担出来ず、このため研究調査に支障をきたしている場合を対象としており、調査費(現地における資料、標本の採集、分布調査等及び標本・検体の運搬・購入等に要する調査旅費、個人費、車輌儲上費、標本等の運搬費及び標本・検体購入費等)、調査実験分析費(調査資料等を実験分析するために必要な資機材の購入及び修理、並びに補助員等の雇用に要する経費)、資料印刷費(調査及び実験、分析結果に基づく資料及び教材等の印刷要本に要する経費)につきその経費をわが方で負担することが可能です。支出額は対象専門家1人につき月額110,000円以内となっている。

経費は、海外事務所所在国の派遣専門家については事務所経由、他は直接事業団に、別に定める現地研究費支給申請事にもとづき必要事項記入の上(任国における専門家の業務内容、申請の背景、必要性、具体的業務計画等を記入貼付する。)申請金額、積算基礎、内訳を必ず記入の上事業団に提出すれば、内容審査の上、支給決定額を定め申請のあった専門家に支給額を通知します。本件申請は業務計画にもとづき、4半期毎に提出していただきます。また、全ての支出金額については証拠事を貼付の上精算費を提出することが必要です。

(二) 国際機関専門家域内旅費

国際機関に派遣する専門家の当該機関加盟国等への調査等のための旅費 (運賃,日当,宿泊料)については,本経費によっており専門家からの申 請に基づき,予算の範囲内で必要と認められた額を支給します。

(6) 専門家生活環境整備費

特定不健康地、へき地等へ派遣されている専門家の生活環境施設(別表参照)が、次の要件を満たしている場合、生活環境整備費の申請をすることができます。

① 専門家の生活環境が劣悪で、施設を整備しなければ専門家の生活が著し く阻害されると認められる場合 ② 当該施設を専門家が継続して2年以上利用できるものである場合 生活環境整備費の申請をしようとする専門家は、専門家生活環境整備申 請售を事業団海外事務所長を経由して(海外事務所がない国にあっては専 門家が直接),かつ、経費概算見積售等を添えて申請して下さい。また、 施設の整備が完了した場合は、速やかに専門家生活環境整備完了報告售を 提出して下さい。

別・表

<i>H</i> u it	Y 1	LK	説	明
1. 電気	供給	區股	専門家の居住地における征気の供給! 等の機材	こ必要な発化機,変圧機,化線
2. 給水及	び排水	施設	専門家の居住地における給水及び排z 槽,浄水装置,配管等の機材	kの管理に必要なポンプ,貯水
3. 保 7	e Hu	設	専門家の居住地における保安の確保に 概等の設備	こ必要な街灯、警報装置、保安
4. 有 4	e <i>H</i> a	散	専門家の居住地における衛生の保持(害虫駆除等のための設備等	こ必要なごみ及び汚物の処理,
5. 保 (吐 施		専門家の健康維持に必要な運動施設	及び運動用具, 医薬品等
6. その	他の	证政	前各号に弾する施設であって、総裁 全衛生を確保するために特に認める	が専門家等の生活の利便又は安 もの

8 帰国時の諸手続

専門家の帰国に関する手続は以下のとおりです。

(1) 帰国時の手続

(イ) 帰国航空切符の手配

| 短期派遣専門家 | は出発時に通常、往復の航空切符が支給されますが、 長期派遣専門家 | の航空券は片道切符なので帰国予定の1ヵ月前位に、専門家及び扶養親族が帰国切符を現地で受領できるよう、原則として事業団が航空代理店を通じて手配し、専門家にも連絡します。また、帰国月の派遣手当等は、通常の場合は帰国後精算支給となります。

(ロ) 帰国日程の連絡等

専門家は、帰国日程が決定したら必ず海外事務所又は在外公館及び事業 団に帰国日時及び航空便名を連絡して下さい。事業団は、専門家所属先及 び留守宅に連絡します。航空代理店による空港出迎えはいたしません。帰 国時に東京での宿泊手配を希望される方は、事前に派遣担当者まで連絡し て下さい。

なお、帰国時、予防接種が有効期限切れになっていないか証明書を確認 し、必要な場合は現地で接種を受けて下さい。

(1) 海外事務所, 在外公館への連絡

専門家は、帰国に際し、業務遂行状況、指導結果、今後の協力のあり方、 問題点等を事業団海外事務所又は在外公館に必ず報告して下さい。

(二) 帰路変更の取扱い

専門家は所定の任期を終了して帰国することが当然であり、例えば、任国における有給休暇を帰国時に適用し任期を繰り上げて任国を離れ、途中の立寄りや滞在にあてることはできません。また、所定の任期を終了し帰国する場合も、帰路は順路直行によることが原則であり、帰路を変更したり途中経由地に滞在することは認められません。

しかし、専門家が特に帰国時に途中立寄のため順路直行によらないで帰国(帰路変更)を希望する場合には、専門家の申請に基づきこれを承認す

ることがあります。希望者は任国出発予定日の少くとも1ヵ月前までに(必着),帰路変更願を海外事務所を経由して(ない国では直接)事業団に提出して下さい。なお、申請を行うことができるのは、派遣期間が3ヵ月以上の専門家(調査団員は除く。)に限られます。この場合の旅行中の事故については、事業団は責任を負いません。(労災の適用は受けられません。また、帰路変更による本邦への帰国が7日を超える場合は海外共済の適用も受けられません。)

- ① 帰路変更が海外事務所等の事業団の業務に支障を及ぼさないこと。
- ② 帰路変更に係る旅行目的及び旅行地が外交上又は専門家としての立場 上不適当なものでないこと。
- ③ 所定の任期満了日(専門家が任国における業務を終了し、任国から本 邦へ出発する日の前日をいう。)後に行われるものであること。
- ④ 派遣期間満了日の翌日から起算して7日以内に完了するものであること。
- ⑤ 専門家が本邦において所属機関を有する場合には、帰路変更につき、 その所属機関の承認を得ているものであること。
 - (注) 帰路変更に係る旅行期間中,派遣期間満了後の期間の旅行については,所属機関の身分の下に行われることとなります。なお,帰国に要する旅費は順路直行によるものとした場合の計算額の範囲内とします。(帰路変更の場合の航空賃は,すべてエコノミーの料金とします。)

(2) 帰国直後の手続

専門家は帰国直後速やかに事業団において以下の帰国手続を完了して下さい。

- ① 帰国届の提出使用済帰国航空切符の提出
- ② 任地・順路直行経由地の空港税支払済半券,帰国時の予防接種の領収証の提出
- ③ 現地業務費管理者にあっては受払い報告又は引継ぎ報告

① 帰国月,帰国時の派遣手当,旅費《航空賃等,日当,宿泊料(又は食卓料),移転料(長期派遣専門家のみ),旅行雑費》の精算及び内国旅費の支給

⑤ 旅券失効手続

住民票への登録,外貨売却,貨物引取り等所要事項終了後担当課を通じ て失効の手続をして下さい。

(3) 帰 国 報 告 会

事業団は、専門家の帰国後、関係者の出席のもと必要に応じ報告会を開催 いたします。

(4) 帰国専門家の生活保障制度

帰国後、労働意志を有するにもかかわらず生業に就けない専門家に対し、 資格認定の上、以下のとおり一定期間生活保障金を支給します。生活保障を受 けようとする専門家は、帰国後速やかに申請售(様式有り)を事業団に提出 して下さい。

(イ) 保障の対象者

生活保障金の支給対象者は、長期派遣専門家及び長期派遣専門家であってやむを得ない理由により1年未満で帰国した者とします。ただし次の場合は対象としません。

- ① 専門家が自己の責に帰すべき重大な事由により帰国させられた場合
- ② 専門家が正当な事由なくして自己の都合により帰国した場合

何 保障の期間と金額

保障の期間は次のとおりです。

- ① 専門家として委嘱された日から帰国後までが5年未満の場合,180日
- ② 同5年以上の場合,210日

その期間、下表の生活保障金を支給します。

専門家の号	支給日額
特 号 1 号 2 号 3 号 4 号	6.700 円 6,700 5.400 4.600
5 号	3,900 3,300 2,700

(昭和57年4月1日現在)

(1) 保障金の減額と支給停止

支給対象者がその期間中に、自己の労働によって収入を得るに至った場合、又は雇用保険の失業給付を受けるに至った場合、その差額を支給します。支給対象者は毎月末に申請售(様式有り)を事業団に提出して下さい。また、事業団の他の給付を受ける場合は、その期間、保障金は支給しません。

給付対象者が就職,又は死亡した場合,以後の生活保障は行いません。 支給対象者が,就職した場合は直ちにその旨事業団に届け出(様式有り) して下さい。

9 他の技術協力実施形態

(1) 機材供与(単独機材)事業の概要

(1) 概 要

機材供与事業は、技術協力の一環として、昭和39年度から実施されているものですが、その目的とするところは、開発途上国がわが国の技術協力その他により一応の技術的知識又は経験を有していても、必要機材の欠乏又は不足のため、技術上の訓練、伝達、普及等が円滑に行われず、既存の技術が有効に活用されない場合に、当該国の要請を受けて必要機材を供与し、これを通じて開発途上国の経済、社会の発展に貢献することを目的とするものである。この機材供与は技術協力の一環として行われるものであるので、例えば、①派遣中の専門家の現地における指導業務を一層効果的とするもの、②専門家等の帰国後に相手国側のカウンターパートがさらに開発業務を継続遂行する上において必要とするもの、③研修員が帰国後にわが国で習得した技術知識を有効に活用するために必要とするもの等がその主たる対象であり、研修員受入あるいは専門家派遣などの「人」による技術協力との有機的組み合わせによりその効果を高からしめんとするものです。

このような趣旨から本事業については、①なんらかの形で「人」とのつながりがあり、また、②1件についての金額があまり多額にならないものであり、かつ③同一品目を多数供与するというような商品援助的なものではないものを対象とすることを原則としています。

供与される機材の種類は、農機具、工作機械、漁具、医療関係機材、各種 車輌、電子顕微鏡、電気通信機器、竹加工用機材、養蚕関係機材など極めて 多岐に亘り、その価額は5百万円から5~6千万円程度のものが多くなって います。

・なお、ここにいう単独機材は派遣専門家及び背年協力隊隊員の「携行機材」 並びに技術訓練センター等プロジェクト方式の協力に係る機材とは区別して 扱い、予算上もこれらの機材とに別個に措置されています。外務本省での単 独機材供与事業の主管は技術協力第1課、事業団での主管は派遣事業部管理 課となっています。

(ロ) 単独機材供与の手続

(A) 機材供与の基本的な考え方

単独機材の供与にあたっては、毎年8~9月に外務省は翌会計年度における機材供与案件の要望調査(別表第12表の様式による。)を開発上国にある全ての在外公館に対し実施します。

在外交館は相手国政府及び関係機関からの機材要勘案件をとりまとめ, 優先順位を付して本省に回報します。

本省では、その内容を審査し、当事業団に対し、機材供与基本方針とともに、個々の要請案件内容を送付越します。事業団はこれにもとずき、当該国に対する供与実績、供与効果、人とのつながり等を調査し、案件の整理、供与金額の積算を実施します。

機材供与に関する一般的方針としては、

① 地域配分 アジア, オセアニア 50%中近東, アフリア 30%中 南 米 20%

〇 一般方針

- ① GNP, perCapitaの低い国
- ② 被供与国のNoeds に応じ、かつ国民の民度、技術水準に適した機 材の供与
- ③ 食船(農水産), 職業訓練, 医療, エネルギー, 電気通信等の分野 に関する機材供与に重点を置く
- ④ 商品援助的な機材供与は行わない。
- ⑤ 派遣専門家,受入研修員,協力隊等人とのつながりのある機材で, 技術移転効果が大きいとみられるもの。

事業団においては、上記方針等を肝案の上、供与機材の内容を検討し、 実施案件及びリザーブ案件リストを作成、外務省に提出します。外務省 (経済協力局、技術協力一課)は、このリストにもとづき検討を行い、案件を決定し再度事業団に修正及び変更内容を通報し、事業団は、これにと もない機材供与実施計画を作成の上外務省に提出します。

外務省は提出された実施計画を審査の上, 同省より大蔵省に協議し, そ

(別表12)

î

Œ,

#

実

奪

靐

꿺

畑

枊

极材供

単独

供与模型の お 原

(压4)

Ų A4フォーム 提出時期 粒 厒 超受人(コンサイニー)名 <u>8</u> Ŀ (⊞) 製師の主管官 소대하미터 출연 5 쳠 哥 턻 张 , iii 3 ij, ŧ ~ æ 2

機材の使用目的、使用

변

		_ 			
	on on	2		11	
		,			
{	西林縣(円)				
- }	땁				
1	1 22				
	メーカー名 及 歴				9,7
	25				インのでは下った。 少田の名をお客は
	##			:	DI CHANGE
	40				1
!	22				180
	8 5				۲,
		တ (世၈)		1
					_

招導科目 尿道時間

出

での祖位

年度一氏

人との話び

4

r

臣

兵与された 場合の予算 啓 央 *

E

野谷

と。 2. 銘所が定をお望する場合には,その理由を明示のこと。 (任4) - 過去に同種勉封を供与したゞとがある場合または,過去に供与した競材と関連する場合はそうにその任明記のこと。

在外公司の

7 7 7

(注1) 夏苺件数が複数の場合,必らず記入のこと。(注2) 公出等なし、2本省に報告済みの場合のみ記入のこと。(注3) 1. 夏争入札により購入するため、積材名毎にメーカー名を出来るだけ複数(注3) 1. 夏争入札により購入するため、積材名毎にメーカー名を出来るだけ複数(注3) 2. 夏季人利により購入するかのようが不明の場合には、仕様を詳細明記のこま入のこと。信じ、メーカー名が不明の場合には、仕様を詳細明記のこ

の承認をとりつけて当該年度の実施案件が決定されます。

の詳細を記入するようになっています。

(B) 上記の審査を経て供与が決定された案件については外務本省より在外公館を経て相手案より、機材供与要請書(A-4フオーム)が提出されます。 A-4フオームの内容は要請機材は使用目的、設置場所、使用電力(直交流、電圧等)、仕様、メーカー名、見積価格、メインテナンス、コンサイニー、使用する専門家、研修施設等についての情報等それぞれについて

要請に対して適確な機材を調達するためには正確な仕様(specifi cation)が必要であり、外務本省は在外公館に対し、要請にあたっては、A-4フオームは出来得るかぎり詳細、正確に記入せしめるよう指導しています。

(C) 在外公館からのA-4フォームは外務本省で入手しだい、当事業団に回付されてれてもとづき、当該機材の仕様の作成を行います。

仕様については派遣事業部で作成してれてもとづく機材調違請求を当事業団調達部に申請し、調達部において、その内容を審査確認の上、予定価格の設定、メーカー、販売業者による入札、落札者との契約、納入機材の検基、巡送業者との契約等一連の調達業務を実施します。

機材によっては仕様に従って特別に製造する必要があるものも少なくなく、一般に調達業務には多大の時間を要し、当該年度内に処理し得ず、予算を翌年度に繰り越す事もあり得ます。

(D) 調達機材は迎送業者の手を経て指定されたコンサイニー宛事業団から直送され、これに関する事類(船荷証券、保険証券、インボイス、パッキングリストなど)は、別途(本省経由)在外公館宛空送されます。在外公館はこれを任国政府へ公文事を付して送付します。このようにして機材は陸揚港においてC・I・F、建てで相手国関係当局に引き渡された時、相手国政府の財産となります。(従って荷揚以降の現地通関料及び内陸輸送料等の引き取りに要する経費は、相手国政府が負担することになりますが、往々にして政府部内の連絡不充分のため、引き取りが円滑になされず長期間引き取れないケースがあるので注意を要します。)なお、供与機材は原則として船便により輸送しますが、特殊な事情がある場合は機材の一部又

は全部を航空便で送付することがあります。

(i) 相手国政府に対する供与機材の引き渡しが完了した時には、在外公館は 当該政府から当該機材を受領した旨の受領証を徴するとともに機材の検収 調査を貼付の上本省に送付します。一般に機材供与にあたっては公館長等 から相手国政府に対し正式に引渡式等を経て供与が行われる事が望ましく, 送付した機材については、輸送中の破損、盗難等により機材の稼動が不可 能な場合も生ずるケースもあります。この場合は保険救償の対照となりま すので、通常海送の場合は90日以内(内陸輸送等の期間の長い特別の場 合についてのみ180日以内)、空送の場合は30日以内に機材の到着状況 を確認の上破損等のある場合は,在外公館の公信、公電等により、外務本 省宛通報を要します。

(1) その他

- (A) 事業団は供与機材の仕様の決定段階では、関係専門家との打合せを含め、 必要な場合には、現地調査等を実施の上仕様の確認を行うこともあります。
- (B) 供与機材については、一応5年間をめどに、機材の利用状況等を確認するとともに、破損、故障等の場合、相手国が要請する時は機材修理チームの派遣を行うこともあります。

また供与機材によってはその据付け、操作指導等の目的で、短期専門家 を派遣することも実施しております。

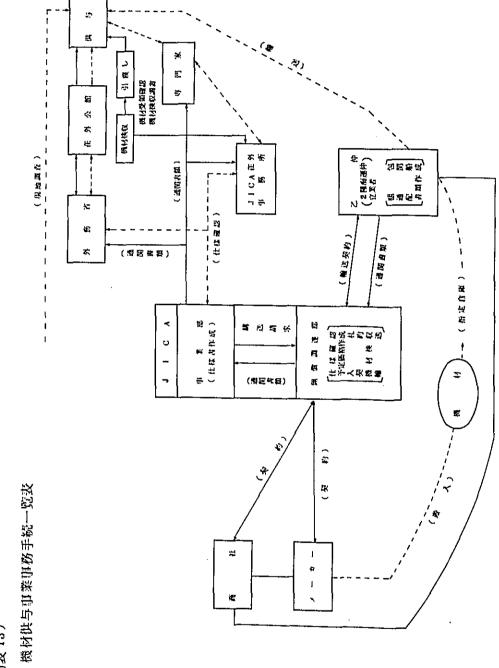
(C) 機材供与事業の業務の流れは、別表第13となります。

(2) 研修員受入事業

(4) 事業概要

研修員受入れ事業は、昭和29年にわが国がコロンボ・プランに加盟して以来、開発途上国から研修員を受け入れ、当該諸国の社会的経済的発展に必要な入づくりに協力するとともに、わが国とこれら諸国との友好親善の増進の面でも大きな貢献をしている極めて重要な事業で、専門家の派遣事業とともに技術協力のいわば軍の両輪といわれている。

研修員の受入れは年間 8,500 名に及び集団及び個別受入れの形態によっている。



(別表13)

æ

集団研修は開発途上国に共通してニーズの高い研修内容のコースをあらか じめ設定して、集団的に研修を実施するものであり57年度は約183コース を予定している。

個別研修は各国から個々に要請される専門分野についてその個別のニーズ に合致した研修を行うもので、次の二つの方式がある。

(A) 単発受入

あらかじめ研修分野を限定せず、相手国の要望に基づいて随時研修プログラムを作成し受け入れる。

(B) カウンターパート受入

わが国が実施している専門家派迪, プロジェクト協力との有機的連係を図り, 協力効果を一層高めるため, 相手国のこれら協力に関連する研修員を受入れる。なお, 国際機関等からの要請に基づいて受け入れる場合も含まれる。

(ロ) 専門家カウンターパートの受入

専門家カウンターパートの受入れについては毎年8月頃要望調査を実施いたします。この際以下の点に留意して回答して下さい。

- (A) 受入枠との関係で各専門家の要望を全て満すことは出来ません。したがって配属先はもとより本人には絶対に受入れをコミットしない様にして下さい。
- (B) 研修員としては、真に技術移転効果が期待出来ることが条件で、日常の 勤務状況、性格、協調性、技術、勤務先における地位、語学力等には充分 注意して下さい。
- (C) 折角受入れたものの帰国後配置換又は転職等がありますと受入れの意義 を失いますので注意して下さい。
- (D) 新規派遣の長期専門家で前任者が居ない場合は協力開始後1年間経緯した上で申請して下さい。

派遣事業部においては、以上にもとづき各専門家からの要請をとりまとめ、研修事業部との割当協議を行い、その結果を各専門家宛通知いたします。

通知を受けた専門家は直ちに受入研修員の候補者を配属先と協議の上受

入れにともなう諸手続を開始して下さい。

との際単に研修員を通報越すのみでなく、受入れに関する要望、本邦の 受入先等カウンターパートの受入れが円滑に進むよう基本的情報を洩らさ ず通知して下さい。

(i) 受入通知を行った後、9月末日までに受入研修員の決定通知が文書でな されない場合は、受入通知はキャンセルされ、他と調整されることとなり ますので注意して下さい。

(3) プロジェクト方式技術協力

(1) 事業概要

当事業団(JICA)が行っている技術協力の形態は、研修員の受け入れ、 専門家の派遣、機材の供与の3つを基本としている。

この 8 つの形態は、それぞれ独立の技術協力事業として従来から実施されているが、これらは概して相互の関連のないままに行われているため、これら 8 つの事業とならび、特定分野の技術協力計画の立案から実施まで、一貫して計画的に総合的な技術協力を行うことを目的として、上記 8 形態を関連づけて実施する「プロジェクト方式技術協力」という形態が生まれた。

プロジェクト方式技術協力では、特定分野における相手国の開発計画等への協力を通じ、相手国の技術者等に対して技術の移転を図ることを目的としている。特定分野とは、農業、林業、水産業、医療、公衆衛生、人口家族計画、職業訓練、鉱工業、中小企業および関連の研究協力などである。

(ロ) プロジェクト方式技術協力の実施

実施の具体的方法としては、相手国にある特定の場所(農業試験場または 研究所、特定の農業開発地区、大学医学部等の医療機関、あるいは職業訓練 所など)を拠点として、数カ年にわたって計画的かつ総合的な技術協力を行 うものである。とのため、わが国から各種チームの派遣、専門家の派遣、機 材の供与、研修員の受け入れを有機的に組み合わせた協力を行い、相手国は プロジェクトの拠点となる土地・建物・施設などの提供、わが国の派遣する 専門家のカウンターパートとなる専門家等の提供、および運営役等のローカ ル・コストを負担する建前をもって、相互に合意した技術協力プロジェクト を実施するものである。

さらに、プロジェクト方式技術協力では数カ年にわたって特定の拠点を対象として、人的にも金額的にもかなりの規模の技術協力を展開することとなるが、個々のプロジェクトにつき、通常はまず実施機関(わが国は当事業団。相手国は特定の政府機関または単に政府関係機関)の間で討議議事録(Record of Discussions=R/D)が締結され、その後必要に応じ政府間協定ないし交換公文がとりかわされることとなる。

(1) プロジェクト方式技術協力の形態

プロジェクト方式技術協力は、総合的、長期的、かつ相当程度の規模という性格をもつことはすでに述べた。それは技術の移転という目的の実現に直接寄与するものであると同時に、BHN(Basic Human Needs = 人間生活の基本的要請)を満たす効果もきわめて大きく、国際的にも技術協力の中心として評価されている。さらに、プロジェクトというモニュメンタルな性格も加味されて、近年は協力要請が増加するとともに、その要請案件の内容も、一層総合化、大規模化(資金協力との結び付き)、高度化する傾向にある。しかし、プロジェクト方式技術協力は、あくまでも技術協力の1形態であることに変わりない。その本質的役割は、技術の移転による各種開発分野での人材養成であり、その点、開発事業の実現に直接協力する資金協力とは異なる。

(A) 海外技術協力センター事業

1960年度から開始されたもので、各種職業訓練、電気通信、水産加工、船舶など、開発途上国の経済や社会開発に必要な各分野における人材養成を目的とした訓練または研究機関等の設置に対する協力である。具体的には、①初・中級技術者、指導者の養成を目指す人材養成に対する協力、②研究開発、実用試験等に対する協力、③生産技術の開発および改良に対する協力、④地域開発に対する協力、⑤学校教育に対する協力 - などがある。

(B) 保健·医療協力事業

1966年から医療協力事業となった。その内容は、寄生虫、ウイルス、結核、ガン、成人病、心臓病、さらには公衆衛生、家族計画、看護婦養成

などの各分野において開発途上国国民の健康の維持と増進を図ることにより、社会福祉の向上に寄与することを目的としている。そのための医療教育、研究予防対策、地域保健医療サービスの向上、環境衛生の改善等に対し協力する。

(C) 農林業協力事業

1967年度に開始された農業協力事業が77年度から農林業協力事業となった。稲作、畑作、養蚕、畜産、林業、水産養殖などの各分野における人材の養成、技術水準の向上を図るとともに、開発途上国の農林水産業分野の自立的発展の基盤造りに対して協力する。具体的には、①訓練センターやモデル的な普及農場の設置に対する協力、②技術の改良普及事業への協力、③灌漑等生産基盤整備に対する協力、④それらの協力(①~③)を総合した地域農業開発に対する協力、⑤農業教育および試験研究に対する協力、などがある。

(D) 産業開発協力事業

従来の開発技術協力事業に代えて1978年度から開始された事業で、開発途上国の中小規模工業等、特定産業の育成・振興を目的とするものであり、政策の企画・立案、人材養成、研究開発、生産技術開発等に対する協力を有機的に結びつけ、総合的かつ多角的視点からその効果的な実施を行うものである。

(4) 開発調査

(イ) 事業概要

開発調査とは、国際約束にもとづいて、開発途上国の経済、社会的基盤の整備にかかわる各種の開発プロジェクトの現地調査および国内作業を実施し、計画の推進に寄与する為の報告書を作成する事業を総称していう。このため 当該プロジェクトの調査を目的として派遣される調査団は多くの分野から成る専門家によって編成される。

具体的な調査形態としては次のものがある。①一定地域について様々な開発の可能性を探り、その開発の方向づけを示す「総合開発計画の策定」、②特定分野の「長期開発計画の策定」、③特定プロジェクト実施に対する「フ

ィージビリティ調査」(技術的および経済的財政的妥当性), ①特定の施設の「基本設計」, ⑤特定施設のための「実施設計」, ⑥地下水の賦存状況および利用の可能性等を調べる「地下水開発調査」, ⑦鉱物などの賦存状態を調べる「資源開発調査」, ⑧各種開発計画の基礎となる「地形図, 海図の作成調査, 森林資源調査および水産資源調査」などがある。

対象分野としては、道路、港湾、鉄道、橋梁、通信、観光開発などの「インフラストラクチャー」をはじめとして、農林水産業、鉱工業、電源開発のほか、厚生、医療、教育、行政、消防などあらゆる分野にわたって調査団が派遣されている。

調査対象国は, 通常, 特定の一国を対象とするが, 数カ国にまたがるプロジェクトの場合もある。

開発調査の結果は、相手国政府に対する報告書としてとりまとめられる。 相手国政府は、この報告書をもとにしてその地域の開発のためのプロジェクトを選定し、あるいは特定プロジェクト実施の緊急性、妥当性といったものについて判断し、実施の可否を決定することになる。つまりこの点で開発調査は、相手国政府の政策判断の基礎的資料を提供する意味をもっているのである。

また、開発調査の多くを占めているフィージビリティ調査は、対象となる プロジェクトが技術的、経済的あるいは財政的に成り立ち得るかどうかを調 べるものである。そこで、この調査結果にもとづいて、相手国政府は自己資 金、世銀、アジア開銀、アフリカ開銀などの国際金融機関や、第3国あるい はわが国からの資金調選を行うことになる。

したがって、それらの資金協力を行う場合の判断の基礎資料として、開発 調査報告書はなくてはならない検討材料となっている。

また、わが国が無償資金協力を供与する場合には、あらかじめ学校、病院、 研究所、パイロット農場などの施設や供与機材について基礎的設計をしてお く必要があるが、これらについても開発調査において実施されている。

開発調査は、また相手国の技術レベル向上にも役立っている。すなわち、 現地調査を相手国の技術者と共同して作業を行い、さらにはこれら技術者を 研修員としてわが国に受け入れて資料分析、報告書作成事業に従事させるな どの方法を通じて「技術移転」を図っているのである。ただし、ことでいう 「技術移転」というのは、個別の技術の移転のみならず、個々の技術を総合 的に組み合わせて、技術面のみならず、経済、財政、社会などのそれぞれの 面からみて妥当な一つの開発計画へと高める技術をも含むものである。

とのように開発調査は,一つのプロジェクト実現のための第一段階である。 いわば技術協力と資金協力との接点にある協力といえる。

(ロ) 開発調査の実施手続き

開発調査は一定の手続きに従って行われる。調査内容にもよるが、その調査期間は数カ月から数年に及ぶものまである。一般的に手続きの流れは次のようなものである。

(A) 協力要請

相手国政府から日本政府に対して、まずある調査の協力についての正式 要請が届けられる。通常はわが国の在外公館を通じてこの要請を受けることが多いが、相手国政府の要人が来日した際、またわが国のプロジェクト・ファインディング・チームが派遣された際に行われることもある。

(B) 実施計画の作成

要請を受けた調査について、関連情報の収集を行い、調査の実施可能性 を検討する。その結果、外務省において調査団派遣の方針を決めると、当 事業団に実施の準備を指示するとともに、関係各省庁と協議し、調査の実 施計画案を作成し、基本方針が決定される。

(C) 事前調査団の派遣

実施計画が確定すると、調査団員を決定し、事前調査団を派进する。事前調査では、相手国の要請内容を確認するとともに、調査対象地域を踏査して、本格調査の可能性およびその取り進め方につき検討し、必要な情報資料の収集を行う。その結果、調査の範囲等に関する先方政府との合意文書(Scope of work S/W 作業範囲の確定=本格調査の内容、相手国の便宜供与などを定めたもの)の原案が作られる。

(ロ) 本格調査団の派遣

わが国在外公館と相手国政府との間で調査の契施に関し口上書交換により,国際約束が形成された後,S/Wに署名が行われ本格調査団が派遣さ

れる。調査団は合意文書に定められた範囲で、相手国の協力を得ながら現 地調査を行う。

(f) 国内作業

本格調査の結果を総合的に分析して報告背案の作成を行う。なお、報告 背案をとりまとめる中間段階で、相手国へ説明チームを派遣する場合もあ る。

(f) 報告書案説明チームの派遣

報告書案がまとまると、相手国に調査結果の報告を行い、先方の意見を 取り入れて最終報告書を作成する。

(G) 報告書の送付

最終報告書が完成すると、相手国と約束した部数だけの報告書を送付して、一つの調査が終了する。

(1) 主な調査の形態

(A) フィージビリティ調査

フィージビリティ調査(Feasibility Study = F/S) は、あるプロジェクトを実現するのに先立って、そのプロジェクトの技術的、経済的、財政的な妥当性を検討して、必要な勧告を行うものである。開発調査の大部分は、とのフィージビリティ調査が占めている。

対象となる分野は次のようなものである。

- ① 農業開発(灌漑排水施設建設による米作増産計画, 酪農振興計画, と うもろこし開発計画など)
- ② 林業開発(植林,伐採計画,紙パルプ工場設置計画など)
- ③ 水産業開発(漁港建設整備計画など)
- ① 工業開発(電源開発,繊維工業,鉄鉱業,化学工業などの開発計画)
- ⑤ インフラストラクチャー整備(道路,港湾,通信,放送,鉄道などの 建設整備計画)

とれらのほか、都市開発、水資源開発、河川改修、観光開発など多岐の 分野にわたっている。

フィージビリティ調査の結果, そのプロジェクトが, 技術的, 国民経済的, 財政的にフィージブル(実施可能)と判断されると, 通常の場合, 調

査報告書をもとにして、自国政府で資金手当をするか、あるいはわが国等の外国政府もしくは世銀などの国際金融機関から融資を受けて、プロジェクトの実施に移ることになる。

(B) 実施設計調査

フィージビリティ調査および基本設計調査の次段階として工事の実施設計図書を作成するのが、実施設計調査(Detailed Dosign Survey = D/D)である。したがって、通常、工事費の一部に含まれるものであるが、相手国政府の要望が強い場合には、技術協力の一環としてプロジェクトの工事着工に必要な資料、具体的な設計図、仕様書の作成などからなる実施設計調査を行う場合があるわけである。ただしこの場合、本体プロジェクトに対する資金供給源の目やすが立っていること、プロジェクトのフィージビリティが確認されていることが条件になる。

(C) 基本設計調查

基本設計調査(Basic Design Survey or Preliminary Deshgn Survey) は、病院、研究所など、特定施設の基本設計(概略設計)を行うものである。通常、道路・港湾・電気通信プロジェクトなど借款の対象となる可能性の高い案件はフィージビリティ調査として取り上げられ、直接的に経済効果を算出するのが困難な病院、学校、研究所などの建物が基本設計調査の対象となる。

この調査は通常、わが国からの無償資金協力対象の建物について行われることが多い。したがって、先に述べたフィージビリティ調査と円借款の 関係と同様に、技術協力と資金協力の結びつきの典型的な例といえる。

(D) 地形図作成,森林資源,水産資源調查

① 地形図作成

地形図(地図)は、開発計画の立案や開発プロジェクトを実施に移す 際、必要不可欠の基礎的資料である。地形図作成には多くの時間、人員、 資金、高度の技術が必要であり、開発途上国には国土基本図さえ不備な 国が多いところから、地形図作成に対する協力要請は多い。

地形図はあるプロジェクトについて、マスタープラン調査 (Master Plan Study = M/P) やフィージビリティ調査を行う際、そのプロジェ

クトの開発計画立案に必要な範囲で作成されることが多い。しかし、前述した事情により、一定の規格をもって広範囲にわたり、多目的一般的に使用される。いわゆる国土基本図作成の形で整備することも重要である。これは開発のための基盤整備という意味で意義がある。

通常,地形図作成調査というのは、この基本図作成調査をいい、縮尺 5万分の1(または2万5,000分の1),対象面積1万~2万平方キロ 程度で、3~5年間をかけて作成している。

② 森林資源調查

森林資源調査は、76年度から新設されたもので、通常3年間程度を かけて、航空写真撮影、現地路査、国内での森林解析などを行って、対 象森林の蓄積量、樹種などの森林資源の賦存状況を把握するものである。

この調査では、森林地帯の地形図が得られるところから、その地域に おける適正な土地利用計画の策定や、流域管理計画の策定なども可能と なる。

③ 水産資源調査

水産資源調査は、漁船を使用して実際に試験操業を行い、調査対象海域に生息する魚類の魚種、賦存量、適正漁期、適正漁法などを把握するものである。通常、異なった調査時期に毎年6カ月程度、2年間にわたって行われる。

調査の結果,その対象海域が漁場として有望との判断が得られると,引き続き商業ベースによる1~2年の試験操業を行った後に,本格的操業が行われることになる。

(四) 資源調査

鉱物資源の賦存状況を調査し、開発のための基礎的な資料を提供すると とを目的とするものである。

鉱物資源調査(資源開発協力基礎調査)は、地質調査、物理探査、ボーリング調査などを実施し、それらを通じて鉱物資源(非鉄金属のうち銅、 亜鉛、鉛などを中心)の賦存の可能性を調査するもので、通常3年間にわ たり行われる。

(E) 地下水開発調査

これは乾燥地域等における良好水確保のため必要な調査を行うもので、 78年度からは8年がかりでマリにおいて一部ボーリングによる試掘を含め調査を実施している。乾燥地域のみならず東南アジアのような湿潤地帯においても良好水の確保はなかなか困難であり、本調査に対する途上国からの要請は根強いものがある。

(G) その他

とれらのほか、開発調査では、先方政府の要望に応じて、相手国の公共 的な開発計画に関するものであれば、すべて応えることができる。

(5) 膏年海外協力隊員

(イ) 事業概要

背年海外協力隊派遣事業は、アジア、アフリカ、中近東、中南米、南太平 洋の開発途上国に対する政府ベースの技術協力の一環として、昭和40年か ら開始された青年の海外ボランティア活動である。

その目的は、①技術を有するわが国の青年が、相手国の国民の中に直接融け込み、必要としている技術・技能を提供し、相手国の国造り、人造りに協力する。②背年と相手国国民との間に、協力活動を通じて、相互の理解と親善を図る。

派遣された協力隊員は厳しい生活環境、言葉の相違など異文化の壁を乗り越え協力活動を行っており、その成果は極めて高く評価されている。まさに 背年の若さと情熱に依るところが大きい事業といえる。

(中) 沿 革

わが国の背年海外協力隊事業は、昭和40年4月、当時の海外技術協力 事業団(当事業団)の一部局として事務局が設立されたことに始まる。すで に1950年代の後半からわが国の各種背年運動は国際的連帯を指向しつつあり、 1961年には米国において故ケネディ大統領主唱による「平和部隊」が実現 したことにも触発され、背年海外協力隊の発足となったものである。

(1) 隊員の派遣

(A) 協力隊派遣取り決め

協力隊員は、受け入れ国政府とわが国政府との間で締結される2国間派 遺取り決め(交換公文による)にもとづいて派遣される。

初めて隊員を派遣する場合は、まず受け入れ国政府からの打診が行われるが、要請が出されてから取り決め締結に至るまでの手順は、おおむね次のとおりである。

- ① 受け入れ国側より協力隊員の派遣を希望する具体的理由、派遣分野、 人数、時期の詳細を外交ルートを通じて要請してくる。
- ② わが国では、その協力隊員の派遣がわが国と受け入れ国間の友好関係 の強化に寄与するかどうか、受け入れ国側の要請する分野についての派 遣が可能か、わが国が今後ある程度まとまった隊員を継続的に派遣する ととができるかどうか などの点を総合的に検討したうえ、最終的判 断を下す。
- ③ 隊員の派遣が適当と判断された場合には、わが国から派遣取り決め案を受け入れ国側に提示し交渉に入る。而国間で合意に違した場合には双方が希望する場所(通常は受け入れ国の首都)で、通常、相手国外務大臣とわが国の駐在大使との間で派遣取り決めに署名する。

取り決めの主な内容は、①協力隊員が両国間の合意にもとづいて派遣されるものであること、②わが国は隊員の往復旅費および滞在費を負担するほか、協力活動に必要な機材、医薬品を隊員に携行させること、③受け入れ国は隊員に対し、関税、所得税などの免除および住居、医療などに対する便宜を供与することなどである。

(B) 派過手続き

隊員の派遣については、各受け入れ国からの具体的な要請にもとづいて、年2回、国内において一般公募が行われる。その結果合格した者に対して、語学、南北問題と開発、異文化の理解、派遣国の事情、技術研修等を内容とした約4ヵ月間の派遣前訓練を行ったうえで、正式な隊員として派遣される。

(C) 芽集・選考

隊員募集は毎年春と秋の2回、定期的に行っている。

隊員の選定基準としては、主として次の諸点である。@応募資格は満20

歳以上,原則として 8 5 歳までの日本の背年男女。⑥学歴は原則として問わないが,短大卒程度以上の学力と教養を身につけてあることが望ましく,同時に任務遂行に必要な語学能力を有する者。⑥受け入れ国の要請に応じられる専門的技術・技能を有する者。⑥現地の社会環境に適応し,受け入れ国国民と融合できる適性を有する者などである。

(D) 訓練

選考に合格した者は、協力隊員としての適性を身につけさらに一層研磨するため、約4ヵ月間の派遣前訓練が課される。訓練は技術調整研修の必要性、勤務先との関係などに応じて年4回(4月,6月,10月,12月)開始され、訓練方式は集団合宿である。

(1) 現地活動

隊員は受け入れ国に到着後、約1カ月間の現地訓練を受ける。これは隊員が現地学校に入学して語学を勉強するか、または民家に下宿して、実際に現地人と起居を共にしながら、現地の生活習慣、現地語の習熟を目的とするものである。隊員はこの現地訓練を終えてから、初めて各自の配屈先(官公庁・地方公共団体等)に配置され、本格的な協力活動を開始することになる。

協力活動は受け入れ国によって異なるが、形態別に大別すると次のとおりである。 @ 村落の一員として農村社会の中に融け込み普及活動を進めていく「村落型」(例えば稲作、家畜飼育)。 ⑩職業訓練や理数科教育のように実習、授業を担当する「教室型」(例えば日本語教育、ラジオ、テレビ等職業訓練)。 @ 土木建築、通信関係の現場工事に従事する「現場勤務型」(例えば土木設計、測量、電話架設)。 @ 設計や試験研究を任務とする「オフィス・試験所勤務型」(例えば栽培実験、地質調査)などに分けられる。

協力隊員の任期は原則として2年である。しかし、協力活動が期間内に 完了せず、受け入れ国側の延長要請があれば、1年程度の任期延長が承認 される。

10 その他の協力形態

(1) 無償資金協力

(4) 事業概要

無償資金協力とは、開発途上国に対する資金協力のうち、相手国政府に返済義務を課さないで、資金を供与する形態の二国間援助である。

無償資金協力の目的は、開発途上国の経済、社会の発展、住民福祉の向上及び民生の安定に寄与することにある。昭和40年に開始されたわが国無償資金協力は、今日までに資金の量が大幅に増加し、現在ではわが国政府開発援助を推進する重要な柱として、わが国と開発途上国との友好関係の増進に大きな貢献をなしている。

わが国の無償資金協力は、経済開発等援助費による一般無償援助、災害関係援助など(一般の無償資金協力)のほか、食精増産等援助費による食糧援助(国際小麦協定の一部を構成する食糧援助規約に基づく援助で、米、小麦などの食糧を贈与するもの)、昭和52年度より開始された食糧増産援助(食糧増産努力を支援するための肥料、農機具などの贈与)から成っている。わが国が昭和55年において行った無償資金協力の支出額は約950億円で

また、一般の無償資金協力のうち、技術協力と関連のある案件については、 昭和53年から国際協力事業団を通じて実施促進業務を行っている。

あり、これは前年の支出額約709億円に比較すると約84%の増加となった。

それぞれの援助の内容は次のとおりである。

(A) 一般無償援助

一般無償援助は経済的収益性が低く、相手国政府が自己資金あるいは借 人れ資金により投資することが困難な案件で、住民の生活水準の向上に直 結している案件が対象となっている。主な具体的対象分野としては、教育、 医療・保健、農業、民生・環境改善、通信・運輸などがありわが国無償援 助の中核をなしている。

なお, 水産, 文化, 災害, 食糧については, 上記対象分野からは独立した協力形態として無償協力を行っている。

(B) 水産関係援助

開発途上国の水産振興に寄与するために、行う無償援助である。

具体的には漁業訓練施設、漁業訓練船、水産研究施設等のための資金を 無償で供与する援助である。

近年開発途上国においては、深刻化しつつある食糧問題に対処するため、 農業生産増大を図るとともに、動物蛋白の供給源として水産資源の開発利 用を図るため、水産振興を重視する傾向が強まっている。しかし、開発途 上国は水産振興・漁業開発に必要な資金や技術・経験に不足していて、いまだに十分に開発利用し得ない状況にあることが多い。そこで、世界で最も進んだ水産技術と、豊富な経験を有するわが国に対して、その協力による水産開発を図りたいという数多くの要請が寄せられているわけである。 このような要請に応えて、水産関係プロジェクトに対して無償資金協力を行うことは、開発途上国の経済および社会開発に寄与するとともに、漁業面における従来からの友好協調関係の維持・発展にも役立ち、きわめて有意義なことである。

開発途上国の中には、経験不足のため自国の水産業の開発すべき方向について暗中模索の状態にあると思われる国もある。わが国としては、こうした国々の水産業の現状を十分に把握し、各国の水産業の水準に合わせて、その国にとって最適であり、またその国の水産業に直接寄与する案件について協力することにしている。

具体的には、漁業振興のための機材(漁網, 机, 釣針などの漁具をはじめ, 簡易冷蔵庫, 製氷機, 冷凍トラックなど), 漁業研究用機材, 船外機, 船内機関, 小型漁船, 漁業訓練船, 漁業調査船などの供与および水産高校, 漁業訓練大学, 水産センター, 水産試験場, 養魚場, 漁業基地などの建設に必要な資金を, 本援助の枠内で供与している。

(C) 文化関係援助

文化関係援助は正式には文化無償協力と呼ばれ、昭和50年度から新た に文化交流に関する国際協力の一環として実施されることになった援助で ある。

具体的には,開発途上国における教育および研究の振興,文化財および

文化遺跡の保存利用,文化関係の公演および展示などの開催のために使用する資機材の購入に必要な資金の供与を行うものである。との援助は,1件について 5,000 万円以内で実施されることになっている。

実施手続きは、おおむね一般無償援助の場合と同様であるが、一つ大きく異なることは、文化関係援助の場合、内容が類型的かつ比較的簡略なものであり、また1件5,000万円以下と小規模であることなどの理由から、個々の案件について事前の閣議決定は行わず、援助の取極締結後毎年適宜とりまとめて閣議報告を行う仕組みを採用していることである。

(D) 災害関係援助(緊急援助)

開発途上地域における災害救済のために緊急に支出される援助である。 通常は日本赤十字社を経由するか、あるいは国際機関を通じて実施されて いる。

地震、洪水あるいは内乱などの災害により、開発途上国に多くの罹災者が発生した場合、その国から直接あるいは国際機関を通じて、わが国に対して救援物資の供与の要請が寄せられるととが多い。

外務省は相手国あるいは国際機関からの要請,わが国の現地大使館からの情報などを総合的に考え合わせて,援助の必要性,金額,内容および援助を適正かつ緊急に実施できる適当な機関を決定し,その実施について大蔵省(主計局)と協議する。この決定の際には,死亡者数を含む被害状況,諸外国の対応振りに示される国際世論などに関する情報が重要な参考となる。

実施が決定されれば、隅議了承を経て、わが国の現地大使館は外務省からの訓令に基づいて相手国との間で、援助に関する口上書を交換する。また外務省は、決定された実施機関(日本赤十字社など)との間で援助実施の委託に関する書簡を交換する。実施機関は、援助実施後速かに外務省に対して報告書を提出する。

このように、緊急性を要するこの援助の特殊性から、一般無低援助の通常実施手続きとは違った、きわめて簡素化された手続きによって実施されているのが、この援助の一つの特色である。

(记) 食船援助

わが国の食組援助は、ガットのケネディ・ラウンド(KR)関税一括引下 げ交渉の一環として成立した国際穀物協定を引き継いだ国際小麦協定の中 の食糧援助規約-(Food A:d convention) 1971年-に基づき実施されている。

食棚援助規約は、深刻な食棚不足に悩む開発途上国に対し、拠出国が援助する穀物の量を規定している国際協定である。

同規約に基づき、わが国は昭和43年以降、米及び被援助国が希望する場合には農業物資を食糧不足国に無償供与してきた。しかしながら昭和52年度から食糧増産援助が開始されたことによりこの食糧援助は52年度以降、基本的に米を援助の対象としてきている。

なお、食糧援助規約については、加盟国の拠出量増大などを軸として、53年2月から改定交渉が開催されていたが、昭和55年3月新規約につき合意が成立し、同年7月、「1980年の食糧援助規約」が発効した。この新規約により、わが国の年間拠出義務量は、小麦換算225,000トンから30万トンに増加した。

① 食椒援助の形態と方式

食糧援助規約に基づく援助は,原則として小麦または粗粒穀物(ライ麦,大麦,オート,とうもろとし,ソルガム)の形態で実施することになっている。しかし,わが国は,世界の食糧問題解決のためには,開発途上国の食糧増産への自助努力を支援することが基本的に重要であるという考え方に立ち,またわが国が小麦の大量輸入国であるという立場からも,この規約に留保を付して,米および農業物資(農業生産に直接的効果のある肥料,農薬,小型農機具)を供与対象物資としてきた。しかし,昭和52年度予算からは新たに食糧増産援助費を計上して,開発途上国の食糧増産のための農業物資の援助を別途行うことになったので,この規約に関する援助に関して同年度からは原則として米による援助を行うことにしている。

食糧援助の方式としては、すでに説明した一般無償援助と同様に現物 供与方式をとっておらず、被援助国政府に、わが国の供給者と援助米の 購入契約を締結させ、その契約に基づいて被援助国側の貨務を事後的に 弁済するという「資金供与方式」をとっている。

わが子は、昭和48年からは被援助国の負担を軽減し、援助の実施を 円滑に行うため別途予算措置を講じ、輸送費、保険料の全額または一部 を、わが国で負担することにしている。

② 食糧援助の実施

食棚援助の潜在的対象国は多数にのはっている。外交ルートを通じてなされる援助要請に基づいて実施を検討するにあたっては、その国の食棚不足状況(生産型、輸入型、各国からの援助状況など)をはじめとして、経済社会情勢、外貨事情、わが国との関係などを総合的に考慮して実施を決定している。

実施の流れとしては、予算成立後、外務省で各国からの要請をとりま とめ国別配分案を作成する。国別援助規模としては、これまでの例では 1,000 万ドルから30万ドルまで大小様々である。続いて、配分案につい て大蔵省と協議し、援助供与の方針を決定する。決定した国については 通常、大使館を通じて相手国政府に対しその旨を知らせ、またその金額、 援助米の種類、輸送費、保険料の負担費立て義務(後述)などについて 通報する。なお、援助米の種類については、原則として相手国の希望を 尊重する。また、このプレッジは当該国との債権国会議、あるいは要人 往来の際に行われることもある。

(E) 食糧增産援助

わが国としては、開発途上国の食糧問題は基本的には、自助努力による 食糧増産により解決されるべきであるとの立場をとっており、わが国はこうした自助努力を支援するため、これまで無償援助により食糧増産に役立 つ各種の農業プロジェクトを実施してきた。

更に昭和5-2年度からは、食糧増産援助として新たに予算措置を講じ、 新予算の下で食糧増産援助は飛躍的に増加している。同援助は一般無償援助で実施される各種農業プロジェクト援助とともに、農業開発に重点を置いている開発途上国に対して大きな貢献をしている。

食糧増産援助によって供与される農業物資としては、肥料、農薬、小型

農機具のほか, 場合によっては耕耘機, トラクター, ポンプなどの農業用 機械がある。

① 食糧増産援助の供与

援助対象国としては、食棚増産のための自助努力を行っている開発途上国(過去の例ではアジアのLLDC、PDCが多い)である。その選定にあたっては、相手国の要請に基づいて、その国の穀物・肥料の儒給状況、KR食糧援助による農業物資供与の実績、わが国との関係などが考慮される。また、この援助の目的から考えて、相手国が有する明確な食糧増産計画などに基づいて、わが国の援助物資が効果的に使用されると認められる場合に供与される。(多くの場合、被援助国の特定地域を援助の対象として指定する。)

なお、援助効果を長期にわたって維持するため、主にわが国の行って いる農業技術協力との関連が重視されている。

② 見返り通貨の積立て

食制増産援助および食糧援助においては、開発途上国の他の経済社会開発計画のローカル分の資金として役立てるため、被援助国の事情に応じて、わが国の援助額と等価額または3分の2の額を現地通貨で積立てることを被援助国に対して義務づけている。この見返り資金は、被援助国の農業開発を含む経済社会開発に寄与する事業のローカルコストに使用することにしており、使用対象事業の決定には、事前に相手国政府はわが国政府と協議を行っている。

③ 援助の実施

食糧増産援助の実施は、一般無償資金協力およびKR食糧援助と同様である。相手国政府は援助受け入れの大前提として、食糧増産計画の具体的内容(特に計画実施との関連で必要とする物資とその量)、援助物資供与対象地域(地域選定の理由および農業技術協力との関連)等のデータを、在外公館を通じ外務省に提出しなければならない。実施の手続きについては、大体一般無償援助と同様である。

なお、具体的に食糧増産の効果が現われているかどうかをチェックするため、被援助国に対し報告書の提出を適宜求めることにしており、調

査団の派遣も行っている。

(中) 無償資金協力実施のしくみ(交換公文署名まで)

(A) 無償資金協力の実施体制

一口に無償資金協力の実施といっても,それは開発途上国からの援助要請,内容検討,調查,援助方針決定。予算化,在外公館を通じての相手国との交渉および背簡の交換,さらに援助実施のための契約書の検討・認証,実施過程での各種指導・折衝,支払業務,援助効果の確認を含んでいる。通常では,援助要請を受理してから,援助効果の確認まで数年間を要するものである。

現在,実施の大部分は外務省が担当している。外務省は実施過程において,関係各省(大蔵,経企,通産等の各省庁)と連絡協議し,また契約書の認証に際しては通産省(輸出貿易管理令にもとづく輸出承認との関連上)およびその他援助対象物資ないし対象案件に関係ある省庁と随時協議を行っている。

交換公文締結までの主な過程は次のとおりである。

(B) 案件の決定

① 援助要請案件の審査

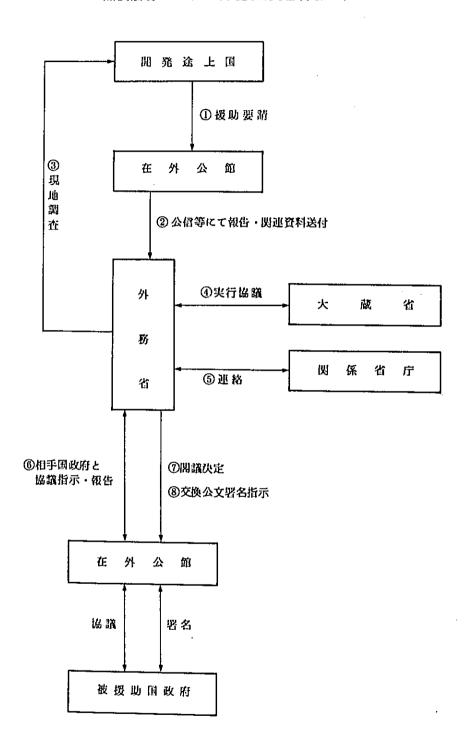
開発途上国からの援助要請は、主としてわが国在外公館を通じて提出される外務省はこうした要請に関して、関連資料を収集・分析することにより無償資金協力の妥当性を判定し、採否の第1次決定を行う。採決する方向が出た案件については、相手国からの正式援助要請を基礎に、必要に応じて現地調査を行い、追加情報を入定することで、適正な援助規模等の概算額を確定する。

② 予算確定と実行協議

外務省は、予定されている案件について大蔵省と実施協議をととのえ、 予算成立後、在外公館を通じて援助内容のより具体的な交渉を相手国政 府と行っている。

実施協議とは、国別、援助対象案件別の援助額を日本政府として決定 するための協議である。実施協議では十分な資料を基にして、種々の角 度から援助の妥当性について最終的検討が加えられる。

無償援助のしくみ(交換公文署名まで)



③ 交換公文交渉·閣議決定·署名

予算が成立し、実施協議がととのえば、相手国政府と援助の具体的交 渉を行うことになる。

無償援助コミットメントの形式としての交換公文(原)案に盛り込まれるわが国協力の内容について実質的な合意が成立すると、交換公文署名の段取りとなる。しかしこのためには、両国政府において署名のための国内手続きを経る必要があり、わが国の場合は悃議決定を行っている。署名は、わが国の任国駐在大使と被援助国政府における責任ある地位

交換公文の署名により,正式にわが国が援助をコミットすることになり、具体的な実施に移ることになる。

(1) 無償資金協力実施のしくみ(交換公文署名後)

(A) 製約

① 契約の締結と銀行取り決め

にある人との間で行われる。

交換公文の署名により,無償資金協力は実施の段階に入るわけであるが,契約は被援助国政府(または指定当局)と,日本の業者との間の契約,すなわち直接方式である。日本の業者の選定方法は,援助の性格上公正に選定されることが必要であることから,通常日本の業者を対象とした一般競争(入札)を原則としている。

契約の締結と並行して、被援助国政府(または指定当局)は、援助資金を日本政府から受け入れ、かつ、日本側契約者に対して支払うための特別勘定(口隆)を開設し運用するため、日本の外国為替公認銀行との間に銀行取り決めを早急に締結する。

この銀行取り決めは、日本側契約者が契約支払条項に基づく前金払いの受け取り、あるいは輸出承認を通産省より取得するための申請書に必要な支払投権事(A/P)を被援助国政府が発給する根拠となる。ものであり、契約締結と同時に実施に入るためには必要不可欠である。

② 契約の認証

契約の認証とは、上記の契約が、当該援助(贈与)の対象として適格であることを日本政府が確認することであり、契約の発効要件である。

具体的には、外務省が被援助国政府から、通常わが国在外公館を通じて契約書を取り寄せ、契約されている物資に関係ある省庁と協議し、認証の可否を決定する。

(B) 契約 限行と 支払い

日本側契約者は、認証済契約書および支払授権書(A/P)を受領する ことにより、契約を履行する。

日本伽契約者は、契約書中の支払条項および支払授権書に基づき、指定 される手続きに従って被援助国政府(機関)の発給する証明書または輸出 船積関係書類を添付して、指定銀行に対して支払請求を行う。指定銀行の 請求により、日本政府(外務省)は、部内の所要の支出手続きを経た後、 指定銀行内の被援助国政府名儀の贈与勘定に、日本円(非自由円)で払込 みを行う。指定銀行はこの払込みを受けた後、被援助国政府に代わり直ち に当該業者に支払いを行う。

なお,分割払いの契約の場合は,上記の手続きが繰り返されることになる。

(二) 無償資金協力の実施の流れ

わが国は予算の単年度主義が法令によって定められているため、援助のための予算確定から交換公文署名、契約、施工・支払いまでを、原則として会計年度内に行う必要があること、および具体的なプロジェクトが候補案件として提出されてから、援助効果の確認まで数年を要することが注意を要するポイントである。

(A) 案件の選定

案件は、相手国援助受入担当機関とのコンタクトを通じて、相手国にあるわが国の在外公館より政府(外務省)に随時報告されるが、要人の往来等の際、相手国から複数のプロジェクトが候補案件として示されることもある。

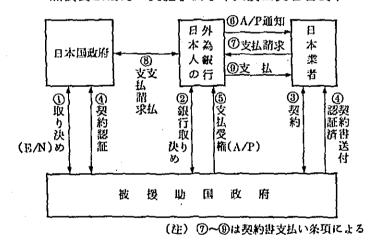
また、わが国の在外公館(実館)がない場合、これまでわが国の援助受け入れの実績がない国、プロジェクトの算定能力に乏しいと思われる国等に対しては、わが国から積極的に政府調査団を派遣して当該国の発展のために必要なプロジェクトを発掘することにしている。

(B) 案件の調査

相手国政府は候補案件を絞って、プライオリティーの高い案件について 正式な援助要請を提出してくるので、政府(外務省)は必要ならば在外公 館から追加資料を取り寄せ、わが国の援助政策にも照らして要請内容の検 財を行う。その結果、援助対象案件として適当と考えられるものについて は、政府ベースの事前調査団を派遣する。

調査団はそのプロジェクトに関連した相手国の事情(例えば病院の場合は相手国の医療事情全般),援助を実施した場合の効果,適性規模,敷地等について詳細に調査する。この調査で適正と認められれば,民間のコンサルタントを含む調査団を派遣して,基本設計を実施することとなる。基本設計調査はわが国が予算額を決定する場合および相手国が施工業者を入札する場合の重要な参考資料となる。

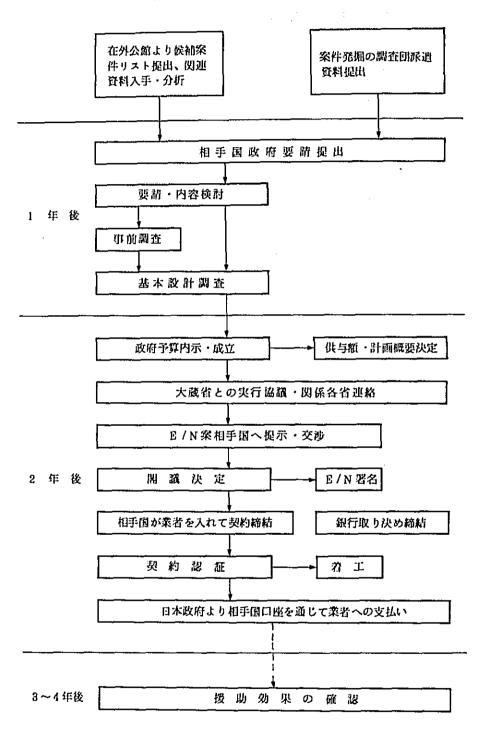
• 無償資金協力の実施手続き(交換公文署名後)



(C) 案件の確定

当該予算年度開始とともに供与額、計画概要が決定され、相手国との間 に交換公文の内容について合意、開議決定、交換公文署名という一連の手 続きが行われて、正式に援助がコミットされることになる。

● 無償資金協力の実施の流れ



(1) 無償資金協力の要件

無償資金協力は、返済義務を伴わないため、被援助国にとっては有償資金協力と比較してきわめて有利な援助である。また、その資金は国民の税金を財源としていることもあり、援助受け入れ国となるためには、一定の要件をみたしている必要がある。

この要件とは、①援助実施を決定する際に、援助を供与する側(日本政府・外務省)が、その決定の基準として考慮する諸要件(これは受け入れ国との交換公文の文面上には扱われないが「援助実施の判定基準」ともいうべき重要な諸要件)、回援助の適正な執行のために、受け入れ国が援助実施の際守るべき諸要件(日本政府との合意により交換公文に規定される、いわば「援助実施の際の諸条件」)の2つに大別される。

(4) 援助実施の判定基準

(A) 掇助対象国·地域

原則として、相対的に開発の遅れている開発途上国に対する援助を重視 するが、特にLLDC、MSAC諸国が重点国となっている。

なお、GNPが比較的高い開発途上国でも、相手国の重要度、わが国との2国間関係等の政治的・外交的配慮、および当該プロジェクトとわが国の実施している技術協力との関連などの種々の要素を考え合わせて、特に実施が必要と判断される場合には、その国を対象とすることができる。

地域別配分については、昭和52年頃まではアジア地域の諸国が援助の約7割を受け入れていたが、近年予算規模の増大に伴い後発開発途上国(LLDC)を中心とする貧困途上国に対する無償援助の拡充が重視されている。したがって、そうした国の多いアフリカへの援助が増加している。

(B) 対象分野

被援助国の経済・社会の均衡のとれた発展に役立ち、緊急度が高いと認められるもので、①医療・保健、回教育・研究、②農業、□民政・環境改善強化、即通信・運輸等の、住民の生活水準の向上に直結した分野であること。

対象案件は①~雨の対象分野に属するものであって, 建物等の施設の建設を伴うプロジェクトならびに資機材および設備の供与のいずれか一方,

あるいは双方の案件であること。ただし、わが国が行っているか、あるいは今後の実施が見込まれている技術協力(国際協力事業団を通じての技術協力)との関連がある案件が重視される。また、場合によって政治的・外交的観点からわが国との友好関係の象徴となり、わが国のイメージアップ効果に役立つ案件も対象となり得る。

また、無償資金協力は、経済的収益性が低く、相手国政府が独自では建 設し得ない案件を対象の中心としている。

(C) 援助実施の際の諸条件

① わが国の予算制度からくる制約

無償資金協力の実施の流れについて概説したように、わが国の無償資金協力は単年度予算制度の下で実施しているため、各案件は1会計年度内において被援助国へのコミットメント(交換公文の署名)から契約を経て支払いに至るまでを完了する建前になっている。したがって対象案件の選定(被援助国からの要請検討)に当たっては、単年度で完結し得ないような大型案件は、現状では不可能である。ただし、実際には、例えば交換公文署名後の相手国の事情(政変、行政改革など)や気候条件による工期遅延など、やむを得ない場合には、財政法上の特例として、明許繰越の制度があり「経済開発等援助費」は、繰越明許費という予算の形式により一定の要件を満たす場合には翌年度に繰越して使用することが認められているので、交換公文上の供与期限の延長を行うことで、1年間に限って実施期間を延長することも可能である。

② 援助条件

(契約当事者)

一般無償資金協力の契約は、いわゆる直接方式によることになっており、交換公文に定めるところに従い、被援助国政府(あるいはその指定する当局)と、日本国民またはその支配する日本国の法人との間で契約を締結しなければならない。

日本側契約者である日本国民の支配する日本国の法人とは、次の8要件を満たす必要がある。すなわち、⑥日本国の法律に基づいて設立され、 ⑥その株式または持分の過半を日本国民が所有し、または支配しており、 かつ、⑥業務執行に関する法人の意志を決定する機関の構成員および法人を代表する役員の、それぞれ過半数が日本国民であること(株式会社の場合、取締役会の過半数および代表取締役の過半数が日本国民でなければならない)となっている。

(製約の認証)

ここでいう契約の認証とは、具体的には契約書オリシナル2通以上を 在外公館を通じて送付させ、外務省経済協力局経済協力第2課が、必要 に応じて関係省庁と協議し、契約の形式、内容を審査することである。 なお、例外的に相手国の在京大便館経由または企業経由でこれらを行う こともある。

審査内容は主として交換公文との整合性の吟味であるが,主なチェックポイントとしては次のようなものである。

- 無償資金の使途が適当であるかどうか(交換公文上予定されていない物資が含まれていないか、調達先はどこか等)
- 契約額は供与限度額を上回っていないか
- 契約当事者(わが国の企業)は適切か
- 契約の発効(および必要に応じてかわされる修正契約の発効)は、日本政府による認証後であると明記しているか
- 支払方法は適当か
- 調停などの一般条項は整っているか
- 相手国側の免税その他の義務は交換公文上のそれと整合しているか
- 建築関係においてはアメリカ合衆国のAIAの契約パターンや日本の 四会連合約款をモデルとして用いる例が多いが、その場合の削除、追加または訂正した条項は妥当かなどである。

(援助対象物資・役務)

一般無債資金による資機材・役務の調選は、従来は原則として日本国の生産物および日本人の役務であることが必要であり、タイド資金協力となっていた。近年特に施設の供与の場合には、日本国の生産物および日本人の役務のみならず、被援助国の生産物および同国の役務(いわゆるローカルコスト)の調選も認める。あるいはさらに必要に応じて、第

3国の生産物および同国の役務をも認めることとしており、一般無償援助全体でみても現在では後2者の形態が過半を占めている。調達物資、 役務のこのようなタイド・アンタイドは交換公文中に規定される。

(取扱銀行および支払授権書の発給)

無償資金協力は「認証された契約」によって相手国政府が負う債務の 弁済にあてる資金を,日本の外国為替銀行に相手国政府名儀で開設した 口座に,日本国政府が日本円で支払うことによって実施される。このた めに相手国政府は交換公文署名後,まずこの口座開設を含めて銀行取り 決めを結ばなければならない。この取り決めはほとんどの場合,交換公 文署名後1カ月くらいの間に締結されている。この銀行取り決めに基づ いて,契約の認証の後に相手国側から,1契約ごとに支払授権事が出さ れる。

支払授権むとは、指定銀行に対して援助にかかわる資金を日本政府に 請求して、被援助国政府(または指定する当局)名儀の口座に受け入れ た後、認証された契約に基づいて行われる日本側契約者からの請求に応 じて、支払を行うことを授権する文書のことをいう。これによって「日 本の外国為替銀行(銀行取り決めにおける当事者)」は、相手国政府に 代って、日本の企業からの支払請求に応じることができるようになる。

資機材を相手国に輸出するととになるわが国の企業は、この支払授権 書を添えて通産省に対し「輸出」(輸出貿易管理令=昭和24年政令第 387号に基づく無為替輸出)の承認を申請することになる。

(被援助国政府がとるべき措置)

無償資金協力を実施するに際して、援助を受け入れる側もそれ相応の 措置を調ずる必要がある。被援助国政府がとるべき措置の内容について は、援助形態によっても異なるが、最も一般的な建物・施設の建設の場 合について列挙すると次のとおりである。

⑥建物・施設の建設のために必要とされる用地を確保し、建設を行い得るよう用地の整地を行う(ただし基礎工事部分を除く)。⑥用地の外までの配電、給水、排水、電話線の架設などの付随的施設を供与する。⑥援助に必要な資機材について、これの速やかな通関と陸上輸送を確保

する。①援助に従事する日本人に対する関税、内国税その他の財政課徴 金を免除する。②プロジェクトを完成させるために、わが国から贈与す る資金部分を除いたその他のすべての経費を負担する、ことなどであ る。

なお、上記のうち特に留意すべき事項は、①の「援助に従事する日本 の企業、法人、個人に対する免税指置」の問題である。

わが国は相手国内で課せられる関税・内国税その他の財政課徴金が、 わが国の無償援助資金のうちから支払われるべきではないとの立場をとっている。したがって、従来からのあらゆる無償資金協力による援助は、 すべて免税措置を講じせしめている。国内法上、税を免除できない場合 には、相手国に税の負担を求めており、先方が負担する場合、援助を実 施する日本の業者がまず立替え払いし、先方がリインバースする方式は 原則として避けている。

免税の内容・範囲等については、それぞれの国の国内税法等によって 多少異なるが、基本的には所得税など直接税は免税対象となる。現地で 日本の企業が購入よる資材に物品税が課せられている場合、建前として はこれも免税の対象となるが、税そのものが価格体系の中に組み入れら れ技術的に免税措置が困難なものについては、かならずしも免税を要求 するものではない。また、援助に従事する日本人の民間技術者等の身の 回り品などのすべてを、免税の対象として求めているものでもない。

(ト) 優良援助プロジェクトの選定と援助の効果的実施について

開発途上国への無償援助は、その案件数、金額といった量的拡大だけでなく、優良プロジェクトを選び出し、援助を効果的に実施することが、今後ますます重要になってくる。

(A) 侮良プロジェクトの選定

基本的には相手国から要請される複数の案件の中から、相手国のプライオリティーに照らしつつ、わが国が適当と判断する案件を取り上げて決定する方式をとっている。わが国の判断の基準としては、①いかなる分野での協力であるのか。その案件が住民の生活水準向上に直結しているかどうか。(近年人づくり援助としての教育、研究面、BHNすなわち人間性活

の基本的な要求充足の観点から医療, 農業面が比較的重要視されてきている。また, 円借に比べ無償援助は収益性が低い案件を取り上げることにしている。) ②わが国の技術協力との関連性はあるか。(無償援助により病院・学校などの施設を建設し, そこへ技術協力により医師, 教育者などの専門家を派遣したり, 研修員を受け入れたりして, 両者をタイアップすることが望ましい。) ②諸外国はいかなるプロジェクトを取り上げているのか。(援助の重複, 競合を避け効率化を目的とする援助国会議が, 現在主要な開発途上国について定期的に開催されており, 調整のための情報交換の場となっている。)

(B) 援助の効果的実施について

援助の効果的実施のためには何よりもまず、交換公文が締結されてからディスバース(施設の場合は完工、資機材の場合は配達)までの期間を短縮し、一日でも早く相手国が必要とする施設・資機材を供与することが重要である。

現在交換公文の締結から@実施設計・施工監理契約までに平均1カ月, ①銀行取り決めまでに平均2カ月, @建設契約までに平均4カ月, @建設契約までに平均4カ月, @建設契約までに平均12カ月をそれぞれ要している。

こうした期間を要する原因は相手国側に問題があることが多い。そのため専門家を現地に派遣し、実施上の障害となる諸問題について調査、 斡旋、交渉を行い、また相手国政府が適切な措置を講じられるように協力することが必要となってくる。

こうした無償援助の実施促進に必要な業務は、昭和58年度から当事業 団が担当し、外務省と密接な連絡をとりつつ、かなりの成果をあげている。 また同事業団から派遣される専門チームは、実施促進の観点からばかりで なく、援助の適正執行の点からも視察、調査、調整を行っている。

(2) 有償資金協力(円借款)

(イ) 事業概要

有償資金協力とは通常「円借款」と呼ばれる政府直接借款である。また,

DAC(経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会)の「開発資金の 流れ」の分類のうち政府開発援助(ODA)の一形態をなすもので、次の3 要件をみたすものをいう。

- ① 政府分野において行われること。
- ② 開発途上国の経済開発と福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること。
- ③ 綴和された条件であり、グラント・エレメントが少なくとも25 %であることなどである。

開発途上国の債務負担を考えると、借款条件は可能な限り緩和され、究極的には無償(グラント)が望ましい。しかし援助供与国の資金制約条件のほかに、開発途上国に借款を供与し、返済義務を課してこそ、その国の自助努力を助長することができるという有力な議論もある。

わが国の場合,現在国でとに,当該国の貧困度を一応の基準として借款条件を決定する方式をとっている。

プロジェクト仍数 企製 信款条件 プロジェクト等 有新客务…在移取回答 L/Q フィージビリナ スナディ 両者 2四司 現地容在・・・アプレイザル・ミッショ 交换公文署名 外務者で 素値の受理 四省庁 (外、清・ 健、好)による決定 阿耳 相手国政的の製具 日本政府和手国政府 政们满在短标准) 実施機関に よる事務 必要は広じ HHEN(L/A)OUN 火路排列 机手附板杆

無礼者の決定

円借款のしくみ

(中) 借款要請から交換公文まで

プロジュクト 祝 契約の資格

图 [图数4] 施工者

(A) 借款要請

開発途上国からの借款要請は、大別すると①定期的な援助国会議を契機とするタイプ、②まったく単発に2国間ベースで要請が出されるものの2つになる。

コンサルサント による人札計価 報告責作成

እ ዚ

コンサルナントによる 人札労頭作成 しかし、わが国が参加している援助国会議は20カ国にも及んでおり、 わが国のどのような分野に供与するかは、相手国の経済構造、政府の開発 計画および国内開発資金配分政策によって異なる。

一般的にいえば、比較的低い経済開発水準にある貧困国に対しては、国際収支サポートおよび工業分野におけるODA供与が中心となる場合が多く、ある程度の開発水準に違した諸国に対しては農業開発および道路・ダム・通信等の経済・社会インフラストラクチャーの整備に、ODAが活用されている。

従来の総借款供与額の大半を占めているのが前出①のタイプである。後 者の②タイプの最近の例はアフリカ、中南米地域に多い。

要請は外交チャネルを通じ文書(例えば口上書)をもって行われるのが 一般的である。

要請のタイミングとしては、わが国要人の訪問、あるいは当該の開発途 上国要人が来日した時が多い。

なお、例としては少ないが、わが国が国際機関との協調融資をする際は、 当該国からの要請のみでなく、世銀、アジア開銀などからの協力要請が大 きな意味をもつ。

(B) 援助国会議

援助国会議は、調整グループまたは協議グループ(CG)とも呼ばれる。 その名の示す通り、援助国間の調整ないしは非公式協議を通じて、当該開 発途上国に対する援助の効率を図ることを目的としている。1958年に世 銀主催で対インドコンソーシアムが開催されたのに始まる。その後主とし て世銀のイニシアチブで、他の開発途上国にも次々と結成された。

援助国会議では、当該開発途上国の経済現況と見通し、開発計画、主要プロジェクト等に関して、世銀・国際通貨基金(IMF)等からの報告、当該国からの説明、出席国間での意見交換が行われ、援助国会議によっては、各援助国が具体的援助額をプレッジ(意図表明)する場合もある。この討議結果を参考に、当該国からのバイラテラル・ベース(2国間ベース)で、具体的なプロジェクトについての要請が出されて交渉、検討が始まるというプロセスを経るのが通例である。

(C) 要請の受理

開発途上国から正式の要請が出た場合, それを受理したうえ, 特に次のような諸事項についてチェックし, これらに該当するものは, 借款になじまない案件として要請を断わる場合が通常である。

- ① 軍事協力に結びつく性格のあるもの。
- ② 船舶, 航空機等の案件=多くの場合それ自体が収益性が高く, 借款にないまず, わが国の経済協力政策上認めない場合が多い。特に外航船舶の場合, これまでOECDの紳士協定により新造船の輸出信用条件について厳しい規制があることもあり, できる限り輸出信用条件の枠内で処理するよう指導している。
- ③ 奢侈品、消費物資的性格の強いものなどである。

(D) 検討と調査

円借款の要請を受けると,外務省は要請内容を正確に把握するため,必 要な情報資料を収集する。

プロジェクト借款の場合を例にとると、日本がプロジェクトの実施に協力し、そのことが、借入相手国の経済開発、国民生活の向上に貢献するという前提がある。このため融資を決定する前に、いくつかのポイントをチェックする必要がある。

すなわち、要請のあったプロジェクトについての、①相手国の経済発展 計画のうえでの要請プロジェクトの開発優先度および重要度②わが国が、 借款供与することが同プロジェクトの推進上、および相手国との関係増進 に果たす貢献度、③プロジェクトとしての実行可能性(フィージビリティ) ①プロジェクトとしての成熟度等の事柄が十分に確認されなければならな い。

プロジェクトが技術的、経済的、財政的に実現可能なものかどうかは、 通常、相手国が調査し、一般的に Fonsibility Study Report (F/R) として用意されてわが国に提示される。わが国は、プロジェクト借款の要 請があるとまずこの種のレポート提出を求め、レポートを分析・検討して、 要請プロジェクトが実行可能であるかどうか結論を下す。

しかし、提出資料によって要請プロジェクトが実現可能かどうか結論が

下せない場合は、わが国から現地へ赴き、技術協力の一環として調査し、その結果をもとに結論を下すこともある。

四 円借款供与の政府決定

(4省庁協議体制)

通常, このような調査結果を待って, それが実現可能であると報告された場合に, 外務省はその理由を付したうえ, 供与形態, 金額, 金利, 償還期間等の条件, その他必要事項につき方針案を策定する。外務省方針は, さらに外務省, 大蔵省, 通産省および経済企画庁の間で協議され, この4省庁の間で合意されたものが, わが国政府の方針となる。

(F) 交換公文の締結

相手国との間で、わが国協力の内容について実質的合意が成立すると、 政府間交換公文(Exchange of Notes = E/N)が締結される。

とうした過程を経て、政府自体が直接とるべき主要な措置は終了し、案件は実施機関の手に移ることになる。

なお, この後の実施段階において生ずる諸問題に関しては, 必要に応じてわが国政府は, 相手国政府および実施機関との間で随時協議する。

参 考 資 料

派遣事業部組織図

€

(2) 国際協力事業団予算の推移

) 国際協力事業団予算の推	13						
<u>.</u>						即位:百	7万円)
年度区分	5 2	5 3	5 4	5 5	5 6	57(築)
1 交 付 金	34, 629	39,855	46,800	54,585	61,011	66,079	108.8
1 海外技術協力事業費	25, 263	29,719	36,059	43,302	49,009	58,006	108.2
(1) 研修員受入れ事業費	4,510	5, 176	5,752	6,735	7,786	8,466	108.7
(2) 専門家派週事業費	4, 165	4,654	5,588	6,709	7,385	7,991	108.2
(3) 明発調查事業 費	5,519	6,683	8,617	10,285	11,542	12, 308	106.6
(4) 技術協力センター引業費	1,749	2,351	2,939	3,431	3,918	4,632	118.2
(5) 機材供与卯業費	411	615	885	976	1,068	1,339	125.4
(6) 保健医療協力事業費	1,980	2, 172	2,676	8,180	8,533	8,651	103.8
(7) 人口家族計画協力事業費	-	-	 -	460	519	661	127.4
(8) 農林業協力事業費	2,751	8,646	4,367	5,236	5,756	6,211	107.9
(9) 専門家等福利厚生費	64	78	112	250	299	834	111.7
00 専門家養成確保事業費	359	390	467	539	633	683	107.9
(10) 開発協力事業費	464	513	613	680	706	743	105.2
(12) 産業開発協力事業費	646	566	779	1,030	1,195	1,296	108.5
(13) 無價資金協力促進事業費	-	9	63	70	86	94	109.3
(14) 背年海外協力事業費	2,645	2,866	8,250	3,721	4,083	4,597	112.5
(15) 技術協力事業調整費	_	-	-	<u> </u>	500	0	0
2 海外移住 II 業 費	1,402	1,531	1,601	1,773	1,885	1,910	104.1
3 哲 即 費	7,968	8,606	9,140	9,510	10, 167	11,163	109.8
11 出 資 金	6,447	2,856	3,211	3,341	4,260	5,068	119.0
1 旗 設 費	697	1,506	1,761	1,841	2,710	3,418	126.1
2 阴光投融页页金	5,000	500	, 400	100	100	200	200.0
3 移住投融資資金	750	850	1,050	1,400	1,450	1,450	100.0
Ⅲ 受	3,206	3,623	4,362	4,842	5,486	5,808	105.9
1 海外 明発計 面調查受託費	3, 117	3,548	4,039	4,742	5,291	5,808	109.8
(1) 海外開発計画調查費	1,709	2,072	2,479	8,017	3,411	3,701	108.5
(2) 資源開発協力基礎調查費	1,408	1,476	1,560	1,725	1,880	2,107	112.1
2 東南アジア漁業開発センター質	89	75	323	100	195	0	0
合 計	44,282	46,334	54,373	62,768	70,757	76,955	108.8

⁽注) 1. 各年度予算額は当初予算額を掲げている。

^{2.} 昭和53年度無償資金協力促進事業費は、管理費から組替えとなった。

^{3.} 産業開発協力事業費予算は昭和5 3年度に開発技術協力事業費から組み替えられたもの。

(3) 国際協力事業団実績

(4) 事業形態別人数実績

(単位:人)

				_					
		.40.	Elt		昭和29年度	E E (E Maste ett	5 6年度実績	ξŊ	战
	गीर	菜	別	i 	~55年度累計	5 5 年度実績	(暫定)	人	%
ØF	恀	貝	交	入	38,457	3,893	3,779	+ 386	111.4
俳	門	家	ĸ	逍	10,621	1,544	1,687	+ 143	109.3
(P	与似别	冰出	群門領	浆)	6,210	701	797	+ 97	118.7
湖	淮	0	ĬŔ	迴	19,070	3,216	3,128	- 88	97.3
協	נל	FX.	ĬŔ	逍	3,538	423	439	+ 16	103.8
	<u></u> -		i	<u></u>	71,681	8,576	9,083	+ 457	105.3

(ロ) 個別專門家派遭事業実績

① 専門家派遣対象国及び国際機関(個別専門家)

年		-			5 (5年	5	6年
地域	5 1	52	58	54	国及び国 際機関数	構成比	国及び国 際機関数	構成比
アジア	11	14	12	12	14	19.2	12	18.8
中 近 果	11	13	12	10	15	20.5	10	15.6
アフリカ	8	10	14	11	8	11.0	12	18.8
中 南 米	16	20	15	13	16	21.9	15	28.4
オセアニア	2	7	1	3	6	8.2	2	8.1
国際機関	10	11	10	13	14	19.2	12	18.8
その他	-	_	_	_	_		1	1.5
合 計	58	75	64	62	73	100	64	100

※ 単位:国数

② 派遣専門家年令別構成(個別専門家)

	年度	※ E	5 1	5	2	5	3	5	4	5	5	5	6
年令		な	構成比 (%)	郊	構成比 (%)	数の	構成比 (%)	数の	構成比 (%)	及り	構成比 (%)	人数	構成比 (%)
70歳	以上			5	0.9	1	0.1	1	0,2	2	0.3	2	0.8
60	94	*50	6,1	17	3.0	12	2.9	19	4.3	21	8.0	40	5.0
50	HC	148	18.2	119	21.1	71	16.9	114	26.1	156	22.3	188	28.0
40	Ð	297	36.5	223	89.5	156	87.1	130	29.8	248	35.8	269	33.7
30	H	275	33.7	156	27.6	149	35.4	155	35.5	282	33.1	258	32.4
20	H	45	5.5	45	7.9	32	7.6	18	4.1	42	6.0	45	5.6
合	H	815	100	565	100	421	100	437	100	701	100	797	100

※ 60代以上

※ 1. 51年度は継続を含む。

③ 年度別·尿造形健別専門家尿過実積

7	恭	月数	3,440.5	4,359.0	5,041.7	4,641.0	4,862.1	5,948.0	·	122.3	6.078.2	+ 130.2		102.2
	40	双用	815 3	893 4	208	839 4	1,114	1,253 5	92	112.5		-202 +	25	83.9
##	5	月改人	3,009.3	3,804.2			4,309.5 1,	5,256.7 1,5			5,484.0 1,051	+ 177.8		103.4
		政府	<u>.</u> ક્	8,8	4,638.7	4,307.1	4,30	بن بن		1,219.8	5,48	+ 12		
40	斑	~	376	455	<u> </u>	583	8	86	47.8	106.4	- SS	3	62.0	108.8
	E	延月改	431.2	554.8	403.0	833.9	552.6	691.3		125.1	644.2	- 47.1	_	93.2
	蔚	₩	439	438	576	302	521	3	52.2	118.9	333	-255	38.0	61.0
	ᆂ	路月数	930.1	1,588.8	1,555.0	1,067.2	1,533.4	2,099.4		136.9	2,281.9	+ 182.5255		108.7
照	40	∀	451	58	421	437	101	197	8	119.7	575	쥖	8	72.1
岩	豆	经月数	626.8	1,183.1	1,210.4	763.5	1,041.0	1,501.7		144.3	1,689.7	+ 188	_	112.5
政	斑	∀	611	184	180	151	200	215	27.0	107.5	202	<u>e</u>	35.1	9. H
羅	5	超月数	303.3	455.7	844.6	303.7	492.4	5.07.7		121.4	592,2	5.5		99.1
	日	人	832	88	241	286	203	282	73.0	116.2	873	602-	64.9	64.1
	≉	延月覧	2,510.4	2,770.2	3,486.7	3,573.8	8,328.7	3,848.6		115.6	3,796.8	- 52.3 -209		98.6
炭	40	人数	36.	8	386	402	413	456	130	110.4	476	8	100	104.4
6 語	5	延月数	2,882.5	2,671.1	3,428.3	3,543.6	3,268.5	3,755.0		114.9	3,744.8	- 10.7		99.7
4	望	₩	257	211	351	388	383	38	84.2	105.8	95	99	34.5	117.2
信	臣	延月数	127.9	99.1	58.4	30.2	60.2	93.6		155.5	52.0	- 41.6		8.6
	母	¥ ≺	101	Zi.	જ	16	ŝ	72	15.8	144.0	83	-46	5.5	36.1
	年		5.1	63	κι 80	5.4	rð rð	5 6	美	对配件 用	57(见达)	対前年増成	富田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	分司存托

④ 昭和56年度継続・新規派出専門家地域別事業実組

											
	繭	月数	958.7	181.4	257.2	433.0	46.3	0.4	222.4		2,099.4
数		関									2
***	\	数	413	73	53	141	11	-	105		797
	ᅒ	_ <					_				
型	5	数	643.1	130.6	235.2	311.8	35.6	0	145.4		1,501.7
		町	26	=	Ň	ന			7		1,5
岩		以					بر 		<u> </u>		
	以	大 数	94	18	8	46	-,	•	18		215
凝		数	9		<u> </u>	8	<u>.</u>	0.4	•	· · · ·	-7-
	101	田田	315.6	50.8	22.0	121.2	10.7	Ó	77.0		597.7
新		岗									
W-4	短	数	319	33	13	95	9	1	87		582
	*	≺									
	लेक	数	1,336.3	478.0	605.2	779.9	189.6	0	459.6		3,848.6
		E	1,33	4	96	100	~		4		3,8
数		遊									
酒	411	数	163	ß	73	ጿ	18	0	51		456
製		数							~		
6	至	田田	1,273.2	475.1	594.4	766.3	189.6	_	456.4		3,755.0
٥		顗	1,								ຕົ
پد	献	数	131	49	당	92	18	0	45		2 8
Ħ	444	<u> </u>									
	臺	数	63.1	2.9	8.01	13.6	0	0	3.2		93.6
<u> </u>		田田			-	• •					
温		数照	0,								
	緻	*** ~	32	4	12	18	0	0	9		72
_	<u> </u>	一	1 5	道	继	草	超	耳	 EX		
	/		岩	型	力型	型	と	厾	軽		nh:
		選	いっと	近海	7 1) 7	压米	1 6	の 街	盔		1-
		型		#	N	#	약 가	ı'n	Ħ		40

⑤ 専門家派遣数の推移(新規)

域 后間 段 間 計 短 間 計 回 回 計 回 計 回 回 計 回 回 計 回 回 計										
成 時 長 時 長 時 子 極 時 長 時 計 極 時 長 時 計 極 時 長 時 計 極 時 長 時 計 極 時 長 時 計 極 時 長 時 計 極 時 長 時 長 時 長 時 長 時 長 時 長 時 長 時 長 時 長 時	젔	ilia	346	59	33	92	01	51		575
域 短 明 長 明 計 毎 明 計 日	度 見	H	18	27	20	40	8	88	-	202
域 板 明 良 明 計 極 明 程 明 計 極 明 長 明 計 極 明 長 明 計 極 明 長 明 計 極 明 長 明 計 極 明 長 明 計 極 明 長 明 計 極 明 長 明 計 極 明 長 明 計 極 明 長 明 計 極 明 長 明 計 極 明 長 明 計 極 明 長 明 計 極 明 長 明 計 極 明 上 極 明 107 55 7 地域 148 55 208 246 64 310 319 94 413 266 1 次 地域 13 24 36 73 34 107 55 18 73 38 1 次 地域 13 24 37 25 24 49 19 34 53 11 2 大地域 1 3 4 3 11 14 6 5 11 3 7 二 九地域 1 3 4 3 11 14 6 5 11 3 7 二 九地域 1 3 4 3 11 14 6 5 11 3 0 1 3 4 3 11 14 6 5 11 3 0 1 46 15 43 50 20 70 70 70 70 70 70 70 70 79 79 79 79 79 79 79 79 79 79 79 79 79 79 79 7	~	政								
成 切 長 切 計	เก	競	265	32	13	36	83	ĸ		373
成 切 内 内 切 計		斑								
成 切 段 切 計	4	·	413	73	8	141	11	105	1	797
域 哲 明 良 明 計 短 明 程 明 計 短 明 程 明 計 短 明 目 明 目 明 日 明 日 明 日 明 日 明 日 明 日 明 日 明 日	₩ -	五	8,	18	æ	46	rð	18		215
域 紅 明 長 明 計 新 明 長 明 計 五 日	ا می ا	政	l 							·
域 哲 明 良 明 計 短 明 長 明 計 5 4 年度 5 5 年度 5 7 地域 148 55 203 246 64 310 5 7 地域 148 55 203 246 64 310 5 7 地域 13 24 37 25 24 49 5 7 土地域 13 24 37 25 24 49 5 7 土地域 1 3 4 3 11 14 5 5 5 年度 50 75 95 47 142 5 7 土地域 1 3 4 3 11 14 5 6 8 59 59 20 79 5 0 6 151 437 501 200 701	[靐	319	꾮	19	95	9	87	-	282
域 が 均 計 類 時 時 計 有 時 計 7 出域 : 148 55 203 246 64 日 1 計 : 148 55 203 246 64 64 1 計 : 148 55 203 73 34 1 力 : 148 : 17 : 50 73 34 1 十 : 3 4 : 3 47 2 十 : 11 : 3 4 : 3 11 2 十 : 22 : 68 : 59 : 20 3 日 : 151 : 437 : 501 : 200		邸						.,	·- <u> </u>	
域 が 均 計 が 均 計 が 5 5 6 年 5 7 地域 : 148 55 203 246 66 66 5 声地域 : 148 55 203 246 66 66 1 か 地域 13 24 37 25 25 22 68 5 か 地域 1 3 4 3 11 6 か 砂 1 3 4 3 11 6 か 砂 1 3 4 3 20 1 か い 286 151 437 501 200	\ \ 	盂	310	107	49	142	14	62		701
域 が 切 時 計 短 時 5 7 地域 : 148 55 203 246 5 7 地域 : 148 55 203 246 1 2 3 17 50 73 1 3 45 30 75 95 5 4 5 30 75 95 5 5 5 68 59 6 6 8 59 3 6 6 59 3 7 7 2 68 59 4 8 50 3 7 8 50	₩	₩.	22	34	24	47	=	20		200
(2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		成								
5 4 年度 5 4 年度 5 7 年度 5 4 年度 5 7 年 5 8 8	}	靐	246	73	怒	95	ന	23		501
(4) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		屈							· 	
(4) (2) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		柿	203	ន	34	75	4	88		437
(4) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	中原	\$	FS	17	82	30	က	22		151
域	7	欧								
域 12 mm 2 mm 4 mm 4 mm 4 mm 6 mm 4 mm 6 mm 6		豎	148	gg	13	45	-	46		286
域に	<u></u>	商						. <u> </u>		<u> </u>
数 : 出 :									匋	
1 / 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	/		h	展	R T	*	H H		6	1
地マ中マ中本国を	V		i	中近		任 任	4		ψ	

⑥ 阳和 5 6 年度個別專門家地域別,国別,月別旅遊実報

										_			_				_							_	
57年度	維続者数	14	174	188	•	42	43	4	74	78	9	90	96	0	18	18	0	0	0	1	52	53	97	450	476
	ţë.	337	21	388	829	53	88	12	ន	52	167	32	139	9	тэ	11	1	0	1	36	11	103	628	149	777
	3	21	œ	য়	1	4,	2	0	2	2	ıņ	o,	14	0	_	1	0	0	0	0	0	0	12	য়	51
	2	10	ന	133	0	p-4		0	63	8	9	_	7	0	0	0	0	0	0	9	0	10	26	2	33
	1	91	_	17	11	00	13	0	-	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	14	1	15	41	82	54
者数	12	47	က	ଥ	10	8	12	1	_	2	13	ıO	18	3	1	9	0	0	0	6		10	85	13	98
E	11	44	ıO	49	2	_	က	2		3	17	တ	23	-	0	1	1	0	1	က	0	3	70	9	80
宴	2	39	t)	4	9		7	2		8	က	ന	6	0	-	1	0	0	0	14	~	15	69	12	81
年度	6	33	T,	æ	2	-	=	2	67	4	21	0	21	0	0	0	0	0	0	13	က	16	79	11	90
9	∞	22	ೞ	8	₹	0	4	3	_	4	ഹ	-	9	0	-	1	0	0	0	14	_	15	23	<u></u>	60
5	7	83	9	33	65		4	0	m	က	ന	_	4	0	0	0	0	0	0	4	0	4	39	П	50
	9	11	5	91	1	Ŋ	9	1	က	4	. 13	2	15	0	_	1	0	0	0	က	0	3	8	16	45
		83		怒	J.C.	-	ß	3	8	5	ເລ	4	6	0	0	0	0	0	0	က	_	4	49	00	57
	~	27	9	딿	ΙΩ	_	9	00	Q	14	16	-	17	0	0	0	0	0	0	r.	က	8	61	17	78
	늅	319	ਲ	413	22	18	73	19	怒	53	95	46	141	9	ιc	11	1	0	1	87	18	105	582	215	797
[က	g	9	ន	-	_	2	4	8	9	9	ຕ	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	12	.46
数	2	20	-	22	0		1	0	0	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	2	27
护	-	-	4	2	4	1	5	0	-	1	5	2	7	0	2	2	0	0	0	17	0	17	22	2	37
器	12	ន	21	딿	<u>-</u>	ญ	9	0	-	-	က	0	3	0	0	0	0	0	0	12	63	14	45	17	62
易用	11	53	6	88	6	ī	10	1	4	ιΩ	9	Π	17	1	0	-	0	0	0	Ŋ	N	7	51	23	78
莊	10	79	6	71	7	0	2	0	4	4	10	9	16	5	0	5	1	0	1	12	0	12	36	13	111
年度	9	29	ນ	34	14		15	5	2	7	14	-	15	0	0	0	0	0	0	6	61	11	71	11	82
ţ 9	∞	23	14	37	2		9	4	6	13	19	8	27	0	0	0	0	0	0	15	23	17	99	ਲ	100
5	۲-	\$	7	47	_	-	2	2	ę,	8	2	က	2	0	1	1	0	0	0	10	m	13	83	18	76
	9	82	~	ध	r.	ro.	22	0	ı,	ເດ	01	2	12	0	0	0	0	0	0	2	1	m	35	ଯ	55
	ស	য	<u></u>	33	°	co	က	0	87	Ø	11	4	15	0	0	0	0	0	0	3	60	9	38	21	59
	₩	22	11	88	~	_	80	°	_	1	4	9	9	0	67	2	0	0	0	2	8	r.	40	ষ	8
5.5年度	4株 7税 2労	ន	131	163	4	49	83	12	ß	. 11	18	92	æ	0	18	18	0	0	0	9	45	51	72	384	456
HIIUE	×	短型	以即	赤	超超	设置	赤	和即	及切	라	超型	成型		短期	以型	盐	和問	成型	丰	短即	成型	盐	短期	成是	計
	л		盆			堂			发理			出			堂			斑			2			410	
4			귂			到到			中型			型型			7			の基			您				
ŀ	₽		<i>y</i>			沿			7.1.			照米			オセアニア地域			の街の勘数			壁				
=	٠	_	<u></u>			Œ			_ \ _ \			=			☆			ħ, Θ,			ur.			40	

⑦ 昭和56年度専門家派遺専門家赴任時所属先区分(56.4.1~56.3.31 派遣者)

									
8	#	41.0	3.4	20.2	24.7	0.0	1.1	8.7	100
身分別割合	長期	80.9	4.7	27.0	24.2	0.5	1.4	21.3	100
身分	短期	48.5	2.9	17.7	2.9	1.0	1.0	4.0	100
	盂	327	12	191	197	7	6	8	262
###	長頭	45	91	28	52	-	က	46	215
	. 歴	282	17	103	145	9	9	ន	582
522	da	路	83	19	8	Ν.		9	105
田原松岡	長期	-		81	. 10			4	18
	短期	45	8	17	19	81		2	87
每	sha .				-				1
9	長期								
iħ.	短型				1				1
N	盂	2	-	11	2			I	11
サイト	臣留			1	8			1	5
*	短期				ស			_	9
*	क्रीय	23	-	58	æ		4_	91	141
煙	展期	9		19	7		—	16	46
#	短期	8		92	8		m		98
₽	盂	က	87	82	81	-	8		R
77 1) #	長期	I	8	12	2	·	7	-	发
	短脚	7		∞	00		1		51
₩	盂	83		- 12	83			<u></u>	74
坩	成	44	.01	- 132 - 132	4			77	8
#	超	ध		۲-		<u> </u>		ស	%
	4/15	182	8	88	8		81	- 33 	412
37	成	56	9	8	24			91	왔
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	A 五	356	14	19	99	es	81	16	318
四 程 7	地区分身分	国家公務員	地方公弱員	公社・公団 特殊 法人	民画	白	JICA特別民	熊	4 d

⑧ 年度別・業種別・個別専門家派遺実績

$\overline{}$	業面		農	水	£It	TE	9 t	軽	化	公	弧	郵	厚	原	絍	数	行	そ
						ŀ			学	益	İ			.	鸖		ŀ	
	\	計			ļ	x		エ	ı	flt 				子	技			の
,,,			444	372	er.	+0+	10;	業	業	業	榆	政	生	力	術	育	政	他
年	度		業	進	設	菜	菜		*	*	917)	<u> </u>		-"	נימ	1-3		
30	年度	28	18	2	7		-	6			_							_
31		32	5	12	1			7			-1							6
32		50	15	16	6		2	8	-				_			1	_	2
33	"	45	19	7	2		4	9			1	_	2			1		
34	"	78	29	8	2		1	15	_		1	6	6			5	1	4
35	"	139	34	14	7	1	5	16	2	3	8	22	16			8	1	2
36	"	109	23	13	15	1	5	9	1	4	5	9	21			2		1
37	"	96	30	2	6	2	8	8		3	6	9	16			6		_
38	"	107	25	2	8	1	16	9		1	8	16	14			10		2
39	11	93	22	2	15	1	7	6	_1		6	17	8		1	5		7
40	"	157	22	7	15	2	19	28		6	8	20	21		1	8	1	4
41	"	137	44	7	19	1	14	3	2	6	13	17	6			2		3
4 2	"	207	36	11	36	4	24	21		7	22	26				7	4	9
4 3	"	217	46	22	23	5	17	12		20	21	24	1		5	11	7	3
44	"	264	53	41	45	7	15	14		18	15	82				6	4	14
45	"	259	30	28	38	2	6	13		16	33	31	1			15	16	35
46	"	303	81	24	51	10	30	8		18	34	48				12	17	25
47	"	318	52	36	40	16	10	3		19	44	36			3	18	13	28
48	"	337	55	34	51	10	17	11	5	17	47	88			2	1	6	43
49	"	301	30	87	40	83	20	4	1	41	27	31	3	2	2	5	18	12
50	"	369	33	51	75	21	11	1	4	37	28	67	3		5	10	16	7
51	"	450	53	51	46	12	21	2	12	27	26	60	4	1	87	85	58	5
52		555	76	58	94	9	32	10	14	 	51	86	16	1	4	26	49	5
5 3		421	35	42	78	34	23	12	5	11	29	62		1	3	32	51	3
54		487	68	47	63	21	28	12	2	11	86	57	10	1	11	31	36	8
5 5		701	88	-	 -	44	27	17	18	27	66	86	20	5	81	21	94.	12
3 0	~合計	6, 210	967	625	877	287	362	259	62	816	531	800	168	11	105	278	887	285

昭和57年8月81日現在(単位:人)

		- <u></u>										III JA	110		5月6				1177		<u>' </u>
		計画行	政	公	ķ · 1	流门	薬	Į.	妹・	水	Œ.	鉱口	【菜	エ	前美	光	人資	的原	保	社	そ
$ \setminus $	# f	OH .	行	公世	亚	让	通信	農	斱	林	水	鉱	エ	ネル	硇	觇	人	科学	健	会	၈
	•	発計		益事	輸交	会基	•							ギ	菜買		的資		医	福	,,,
年度 \		Ti l	政	薬	10	盤	放送	菜	旌	菜	旌	菜	菜	1	易	光	原	文化	故	祉	他
56年度	797	37	62	28	137	91	89	88	9	20	48	25	67	12	29	2	34	7	9	4	4
. !		ļ. <u>.</u>								ļ <u>-</u> -											
			!					 							-						
<u></u> '																					
					_			 		 				_				 			
ļ ———					_					ļ				_							
<u> </u>				_							ļ	<u> </u>		_							
<u></u>						_	-						_	<u> </u>	ļ 	<u> </u>	-		<u> </u>	<u> </u>	
		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	 	 						_	-		-	 	ļ			
}			<u> </u>		_		_				-	_	-	-							
	_	 -	-			-						 -	_	-	<u> </u>	_	ļ	_			 -
			_	_	_			-		-		<u> </u>	-	-		_	_				
	<u> </u>	-	-	 -		-		-			-		-	-	_	-		}		-	
	 - -	_	-	-	-				-		-	-	-				}—				
		-	-	-	 		-	-	-	-		-	-	-	-	-		-	-	<u> </u>	-
 	-		-	-	-	-	\vdash	-	-	-	-	-	-	 	-				-		
	-	-			\vdash	-	-	-	-	-		-	 			 		-	-		<u> </u>
	_		-	 	 				 	-	 			-	<u> </u>				-	-	
						_						-									-
					\top						<u> </u>										
						Γ															T-
						_				<u> </u>	 		_								<u> </u>

※ 56年度より分類方法変更

⑨ 阳和56年哎园家公務員所属省庁別専門家派迎実額(新規専門家)

			4	40	ຕາ	က	2	m	ro.				23		22			8				6	-	10	4	œ	S)
13		룟	名	4		4						_	_		-			_			-			_	2 7		2 8
釈	£	∄ ———	<i>₹</i> □				_			_			_								_				3		- 2
圖	Ą	ձ	和	က		အ				-		-										_	-	2	જ	-	9
给	絃	€%	F	വ		S																9		9	Ξ		11
证畅	淵	魯	绐	2	හ	8	3		က				6		9						1				17	က	20
杂	华	推	#	က		အ	•																		က		3
祖伊	浔	圕	細	91		10	2	-	9				വ	-	9							က		3	g	83	22
	¥	档	臣										က		က	 					7	2	-	3	rC.	_	9
水给	苯	廚	±	2	-	æ								-	1										7	2	6
磁	4	¥	往	11	6	ន			_					-	2				-		7	က	_	4	15	11	56
重		 H	₩	4	_	5	2		2			-									1				7	_	8
治	К		₩	82	9	38	12		12		-	1	4	2	9						1	15	87	17	63	11	74
ス部	×	箱	绐	က		3	1		1				-		1						_			1	5	-	9
在	₫	- 快水	其院	4		4	_						2		2			_			1				9		9
大威	К	凝	(⊒	1		1				_			3		3			-			-				4		4
*			谷	2		2																		_	2		2
税	ē.		金	18	-	18							-		1			_			-				19		19
	椞	校	币						_								_				-	4		4	4		4
府		+	广	_											_							2		2	2		2
祖	滋	<u></u>	币	_														_			-				_		1
32	北陽	兼発	道厅		8	02	-						-	_		-					\dashv					က	3
"	崇	茶	一一	∞		8	-																		8		00
<u> </u>	<u></u>		_	10	"0	O)	٠,	_	_	_		_	_		_	_			_		_	_	_				
40	11-11	\prec		-			52						ß	-	න 		_	2	0	<u> </u>		45	~	52	282	4	327
專	¥	M	#	短脚	反思	thn	知即	成功	ning.	短り	反短	ding.	短期	员员	#=	短期	页题	11112	短期	风运	<u>.</u>	加亞	反型	1110	短期	成型	450
	4				医医			知			7 岩政			相 坂						包括域			150 150	-		rita	
	Ė				イジィ			中近東			アフリカ地域			中南米			オセアニア地域			からも			厨碗	;		ᅒ	

(4) DAC諸国の経済協力

① DAC諸国の経済協力実領(総額)

(支出総額)

	1970-72	和	1975	\$	9261	9.	1977	7	8261	8	6161	6,	1980	ą
國	100万元	GNP H	100万元	GNPH %	100万 ドル	GNP H	100万ドル	GN PH	100万ドル	GNPLE	100万	GNP#	100万米	ONPH A
Australia Austria Belgium	468 100 345	1.19 0.59 7.15	636 184 867	0.75 0.49 1.36	519 383 1222	0.56 0.94 1.83	597 494 1 304	0.63 1.03 1.61	710 489 2 794	0.66 0.84 2.85	870 247 2 290	0.73	872 245 2 882	0.63 0.32 2.43
Canada Denmark Finland	845 119 35	0.90 0.66 0.29	2 041 275 89	1.26 0.78 0.32	2 512 485 66	1.29 1.26 0.23	2416 451 70	1.22 1.05 0.23	2 193 714 134	1.09 1.38 0.40	2 445 747 177	1.10	2 755 786 196	1.12
France	1 847 1 719 748	1.10 0.78 0.72	3 944 4 962 1 625	1.17 1.18 0.95	5316 5523 1476	1.53 1.24 0.87	5 212 6 084 2 001	1.37	7 929 7 561 3 243	1.67 1.18 1.24	8 685 7 289 4 055	1.52 0.95 1.25	11 522 10 584 3 999	1.77 1.28 1.01
Japan Netherlands New Zealand	2 230 529 27	0.91 1.38 0.37	2 880 1 259 73	0.57 1.56 0.59	4 003 1 735 60	0.71 1.97 0.46	5 535 2 081 76	0.80 1.97 0.56	10 704 2 692 84	2.06 0.52	7 556 1 948 84	0.75 1.29 0.42	6 766 2 313 106	0.65 1.46 0.48
Norway Sweden Switzerland	62 249 186	0.48 0.69 0.74	273 752 701	0.98 1.09 1.25	462 1 134 1 350	1.49	547 1 555 3 928	1.53 1.98 6.20	632 1 338 3 727	1.60 1.53 4.24	754 1 206 4 999	1.64 1.19 5.05	853 1 837 2 698	1.49 1.51 2.60
United Kingdom	6 902	0.64	6 579	2.83	8 055	3.59	7 075	2.83	9866		13 671	3.33	12 795	2.43
DAC諮問合計	17 823	0.78	44 824	\neg	46 672	1.12	51 859	e .	20 980	1.25	75 697	1.17	75 061 1	1.04

DAC諸国の政府開発援助(ODA)契組

<u></u>

(支出総額)

	1970-72	平均	1975	S	1976	9	1977	7	1978	8	6161	6	1980	
3 3	100万ドル	GNPH	100万 ドル	ONPH A	100万ドル	GN PH	100万	Hano Hano	100万元 元 7	GNPH %	100万 ドル	ONP H	/POTHL	447t
Australia Austria Belgium	236 14 153	0.60 0.08 0.51	552 79 378	0.65 0.21 0.59	340	0.41 0.12 0.51	400 108 371	0.42 0.22 0.46	588 154 536	0.55 0.27 0.55	620 127 631	0.52 0.19 0.56	657 173 581	0.48 0.22 0.49
Canada	398 76 13	0.42	880 205 48	0.54 0.58 0.18	887 214 51	0,46 0,56 0,17	991 258 49	0.50 0.60 0.16	1 060 1 388 55	0.52 0.75 0.16	1 026 448 86	0.46 0.75 0.21	1 036 468 106	0.42 0.72 0.22
France Germany Italy	1 122 714 144	0.67	2 093 1 689 182	0.62 0.40 0.11	2 146 1 593 226	0.62 0.36 0.13	2 267 1 7 1 7 1 9 8	0.60 0.33 0.10	2 705 2 347 376	0.57 0.37 0.14	3 3 7 0 3 3 5 0 2 7 3	0.59 0.44 0.08	4053 3 517 672	0.62 0.43 0.17
Japan Netherlands New Zealand	527 240 17	0.21 0.63 0.24	1 148 608 66	0.23 0.75 0.52	1 105 728 53	0.20 0.83 0.41	1 424 908 53	0.21 0.86 0.39	2 215 1 074 55	0.23 0.82 0.34	2 637 1 404 67	0.26 0.93 0.33	3 304 1 577 71	0.32 0.99 0.32
Norway Sweden Swizerland	47 158 41	0.36 0.44 0.16	184 566 104	0.66 0.82 0.19	218 608 112	0.70 0.82 0.19	295 779 119 :	0.83 0.99 0.19	355 783 173	0.30	429 956 207	0.93 0.94 0.21	473 923 246	0.82 0.76 0.24
United Kingdom	595 3 408	0.42	904 4 161	0.39	885 4 360	0.39	1 114 4	0.45	1 465 5 663	0.46	2 105	0.51 0.20	1 781 7 138	0.34
DAC結留合計	7 903	0.35	13 846	0.36	13 953	0.33	15 733	0.33	19 992	0.35	22 420	0.35	26 776	0.37

③ DAC諸国の技術協力実級

① 1980年におけるDAC諸国の二国間技術協力実紐

女出ペース

		Aestrije	Augus	Belgium	Chands	Denmark	Fishand	France	Germany	(las)	light.	Nether- lands	New. Zealand	Norwey	Septen	Switzer- ked	United	United
~;	一田町町氏へし、文文田業(100万円・カン)	53.6	42.0	225.9	99.1	105.2	32.6	1,796.3	990.7	3.8	277.8	327.6	. 591	433	8.801	34.2	505.5	724.0
	图学生·研修及型入 图学生 研修员	21.0 10.6 10.4	20.7	40.0 32.4 7.6	8; 5	20 00 1	2,4		107.7 26.2 81.5	8.52 9.9	63.4 13.6 49.8	9.2	2,8	os : :	111	325	113.8 82.2 31.6	
	專門獎·協力與所繼 為門與 紹丁與	24.8 24.6 0.2	7.6 4.8 2.8	174.5 169.0 5.5	(47.6) 29.6 (18.0)	21.4	352		296.1 251.5 44.6	ង់ : :	125.2	25.0 5.0 15.1	2.8 0.2	1::	21.1 20.0 1.1	28.7	187.0 180.9 6.1	
	是 好	20.2.0.1	0.1 7.6 1.6	. 222	32.7 (iö.0)	17.12	24.54		280.4 197.1 65.4	827 0.7 0.7	35.7 39.5 39.5	10.9 , 1.0 233.5	7.4	: 1.1 74.7	(17.0) 9.1 4.3 57.2	1111	15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15.	
Ħ	留学生・可容良(人数ペース) 内女性	3 393	5351	328	1.73 ([22])	825 77	394		38 414	101	9342	1256	992 275	1 260	1 1	122	15 507	
	图学年 数数以面部学 超元图学	1 593 1 593 153	4 316 4 316)	1 720 1 674 46	915	556 426 49	28,5		7 203	813	1272 273 36	1 012 1 012	300	2835	1111	25 C x	11 339 10 107 746	
	公存在 按型国司等 国际等等 统门国现象	25.00 E E E E E E E E E E E E E E E E E E	1035	1 538 1 086 452	ξαα , ,		\$25,25		30 475 15 431 10 947 4 097	1264	8030 7.975 55	24	22	18888	, . ,	1£ 12 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 4 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	
-1	拉斯窗力人聚合計(人数)······· 內女性	1356	555	3022	2 057	1045	117	· ·	5.850	1 597	8 215	2 963	809 :	3 :	510	1060	7614	
1	泰門家 協力隊	1 230	38	2 089	794	380	의		4 303	878 719	7 139	2 366 597	510 98	308	452 38	£5.	1159	

回 DAC諸国の技術協力経費実績

二国間技術協力実績(1970.1975~1980年) 100 万ドル

	1970	1975	1976	1977	1978	1979	1980
Australia	12.9 2.7 51.3	98.3 9.3 153.2	66.6 23.5 142.8	40.2 25.0 151.5	48.2 31.1 190.1	41.9 37.1 214.6	53.6 42.0 225.9
Canada Denmark Finland		60.1 28.8 10.0	66.3 32.0 10.9	57.2 42.6 10.2	54.7 68.5 13.4	49.7 76.9 29.7	99.2 105.2 32.6
France		987.1 469.4 36.8	1 051.6 442.3 32.7	1 090.2 520.5 38.1	1 389.5 682.7 40.9	1 676.8 836.6 49.3	1 825.1 990.7 55.4
Japan	21.6 38.5	87.2 113.2 14.6	108.1 178.9 15.4	147.8 198.2 14.5	221.2 234.6 16.0	241.9 289.1 18.1	277.8 327.6 26.5
Norway	4.3 20.6 2.1	19,2 42,5 4.0	25.7 48.7 4.7	28.4 73.0 4.0	34.5 87.2 6.1	37.9 89.6 8.0	42.3 108.8 34.2
United Kingdom	109.3 578.0	213.9 580.0	230.0 407.0	221.0 404.0	294.0 367.0	393.5 594.0	505.5 724.0
DAC諸国合計	1 537.0	2 927.6	2 887.2	3 066.4	3 779.7	4 684.7	5 476.4
EEC	14.1	21.0	216.3	192.7	337.1	488.5	

○ (専門家・協力隊)

専門家及び協力隊派遣実績(1970.1975~1980年)

人数

	1970	1975	1976	1977	1978	1979	1980
Australia	1 024	4 159	2 9 1 5	1 331	1 204	1 270	1 356
	288	475	6 1 5	578	571	545	555
	3 199	3 162	2 9 7 9	2 747	2 836	3 036	3 022
Canada	3 080	2 159	2 289	1 661	986	2 978	2 057
Denmark	774	1 012	979	620	1 037	1 035	1 045
Finland	98	233	213	191	176	74	117
France		32 327 6 847 1 658	29 721 5 729 1 421	29 269 6 355 1 429	27 068 6 470 1 512	(23 136) 6 697 1 693	5 850 1 597
Japan	1 177	4 211	4 989	5 425	6 610	6 673	8 215
Netherlands		2 752	3 234	3 491	3 319	3 572	2 963
New Zealand		(1 160)	147	667	869	583	608
Norway	505	504	513	515	512	509	433
Sweden	658	751	645	644	568	520	510
Switzerland	729	874	833	950	985	976	1 060
United Kingdom United States	17 354 22 417	11 747	11 220	10 266	9 519	8 765	7614
EEC	1 128	131	12	284	405	42	

😑 留学生及び研修員受入

	1970	1975	1976	1977	1978	1979	1980
Australia	2 769 367 3 258	3 980 3 686 7 890	3 995 3 866 8 506	3 756 4 073 5 321	3 642 4 294 5 808	3 112 4 005 6 391	3 393 5 351 3 258
Canada Denmark Finland	2 757 383 66	2 734 362 228	1 686 323 191	387 228	1 927 455 295	1 762 507 148	1 723 556 394
France	14 191 19 646 1 512	15 806 20 743 2 315	15 112 27 869 2 208	16 942 28 690 2 179	17 520 31 237 1 876	18 718 33 260 1 988	38 414 2 077
Japan	3 675 1 209	6 700 3 624 (1 200)	6 353 1 961 1 226	6 862 1 767 600	7 726 1 152 1 264	9 197 1 296 979	9 342 1 256 992
Norway Sweden Switzerland	276 1315 743	384 47 806	509 42 855	612 · 39 896	844 7 975	1 100 2 847	1 260
United Kingdom United States	12 056 18 272	14 779	16 050	15 282	15 483 6 734	17 434 7 967	15 507
EEC	2 357	9 654	12 844	3 443	3 730	5 147	

(5) わが国の経済協力(総括張)

① わが国の経済協力実績

(支出棹狐, 単位: 百万ドル)

_		1976年		1977年		共8亿日		1979年		1980年	
		⊕	加成比	金	構成比	™	和歌剧	全 額	特成比	₩ 49	特应比
	校 好 供 質 (AGN P.H.)	4,002.6	100.0	5,534.9	100.0	10,703.5	100.0	7, 555, 6 (0.75)	100.0	6,765,9	100.0
	1 政府開発援助 (ODA) (特GNP比)	1, 104. 9	27.6	1, 424, 4	25.7	2,215.4 (0,23)	20.7	2, 637, 5 (0. 26)	34.9	3, 303, 7 (0, 32)	48.8
	1.11面四部中	184.9		236. 7	4.3	383. 4	3.6	560.2	7.4	652.6	9.6
	(技術 57 力) 無質質金色力	108.1	127	147.8		221.2 [162.2		(241.9) (318.3	स.च. यथ	374.8	4.2.
	2.二国陶政府货付	568. 1	14.2	662, 6	12.0	1, 147. 6	10.7	1,361.0	18.0	1, 308.2	19.3
	は、国際の区への日本的一世代	352.0	8.8	525. 2	ن د د	684.4	6.4 	716.3	9.5	1, 342. 9	19.8
	1 その他政府を協力 (00F)	1, 333. 4	33.3	1,622.6	29.3	2, 152 6	20.1	210. 1	2.8	1, 478. (21.8
	4. 福田信用(1年因)	471.0	11.8	1,081.6	19.5	1, 286. 5	12.0	 235, 1 	* 3.1	822.9	12.2
	5. 直接投资金额等	776.8			57.2	703. 8	Q Q	675. 4	6.9	767.0	11.3
	の、国家を送りなりの間。 対象	85.6	2.1	123.6	2.2	162.4	1,5	▲ 230.2	4 3.0	4 111.9	41.7
B	1 民間ペース協力(PF)	1,564.3	39.1	2, 487. 9	:6 T	6, 335. 5	59.2	4,708.0	62.3	1,984.2	22.3
	7. 韓田岱用(1年母)	319. 0	8.0	913.8	16.5	412.1	3.9	642.5	8.5	73.7	1.1
	8. 直接投資等 (原券収入を) 大・対外(付からし)	1, 184. 1	83	1, 223.6	ัย	5,014.5	46.8	3, 405, 8	4.9	1,566.3	23.1
	9. 国際被囚口对于3股 资券	45.0		332. 2	6.0	1.068	e e	640.7	ος (Σ	317.8	4.7
	10. 非営利団体による 昭与	16.2	9	18.3	0.3	18.9	0.2	19. 0	0.3	26.4	0.4
 1/2	a考 [編出信用計 直接投資等計	790.0 [1,960.9	19.7	(1, 995. 4 [1, 641. 0	(36. 1	(1, 698.6	[15. 9 [53. 4	407.5	5.4	(2, 333. g	6 (13.5 3 (34.5
(

(注) 1. 参考の「協出信用計」は、その他政府管金の項の協出信用(1年超)と、民間資金の項の輸出信用(1年超)との合計である。同様に「直接投資等計」は、可接投資

全暦等と直接投資等との合計である。 2. 各項目の数値は、端数処理が行われた結果、合計が「計」機の数値と一致したいことがある。

② わが国の国又は地域別経済協力実徴(1980年)

地域別合計表

(支出純額, 単位:百万ドル)

北區	影	斑	田田田	発	岳		トの句政形	その他政府資金及び民間資金の流れ	資金の流れ	. :		70000
/	a	小	 	17		. -	1000	\$ =		称合字		Ĩ
高複名	無成項金] 技術協力	4-	EMT TO	t.	章 政 元 ②	虽然纹对寺	五日	<u></u>		森 英 公元	ta K
:)	7 257.78	78 138.14	395.92	986, 59	1, 382, 51	70.5	893.74	459.37	1, 353, 11	2, 735. 62	52.7	23, 266, 42
北東アジア		- 10.81	10, 81	70.88	81.69	4.2	243, 86	470.12	713.98	795. 67	15.3	6, 754, 16
東南アジア	7 122. 42	101.07	223, 49	637.44	860.93	43.9	637.85	△ 1.70	636. 15	1, 497, 08	. 28.8	13, 622. 06
南西アジア	7 130.38	38 19.82	150, 20	284. 73	434. 93	22.2	12,03	△ 9.05	2.98	437.91	8.4	2,741.01
ものも	伯 4.98	38 6.44	11.42	46.46	4.96	0.3	1	1	1	4.96	0.1	149. 19
过	录 30.56	36 24.11	54.67	148.94	203. 61	10.4	125, 59	600.27	725.86	929. 47	17.9	7, 573. 78
7 11 7	7 54.43	13 31.93	86.36	136, 55	222, 91	11.4	284.88	△ 19.61	265. 23	488.14	6	3, 714. 41
班	* 25.50	50 55.28	80.78	37.69	118. 47	6.0	863, 10	≥101.38	761.72	880. 19	17.0	12, 730. 19
平	# 6.34	4, 46	10. 80	0.78	11.58	0.6	♦ 0.24	△ 0.25	0.49	11.09	0.2	255. 27
苯	H 0.01	0.86	0.87	2, 33	4 1.46	△ 0.1	166.25	41.83	124, 42	122.96	2.4	1, 826. 57
類不由	旋 0.18	18 23.00	23, 18	T	23. 18	1.2	-	Ţ	1	23. 18	0.4	193. 43
쇼	374.80	277.78	652, 58	1, 308, 22	1960.80	100.0	2, 333, 28	896.57	3, 229, 85	5, 190, 65	100.0	49, 560. 07
		7			-	1	-	-	-	7	-	

⁽注) 1. 四拾五入の関係で構成比の合計は必ずしも100%にならないこともある。

^{2. 「}一」印は男様なし、「*」印は単位永満、「~」印は回収超送を示す。

^{3.} 分類不能とは、各地域にまたがる間査団の承建、留学生世話団体等への補助金、JICAなどの技術因力薬跡に関選した管理費など地域分類が不可能なものが数当し

③ わが国の技術協力実組(1980年)

. (単位:千ドル, 人)

勘英	-	7	2	٨	{ <u> </u>	7.7	y 2	#	岳	وي	超十	∓ 	か ら 奇
/	= (0	東南アジア	福園アジア		# # }	サハラ以南		ф *	*		Ė	1	分類不能
节络格力於路費	27.	109, 428	24, 561	138, 144	24, 103	31,644	31, 936	12, 809	41,994	55, 274	4, 458	865	
: *	196		19, 112	96, 963	18, 363	26, 948	27, 102	10, 175	31,613	41, 913		18	9,051
JICA協政比(%)			77.8	70.2	76, 2	85.2	84.9	79.4	75.3	75.8	80, 1	2.1	39.4
学生受入	-	8,325	1, 325	9, 707	1,051	162	182	355	1,885	2, 240		82	
新四条人		27	6,847	29, 508	5, 465	2.763	2, 763	3, 661	7, 501	11, 162	724	140	
三級家			3, 563	25, 954	6, 333	5, 458	5, 458	1,608	8, 117	9, 882		ជ	226
計 国 彩		27, 615	4, 401	32, 616	5, 778	10, 483	10, 643	3, 808	10, 253	14, 307	.;		
力限所	_		1, 357	3, 555	1.111	4, 853	4, 853	96	445	1, 234	367		0
张			1, 109	5, 147	88	283	412	230	2, 553	3,083			•
本	,	16, 701	4, 081	20, 788	2,664	3, 405	3, 405	606	6,853	7, 763	1,059		45 54
ଚ	43, 803		1.878	10, 871	1, 663	4, 108	4, 110	1, 147	4, 387	5, 602		147	7 21,094
留学生·研修员(人数)	9,342	(1,541)	1, 198	6,060	(492)	435 (253)	435 (253)	450 (328)	1, 300 (555)	1, 750 (883)	(61)	(1)) (I)
华生受入	1,312	ļ.	120	876	93			ř		295			24
许许贝克人九	8, 030 (3, 861)	(1,541)	1,078 (621)	5, 184	834 (492)	411 (253)	`ଶ	416 (328)	1,039 (555)	1,455 (883)	(61)	8 3	
派 进 専 門 家 等(人数)	8, 215 (6, 087)	3, 639	(117)	4,517	737 (557)	1, 089 (964)	1, 126 (998)	(309)	1,010 (777)	(1, 126)	(185)	}	(0) (15)
4 四 条 条 证	(2, 170)	1,586	214	(1,281)	265 (225)	194 (180)	194		330	516			(0)
超 井 田 光 語	4,256 (2,841)	Ç	376 (235)	2.366	361	(313)	(347)	(139)	(388)	<u>(</u>	報		
四 七 聚 宗 说	1, 076 (1, 076)		(127)	#(3	CIII	(471)	(471)	(5) (5)	(47)	(122)			© (©
		****	1	,									

⁽注) 1. 人数側の()内に国際協力事業団(JICA) 実統分である。2. アジア, アフリカ, 中南米地域については, 小地域に区分できない区分不能分がある。3. 四捨五人の関係で,内駅の計が必ずしも合計に一致しないことがある。(出所) DAC資料。

(6) NHK国際放送の受信について

NHKの国際放送ラジオ日本

ラジオ日本はNHKが、海外向けに短波で行っているわが国唯一の国際放送です。

1935年(昭和10年)の放送開始以来,すでに46年の歴史をもつ世界の代表的な国際放送の一つとして、国際間の相互理解や,国際親籍の推進,諸外国との文化の交流に大きな役割を果しています。

また、ラシオ日本は、海外に住む、あるいは長期間海外を旅行する日本人にとっては懐かしい故国とを結ぶ太いきづなであり、毎日の貴重な情報源ともなっています。

現在、ラジオ日本は一日のべ87時間、21種類の言語を使ってニュース、解説、日本紹介、日本語講座、スポーツ、音楽、娯楽などの番組を放送しています。

ラジオ日本の放送はその目的と内容から次の二つに分けられます。

(1) 一般向け放送

全世界を対象に、毎正時から英語、日本語各15分ずつ(1日3回、グリニッジ標準時12:00、19:00、28:00 は各80分ずつ)1日24回、合計13時間30分、放送しています。主な編成内容はニュースや解説などの報道番組です。

従って海外にいる日本人は時と所に関係なく日本からの最新のニュースを 日本語できくてとができます。

また、年6回の大相撲や春夏の甲子園高校野球の決勝戦の実況、紅白歌合 戦の模様なども生中継でお楽しみいただけます。

一方, ラジオ日本の放送は外国に対してわが国をありのままに伝え,日本に対する正しい理解の促進に役立てることが大切な使命です。そのため,さまざまな国内の問題,国際問題に対する日本の政策,公的見解,世論の動向などを正しくお伝えしていますが,一般の聴取者はもちろん,外国の報道機関からも公正,正確,迅速といった面で高い評価と信頼を得ています。

なお, ラジオ日本では 1979年10月1日から1日2回(グリニッジ標準時 07:00~07:30, 22:00~22:30)~般向け放送をポルトガルのシネスから ョーロッパおよび中東にむけて中継放送を実施しています。受信状況は非常 に良好で、当該地域の在留邦人をはじめ関係者に大変よろこばれています。

一般向け放送の日本語番組は「ニュース」「解説」「時の話題」「スポーッだより」「話題を追って」「週間の動き」のほかに「東京リポート」や 「日本ところどころ」があります。

「東京リポート」(グリニッジ標準時月曜日から土曜日まで 12:40, 19:40, 28:40, 放送)

国際社会や日本の政治経済の動きを出来るだけわかりやすく, 迅速に, お 伝えする番組です。話題の人物のインタビュー, あるいは若者の流行や街の 風俗のあれこれも紹介していきます。

「日本ところどころ」(グリニッジ標準時日曜日12:40, 19:40, 23:40, 放送)

日本各地の動きや話題を紹介します。その地方ならではの自慢話やユニークな話題、背懐かしいお祭りや伝統行事のあれてれなどを日本各地のNHK放送局で制作し、お届けします。

ラジオ日本の日本語放送を毎日お聞きいただければ、日本で暮らしている 時よりも日本通になるといわれています。

なお,一般向け放送では1日6回,アジア関係のニュースを選んで編集した「アジアニュース」を英語で放送しています。

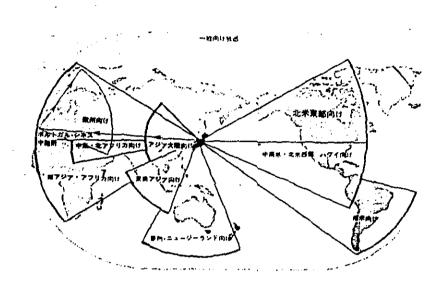
また「薬州・ニュージーランド向け」の英語放送時間帯と「アジア大陸向け」「東南アジア向け」の中国語放送時間帯の一部に「やさしい日本語週間ニュース」が新設されました。これらの地域における日本語に対する関心の増大、日本語を勉強中の聴取者の要望にこたえたもので1週間の日本国内のおもなニュースをできるだけやさしい日本語で伝えるものです。薬州・ニュージーランドや中国と関係のある国内の話題は積極的に取り上げています。

(2) 地域向け放送

「欧州向け」「アジア大陸向け」「北米東部向け」など特定の地域を対象にした放送で、それぞれの地域、対象国の政治、経済、宗教、言語、習慣、日本との関係などを十分考慮に入れた番組を編成しています。地域向け放送は現在9方向あり、21の言語で1日のべ28時間80分放送しています。

地域向け放送の場合は、電波を対象地域に指向性を持たせて発射していますが、それ以外の地域でも受信できることがあります。

地域向け放送は、対象地域に関連の深い、いわばローカル・ニュースも多く放送しています。



海外にお出かけの際は短波受信機を用意されることをおすすめします。 周波数は季節ごとに変わりますから、お出かけの前に返信用切手(60円) を同封のうえNHK国際局編成部までにご請求ください。

発行 〒150 東京都被谷区神南2-2-1 NHK国際局編成部

. ラジオ日本 放送時間・使用語一覧

一般向け放送				ltt	iX	ßj (ni		便	Ш		71
日本 6 5 10						~ 09:00		L L				
(** *** *** *** *** *** *** *** *** **							,					
() (日本時間	Ŋ							780		1	н
かまから使用・中球的	1 × × 31 11 2 31	4								:∤:		
付に付給							1			-,-		••
強減向け放送												
地域向け放送			**07:00~07:	80		<u>~ 15 : 30</u>	28					
中根・北アフリカ向け 04:45~ 6:15 19:46~21:15 カ イ ロ × 20:45~23:16 アラビア割 (は フランス 割 (は アラビアの) は 15:20~17:80 の 6:30~08:30 は ボーン ロ アラビアの	#	nė.							V21	m #	í	611
中里・北アフリカ向け 04:45~ 6:15 19:45~21:15 カ イ ロ × 21:45~23:16 天 7 月 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1	30, 22, 10, 17, 11, 1	-	日本時間	G	M T					***		
中間米・北アラリカ同け	1 .					_			1,77	ピフ		- 1 - 1
北 米 県 部 向 け 08:45~09:45 23:45~00:45 23:45~00:45 2 23:45~01:15 次 37:45~18:45 18:45 次 37:45~18:45 次 37:45	中東・北アフリカ	り向け	04:45~ 6:15	19:45	~ 21:15	N 4 4 7			人			
北 米 里 部 向 け 08:45~09:45 23:45~00:45 ク シントン ** 18:45~19:45 英 湖 (60 対 ク シントン ** 18:00~19:00 日 本 湖 (60 対 ク シーナン ** 19:00~21:00 日 ★ 湖 (60 対 ク シーナン ** 21:00~23:00 日 ☆ 湖 (60 対 ク シーナン ** 21:00~23:00 日 ☆ 湖 (60 対 ク シーナン ** 21:00~23:00 日 ☆ 湖 (60 対 ク シーナン ** 21:00~23:00 日 ☆ 湖 (60 対 ク シーナン ** 21:00~23:00 日 ☆ 湖 (60 対 ク シーナン ** 21:00~23:00 日 ☆ 湖 (60 対 ク シーナン が (7 り) 切 (7) の で 21:00~23:00 日 ☆ 湖 (70 対 ク シーナン が (7 り) 切 (7) の で 21:00~23:00 日 ☆ 湖 (70 対 ク シーナン が (7 り) 切 (7) の で 21:00~23:00 日 ☆ 湖 (70 対 ク シーナン が (7 り) 切 (7) の で 21:00~23:00 日 ☆ 湖 (70 対 ク シーナン が (7 り) 切 (7) の で 21:00~23:00 日 ☆ 湖 (70 対 ク シーナン が (7 り) 切 (7) の で 21:00~23:00 日 ☆ 湖 (70 対 ク シーナン が (7 り) 切 (7) の で 21:00~23:00 日 ☆ 湖 (70 対 ク シーナン が (7 り) 切 (7) の で 21:00~23:00 日 ☆ 湖 (70 対 ク シーナン が (70 対 ク シーナン が (70 対 ク シーナン) が (70 対 ク)) か (70 対 ク)										ンス	411	(U
中南米・北米慶郎・ハ						シカ	ज ं	× 17:45 ~ 18:45				
中南来・北米西部・ハ 10:00~12:00 01:00~03:00 サンプランスコート 17:00~19:00 日本 間 (の) メウンア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・	化米坦恕证	n er	08:45 ~ 09:45	28:45	~ 00:45				W.		211	(60)
中南米・北米梅部・ハ 10:00~12:00 01:00~03:00	AG No No HD 6	., .,		-0-10	501,15			× 18:45 ~ 19:45	^		W. 1	, ,
中南米・北米西部・ハ 10:00~12:00 01:00~08:00 パナマ・リマ × 20:00~22:00 元 ベイン 部 (の) アイマ・リマ × 20:00~22:00 元 ベイン 部 (の) 次 イナマ・リマ × 20:00~22:00 元 ベイン 部 (の) 次 イナマ・リマ × 20:00~22:00 元 ベイン 部 (の) カンチン (6:30~08:30 の) スペイン 部 (の) アイタ・アク・ル × 18:00~17:00 の の で ・												
中南米・北米西部・ハ 10:00~12:00 01:00~03:00 メキショシテト × 19:00~21:00 日								* 17:00 ~ 19:00	1			
10:00~12:00 10:00~03:00 10:00~03:00 10:00~12:00 10:00~23:00 10:00~23:00 10:00~23:00 10:00~23:00 10:00~23:00 10:00~23:00 10:00~23:00 10:00~23:00 10:00~23:00 10:00~04:30 10:00~19:30 10:00~19:30 10:00~23:30	中南米・北米西部	事・ハ	10:00 - 10:00	01.00	- 00.00	I	-	× 19:00 ~ 21:00		本		
数 州 向 け 18:80~17:80 の5:30~08:80 が 2 1:30~27:00 スウェーデン語 の 2 1:30~27:30 の 3 2:30 の 3 2:30~27:30 の 3 2:30 の 3 2			10:00~ 12:00	01:00	~ 09:00				夾	, .		
次 州 向 け (II) 15:20~17:80 06:30~08:80	1								1	1 2	411	(1)
次 州 向 け (I) 15:30~17:30 05:30~08:80 ポ ン	ļ											40.0
次 州 向 け							-	06:80 ~ 08:80	1 -			
双 州 向 け		(1)	15:80 ~ 17:90	06:30	~ 08:80		- 1		م دا ا			
次 州 向 け		(1)	10:00 - 11:00	50.00	- 00100	_		07:80 ~ 09:80				- 1 1
(II	欧州向け					1				- ^		
								× 18:00 ~ 19:80		ッ		
対 米 向 け		(11)	03:00 ~ 04:30	18:00	~ 19:30	#1	ン	× 19:00 ~ 20:80	英		311	(31)
商 米 向 け 18:00~20:00 09:00~11:00 ブラジリナ 06:00~08:00 ボルトガン語 (対 スペイン語 (対 スペイン語 (対 アジア技師け (I) 19:45~20:45 10:45~11:45 位 北						モスク	2	× 21:00 ~ 22:80	_			
深州・ニュージーラン 18:30 ~ 19:80 09:30 ~ 10:80 シ ド ニ 19:80 ~ 20:30 英 川 (の) テンア大陸向け(I) ・児童アラウは(I) 19:45 ~ 20:45 10:45 ~ 11:45 位 川 18:45 ~ 19:45 中 国 斯 (の) イルクーツク 北京・上海 7クラジオストク 22:80 ~ 24:00 中 国 斯 (の) 12:30 ~ 14:00 北京・上海 7クラジオストク 22:80 ~ 24:00 中 国 斯 (の) 18:45 ~ 07:30 21:45 ~ 22:80 ツ ク ル 18:15 ~ 19:45 英 斯 (の) 18:45 ~ 07:30 21:45 ~ 22:80 ツ ク ル 18:15 ~ 19:45 英 新 (の) 19:45 ~ 21:15 10:45 ~ 12:15 ク アラルクク 17:45 ~ 19:15 グ ア ルーク 18:45 ~ 20:15 ブ ア ルーク 19:30 ~ 22:30 ベ ト ナ ム 斯 (の) イ ト カ エ (の) イ ル エ (の) イ ト カ エ (の) イ カ エ (の) イ ト カ エ (の) イ エ (の) イ ト カ エ (の) イ ト カ エ (の) イ エ (の) イ ト カ エ (の) イ イ (の) イ イ (の)	id: NA rés	,,	19+00 00+00	00.00		ブェノスアイ	レスし	00.00 . 00.00		,		
探用・ニュージーラン 18:30 ~ 19:30	171 1/2 101	1,7	18:00~20:00	09:00	~11:00	プラジリ	ך	06:00 ~ 08:00				
下向け	変用・ニュージー	-ラン	10.00 10.00		40.00	シドニ		19:80 ~ 20:80		1 /		
アジア大陸向け(I) ・規模アジア向け(I) 21:80~23:00			18:80 ~ 19:80	09:30	~ 10:80				1 44-		111	(œ)
(II) 21:80 ~ 23:00 12:80 ~ 14:00 イルケーック 北京・上海 20:80 ~ 22:00 ローシ ア 語 (ロ) 語 (の)			10:45 90:45	10.45	11:45					ra	lr:	(00)
アジア大陸向け 21:30~23:00 12:30~14:00 北京・上海 20:30~22:00 ロック 部 (の) 中 協 語 (の) カラジオストク 22:30~24:00 中 協 語 (の) カラジオストク 22:30~24:00 中 協 語 (の) カラジオストク (N) 06:45~07:80 21:45~22:80 平 の の (N) 18:45 の7:80 21:45~22:80 平 の の (N) 18:45~12:15 10:45~12:15 クアラルンブル 18:16~19:45 英 部 (の) マーー 語 は アラルグーン 18:30~22:00 ビルマ語 (の) マーー 語 は インドネシア語 (の) マーー 語 は インドネシア語 (の) マーー 語 は (回) 2 21:00~00:80 12:00~15:30 グーン は (回) 19:30~23:00 ベトナム語 (の) インドネシア語 (の) インド	・集団アジア向い	<u>(T) t</u>	15:10 - 20:10	10.15	11.40				<u> </u>	[H	dis	(0))
アジア大陸向け (III) 21:30~23:00 12:30~14:00 北京・上海								18:80 ~ 20:00	Ч -			
(III) 18:00~18:45 09:00~09:45 平		(11)	21:80 ~ 23:00	19:20	~ 14:00			20:80 ~ 22:00	1 0 3	7	2/1	(11)
(Ⅲ) 18:00~18:45 の9:00~09:45 平			21.00 - 20.00	12.00	- 14.00				1 '	D4	J/i	(60)
(III) 18:00 ~ 18:45 09:00 ~ 09:45 平	アジア大陸向け					4	•	22:80 ~ 24:00)			
(M) 06:45 ~ 07:80 21:45 ~ 22:80 平 現 の6:45 ~ 07:80 朝 鮮 派 (45)		(III)	18:00 ~ 18:45	00:00	~ 00:45			18:00 - 18:45	AB	AV	711	(45)
(III) 19:45~21:15 10:45~12:15 ジャカルタ 17:45~19:15 ズンドネシア語 (国) 19:45~21:15 10:45~12:15 グァカルタ 17:45~19:45 英 部 (国) 18:45~20:16 マレー語 (国) ジャカルタ 18:30~22:00 ビルマ語 (国) ジャカルタ 19:00~22:30 ベトナム語 (国) ジャカルタ 19:00~22:30 ベトナム語 (国) ジャカルタ 19:00~22:30 ベトナム語 (国) ジャカルタ 19:30~23:00 ヴャカルタ ロッガポール 19:30~23:00 ヴィカルタ ロッガポール 19:30~23:00 ヴィガ 語 (国) ブランス語 (国) フランス語 (国) フランス語 (国) ブラザビル 15:30~19:30 ビンディ語 (国) ブラザビル 15:30~19:30 ビンディ語 (国) ブラザビル 15:30~19:30 ビンディ語 (国) ブラザビル 17:30~20:30 ヴルドウ語 (国) ブラザビル 17:30~20:30 ヴルドウ語 (国) ブラナ 17:30~20:30 ヴルドウ語 (国) ブラナ 17:30~20:30 ヴルドウ語 (国) ブランス語 (国) ブロー)			10.00	05.00	- 00.40			10.00 10.40	W1	Bt.	611	(GF)
(II) 19:45~21:15 10:45~12:15 ファカルタ 17:45~19:15 ズンドネシア語 (知) ファラルンブル 18:15~19:45 英 部 (如 マニラ) 18:80~22:00 パンコウ ジャカルタ 19:00~22:80 ペトナム語 (如 インドネシア語 (如 インドネシア語 (如 インドネシア語 (如 インドネシア語 (如 インドネシア語 (如 アニーラ) 19:30~23:00 イ 語 (如 アニーラ) 14:80~17:80 アクラ 14:80~17:80 ブラザビル 15:80~18:30 ベンガル語 (如 アクラ 14:80~17:80 ブラザビル 15:30~18:30 ベンガル語 (如 アクラ 14:80~17:80 ブラザビル 15:30~18:30 ベンガル語 (如 アクラ 14:80~17:80 ブラザビル 15:30~20:80 ベンガル語 (如 ブラナイロビ 17:30~20:80 ウルドウ語 (如 ブラナイロビ 17:30~20:80 ウルドウ語 (如 ブラナイロビ 17:30~20:80 ウルドウ語 (如 ブランス語 (如 ブラナイロビ 17:30~20:80 ブランス語 (如 ブランス語 (如 ブラナノア 16:30~19:80 ビンディ語 (如 ブラナイロビ 17:30~20:80 ブランス語 (如 ブラシス語 (如 ブランス語 (如		(N)	06:45~07:80	21:45	~ 22:80			06:45 ~ 07:80	(II)	Đ¥	3/5	(45)
中国			······································					17:45 ~ 10:15				
東南アジア向け	1	(11)	19:45 ~ 21:15	10:45	~ 12:15				1	・ホンフ		- : -
東南アジア向け (Ⅲ) 2 21:00 ~ 00:80 12:00 ~ 15:80	[L		1			1	_		(x)
現南アジア向け (川) 2 21:00 ~ 00:80						ラングー	シ					V4
現南アジア向け (川) 2 21:00 ~ 00:80	ļ '						2]					(x)
(III) 2 21:00 ~ 00:80 12:00 ~ 15:80 ハ	収削アジア向け			l			9 }	19:00 ~ 22:80	•			(x)
マ = ラ 1		(III)	2 21:00 ~ 00:80	12:00	~ 15:30	1		10.90 - 00.0				(11)
古 北 20:00~28:30 フランス語 (知 八 八 八 八 八 八 八 八 八	1					1		19.00 ~ 23:00				
(N) 08:00 ~ 08:30 23:00 ~ 23:30 ハ ノ イ 06:00 ~ 06:30 ベトナム 新 (和 ア ク ラ 14:30 ~ 17:80 ブラザビル 15:80 ~ 18:30 ベンガル 新 (知 ブレトリア 16:30 ~ 19:30 ヒンディ 語 (和 ブレトリア 16:30 ~ 20:30 カルドウ 新 (和 カ ラ チ 19:30 ~ 22:30 スワヒリ語 (和 カ ラ チ 19:80 ~ 23:30 ~ 23:30 ~ 23:30 ~ 23:30 ~ 23:30 ~ 23:30 ~ 23:30 ~ 23:30 ~ 3:3		l				I .		20:00 ~ 28:80				(11)
ア ク ラ 14:80 ~ 17:80 ア ク ラ 15:30 ~ 18:30 ベンガル 部 (対 が が が が が が が が が が が が が が が が が が	1											
南アジア・フラリカ 23:80 ~ 02:80 14:80 ~ 17:80 ブラ・デビル 15:80 ~ 18:80 ベンガル 斯 (対 ブレトリア 16:80 ~ 19:80 ヒンディ 語 (対 ウルドウ語 (対 カラ・チ 19:80 ~ 22:80 スクヒリ語 (対 カラ・チ 19:80 ~ 22:80 スクヒリ語 (対 エーデリー) 20:00 ~ 28:00 フランス語 (対	<u> </u>	(N)	08:00 ~ 08:30	23:00	$0 \sim 23:30$					ナム	3/1	(x)
前アジア・フラリカ 向け	1											
南アジア・フラリカ 23:80~02:80 14:80~17:80 ナ イ ロ ピ 17:30~20:80 ウルドウ類 (ロ カ ラ チ 19:80~22:80 ス ワ ヒ リ 類 (ロ コ ロ ン ボ) コ ロ ン ボ ニューデリー				1		1 -						(I)
「向け 23:30~02:80 14:80~17:80 カラチ 19:80~22:30 スワヒリ語 (ロコロンボ) 20:00~28:00 英 語 (ロフランス語 (ロフランス語 (ロ	南アジア・アコ	フリカ	09+9A	14.00	15.00							
コロンボ 20:00~28:00 英 組 (1) フランス組 (1)			20.50~02:80	14:80	ı7:80 ~							- : :
ニューデリー 20:00 20:00 フランス期 (4)						1			:95	- /		(1)
[M + ONION ODION]				i					7 7 5	ンス		1 1
7 // 20:30 ~ 23:30	<u> </u>		L			1 2	カ	20:80 ~ 28:8	<u> </u>			

(南米向け 5月~8月は放送時間 8 0 分繰り下げ)

ラジオ日本をきくには

ラジオ日本は短波による国際放送です。受信するには、あらかじめ次の点を で承知おきください。

く短波ラジオの選び方う

海外放送受信用としての短波ラジオはポータブル型と通信型の二つに分ける ことができます。

ポータブル型はその名の示すとおり、小型で携帯に便利であり、価格もそう 高いものではありません。一方、通信型は高性能ですが、大型で価格の方も相 当高くなります。

① く高感度・高選択度・高安定度>

速くからの微弱な電波をキャッチするのですから、短波ラジオは感度の高いことが要求されます。また、短波は 5 kHz ごとにならんでおり、その上、放送だけでなく各種の電波が乱れ飛んでラッシュアワーなみの混雑のなかから、一つの電波をつかまえるのですから高選択度が必要となります。それに電波の性質上、周波数が高くなるほど不安定となりますから、落ち着いて海外放送を楽しむためには高安定度のラジオでなければなりません。

② チューニング

中波の放送とちがって、短波による国際放送の受信状態はいつも安定しているとは限りません。 電波伝搬の障害や混信にしばしばなやまされますし、 受信する地点、時間、季節などにより受信状況は大きくかわります。

ダイヤルはあくまでも慎重にゆっくり、しかも根気よくあわせてください。 ただし、最近のボタン式のデジタル表示のあるラジオなら、チューニングは ずっと簡単です。

③ 22,000 kHz すで受信できるもの

普通のポータブル型ラジオは短波帯が3,900~12,000kHzのものがあります。これでは短波帯の半分しかきけませんから、できれば22,000kHzまで受信範囲になっているラジオをお選びください。

以上の 8 点が国際放送受信用ラジオを選ぶ最も重要なポイントといえます。 くアンテナ〉

アンテナはラジオ日本をきく場所やその時の空中状態など、いろいろ条件が

日本で市販されている主な短波受信機一覧(価格10万円位までで国際放) 1980年10月現在

メーカー	機 類	短波周波数带 (kHz)	Ti fit (kg)	価 格 (円)	周波数表示その他
ソニー	ICF-2001	1,600 ~ 30,000	1.9	49,800	デジタル表示ボタン週間
"	1CF-6800	1,600 ~ 30,000	5.0	79,800	デジタル設示
"	ICF-6800 W	1,600 ~ 30,000	5.8	99,800	デジタル表示 A C 電源切替可能
"	ICF-7600	8,900 ∼ 15,500	0.6	21,800	アナログ盗示
松下	RF-2600	3,900 ~ 28,000	3.6	47 ,800	デジタル表示
"	RJK-4800 D	1,600 ~ 30,000	9.0	99,800	"
"	RF-4900LB	1,600 ~ 30,000	8.0	108,000	"
八位州	FRG-7700	1,600 ~ 30,000	6.0	89,800	"
トリオ	R-1000	1,600 ~ 30,000	5.5	89,000	"

異なりますので一概に必要か不必要かはいえません。

昔は短波放送をきくには屋外アンテナが絶対必要とされていましたが、受信機の性能が飛躍的に向上した現在、日本から比較的近い距離にあるアジア地域や、欧州、中東地域でのシネスからの中継放送などは、受信機内蔵のロッドアンテナをいっぱいに伸ばすだけでも十分実用になります。鉄筋コンクリートの住宅の場合は、ロッドアンテナを外に出した方が効果的ですし、高い階になればなるほど受信条件はよくなります。

しかし、日本から遠く離れた所で受信する場合はどうしても屋外アンテナが 必要になります。

ただ、ことで気をつけたいのは、アンテナを立てれば受信機の感度は向上しますが、混信している場合は、混信電波に対する感度も向上して、かえってききづらくなることがあるということです。つまり、余計な電波も受信してしまうわけで、アンテナを立てる立てないは、ある程度の試行錯誤が必要です。

ひとくちにアンテナといっても、いろいろ種類がありますが、原理はみな同 じです。ここでは簡易型アンテナをあげておきます。

とれはロッドアンテナを延長したようなもので,5~6メートルのビニール 線をベランダや軒下に水平に張り,受信機のアンテナ端子につなぎます。アン テナ端子がなければ、ロッドアンテナの先にからませてもかまいません。木造家屋なら、鴨居にそって張りめぐらすこともできます。これだけでも、ロッドアンテナだけのときより格段に感度が向上する場合があります。

く短波のコンディションと周波数の変更〉

短波のコンディションは電離層の変化により変わります。そして電離層は、 時刻、季節、太陽活動の磁衰で変化します。

短波は電離層と地球の表面との間を何回も往復反射して、遠く地球の裏側まで伝わっていきますが、この電波の反射鏡ともいうべき電離層は、太陽黒点の増減、季節の変化、昼夜の別などにより絶えず変動するため、これに対応して周波数を変えないと、電波はうまく目的地に伝わらなくなります。だからといって各国がそれぞれ勝手に周波数を変更しますとお互いに混信をおこして収拾がつかなくなってしまいます。そこで、ITU(国際電気通信連合)では混信による共倒れを防止するため、周波数の切り替え期日を毎年3月、5月、9月および11月の、それぞれ第1日曜日の午前1時(グリニッジ標準時)に行うことを国際的に決め、現在では各国ともこれによって切り替えを実施しています。

なお,いままで良好な状態できこえていた周波数の使用を中止することがありますが,これはその周波数が間もなく状態が悪くなることを見越して変更するものです。

(7) 開発途上国基礎指標アック アット地域

8	17年 (名)	1970 — 79	15.8		12.1			7.8	20.1	19.5		7.3			8.7	13.9	13.3	5.5	12.3	9.5			7.9
1980 World Bank Atlas 世界の第一覧(※) O B C D 資料	年平均インプ	1960 — 70	3.7		2.7	80.00		7.1		17.5		-0.3			7.7	3.3	5.8	1.1	1.8	1.8			2.4
1980 World 世界の第一 〇 E C D 算	# 60	1人当bGNP 1970 — 79	- 0.3	0.0	2.0	ī	l	1.0	4.9	7.8	(0-6-)	4.9	-1:1	3.1	0.3	1.5	3.5	7.2	2.5	4.6		5.6	7.3
(資料出所)	成段	人 1970 — 78	2.8	2.2	2.2	2.5	1.6	2.0	80.	2.0	2.5	2.7	4.0	3.0	2.3	2.9	2.7	1.5	1.7	2.8	3.1	5.2	2.0
	P(US\$)	1979	06	&	170	1	260	061	380	1,480	1	1,370	200	92	130	260	009	3,830	88	230	1	10,680	3,760
	1人当りGNP(US\$	1978	06	œ	140	1	ន	180	340	1,310	ľ	1,150	170	100	120	240	230	3,260	200	230	1	9,220	3,340
	P 稳和市場価格 100 万US \$)	1979 暫定	8,320	110	5,140	ı	l	125,990	52,200	55,930	ı	17,960	30	1,270	1,790	20,990	28,110	9,050	3,410	26,920	Ī	2,240	18,690
	G N P 稳劳 (100 万	1979	7,280	8	4,480	ì	219,010	117,520	45,780	48,000	ı	15,270	88	1,100	1,580	18,250	24,410	7,600	2,870	23,390	1	1,840	15,400
		(1,000 K語)	141	47	11.9	181	9,597	3,288	1,919	86	237	330	* 0.3	1,565	141	8	300	-	99	514	330	×.7	1
	4:千人)	1979块	88,900	1,300	32,986	ı	964,500	659,200	142,900	37,265	3,353	13,642	149	1,622	13,947	79,700	46,803	2,368	14,639	45,486	52,900	210	4,671
対) _□	1978块	84,655	1,240	32,205	8,559	952,223	643,896	135,993	37,800	3,280	13,100	145	1,576	13,625	76,078	45,639	2,334	14,346	44,517	51,742	200	4,606
#		TTDC	0	0							0		0		0					·			
7 % 7		强	パングラデシュ	ا ا ا ا	л, ў	センボゲィア	EII +	بر بر	インドネシア	E	* *	↓ ↑ ↑	モルディブ	ナスドル	₹ 	バキスタン	フィリポン	ツンガギーブ	オンチョメ	*	ヴィエトナム	ブルキイ	香港

中还東地域

		1) U Y	1:∓7)	酒	GNP栽培	市場価格 (100万US\$)	Į .	1人当b GNP (US\$)	员政	RF (26)	年平均インフレ平	フレ平 (名)
窗	ггрс	1978块	1979年	(1,000 K _m)	1978	1979 (暫定)	1978	1979	人 1970 ~ 78	1人当5GNP 1970 — 79	196070	1970 — 79
アフガニスタン	0	14,616	15,500	648	2,230	2,590	160	170	2.2	1.6	11.9	4.4
ス ムーンメ		368	880	* 6	1,500	2,080	4,060	5,460	1.1	1:1		
H % 1		39,855	38,900	1,001	16,890	18,600	420	480	2.2	4.8	2.7	8.0
ال ال		35,831	86,869	1,648	ī	I	J	1	3.0	(3.3)	- 0.5	23.7
4 4		12,211	12,643	435	22,540	30,430	1,850	2,410	3.4	8.6	7.1	14.1
イスラエル		3,692	3,768	21	13,760	15,710	3,730	4,150	2.8	2.2	6.2	34.3
いまかがい		3,100	3,087	86	2,370	2,630	1,100	1,180	3.3	4.3		
11200		1,215	1,266	18	19,410	21,870	15,970	17,100	6.2	0.2	0.6	17.7
, ,		2,700	3,088	22	1	1	J	1	2.5	(4.9)	1.4	
1) 1. 7		2,900	2,850	1,760	19,820	23,390	7,210	8,170	4.2	- 2.2	5.2	18.7
4 0 %		18,914	19,531	447	12,890	14,460	680	740	2.9	3.1	2.0	7.3
\ 		839	865	212 *	2,340	2,570	2,790	2,970	3.2	2.1		
カクル		220	226	*==	3,310	3,750	15,050	16,590	9.5	- 2.5		
サケディ・アラピア		8,600	8,495	2, 150	54,200	62,640	6,590	7,280	3.5	7.6		25.2
х 1 7	0	17,376	17,885	2,506	5,900	6,630	340	370	2.7	2.3	3.7	6.8
· ·	·- <u></u>	8,102	8,600	× 581	7,820	8,920	096	1,030	3.8	5.0	1.9	12.7
7 % 11 4 4		6,075	6,225	¥	6,010	6,950	066	1,120	2.1	5.9	3.7	7.5
÷ +		43,144	44,260	181	53,890	58,760	1,250	1,330	2.5	3.2	5.6	24.6
.\ \ \	0	5,648	5,788	195	2,801	2,421	410	420	2.0	10.8		17.8
ボイドング	0	1,750	1,900	333	780	890	450	4	1.9	4.7		
75才首長田連邦	:	811	833	* æ	12,180	12,990	15,020	15,590	15.4	- 1.4		

アフリカ地域

F (K)	- 79	9.2		11.2	10.3		9.1	7.9	10.9	4.3			32.4	4.4	13.5	11.1	11.6	9.4	10.1	9.1	9.7	10.1
17.72	1970																					
年平均インフレギ	1960 — 70	1.9		2.8	4.2		4.1	4.6	5.4	2.1			7.6	1.5	2.8	1.5	2.5	1.9	3.2	2.4	5.0	1.6
# Ø	1人当りGNP 1970 — 79	1.8	10.7	1.2	3.1	- 1.9	0.5	- 4.9	0.2	0.3	1.9	3.9	- 2.4	0.2	1.4	2.4	8.0	7.0	-1.7	3.6	1.5	- 0.4
班 班	人 1970 — 78	2.9	2.0	2.2	2.2		2.2	2.2	2.5	2.5	1.1	3.1	3.1	2.9	5.8	3.4	2.4	3.4	2.5	2.9	2.5	2.7
(\$SA)	6 2 6 1	250	720	180	260		230	110	630	130	3,280	260	400	082	1,060	380	340	200	230	200	140	320
1人当b GNP	1978	220	099	160	430		270	150	280	110	3,370	180	380	260	956	350	300	460	250	180	130	270
市場価格 100万US\$)	1979 (暫定)	980	260	720	4,610	22	<u> </u>	490	920	3,980	2,640	160	4,540	1,470	8,560	5,820	440	890	2,490	1,170	930	510
GN P 時間 (100万US\$)	1978	740	430	650	3,950		510	650	850	3,470	2,130	100	4, 160	1,350	7,460	5, 180	390	730	2,100	1,040	810	420
S	(1,000Ka)	113	282 *	82	475	×.	623	1,284	342	1,222	*89Z	*::	233	246	352	88	98	111	283	118	1,240	1,031
(小:千人)	1979块	3,427	773	4,022	8,248	310	2,000	4,416	1,500	30,900	645	290	11,327	5,300	8,076	15,307	1,309	1,802	8,513	5,852	6,800	1,600
) _□	1978块	3,323	747	3,948	8,058		1,909	4,314	1,459	30,982	634	571	10,969	5, 133	8,200	14,720	1,279	1,742	8,289	5,670	6,230	1,544
	LLDC	0	0	0		0	0	0		0		0		0			0			0	0	•
	æ	\ \ \ \	* * * * *	ブルンドィ	ンーシャキ	かせいりょルド	中央アフリカ	* - 	υ γ 1	171467	۱, ۴	スペイン	† ;	11	99 牙荷阜	11	ر د ب	ا ا ا	マゲガスカル	4 7 4 4	7	モーリタニア

アフリカ地域

Troc .	ີ ¤ ≺	母: 下人)	固数	GNP設置((1007US\$)	1人当りGNP (US\$	(P (US\$)	成以	8 8	年半均インファ部	ファ帯(陶)
	1978年	1979集	(1,000 Ka)	1978	1979	1978	1979	人 口 1970 — 78	1人当りGNP 1970 — 79	02 — 0961	1970 — 79
-	918	940	, ca	850	970	920	096	1.3	5,9		
	5,001	5,200	1,267	1,180	1,410	240	270	2.8	9.0	2.1	10.8
	80,563	82,600	924	48,100	55,310	009	670	2.5	4.2	2.7	19.0
	4,508	4,900	56	870	920	190	200	2.9	0.8	13.1	14.6
	107	110	*	43	20	410	450	1	3.4	- -	
	5,380	5,525	197	1,930	2,370	360	430	2.6	- 0.1	1.7	7.6
	3,292	3,400	72	740	840	230	250	2.5	-1.1	2.9	11.3
	3,743	3,853	638	1	009	J	1	2.3	- 0.8	4.5	11.3
	525	540	× 11	310	370	280	650	2.5	3.9		
	16,955	18,000	945	4,130	4,700	240	260	3.4	1.9	1.8	13.0
	2,418	2,494	51	77.0	098	320	350	2.6	1.8	1.1	10.3
	12,406	12,800	236	9,470	3,700	280	: 290	3.0	- 3.1	3.0	28.3
	5,553	5,642	274	088	1,000	160	. 180	1.6	- 0.4	1.3	9.8
	26,770	27,535	2,345	6,480	7,020	240	. 260	2.7	- 2.3	23.9	31.4
	5,231	2,600	753	2,720	2,790	510	200	3.1	- 2.2	7.6	6.8

中雨米地域

		r—														,						
ントH(26)	1970 — 79	128.2		32.4	32.4	242.6	21.5	15.4		8.4	14.7	10.8		10.6		10.9	8.4	17.4	18.3	12.2	7.4	6,9
年平均インフレギ	1960 — 70	21.7		3.5	46.1	32.9	11.9	1.9		2.1		0.5		0.1		4.1	2.9	3.9	3.6	1.9	1.6	3,1
£ (%)	1人当5GNP 1970 — 79	1.3	3.0	2.5	5.7	1.5	φ. 	3.6	- 1.4	3.9	4.6	1.2	- 0.1	3.0	- 1.2	2.0	1.2	- 2.1	1.7	- 3.1	9.0	4.7
员员	人 口 1970 — 78	1.3	9.0	2.7	2.9	1.7	2.3	2.5	1.6	3.0	3.3	2.9	1.6	2.9	1.7	1.7	3.4	1.7	3.3	3.3	2.7	2.9
P (US\$)	1979	2,230	2,400	550	1,780	1,690	1,010	1,820	1,410	066	1,050	029	630	1,020	570	260	230	1,260	1,640	099	1,400	1,070
1人当りGNP	1978	2,030	2,080	510	1,510	1,470	006	1,610	1,270	906	920	640	570	83	260	240	480	1,190	1,400	840	1,260	920
GNP控制(100万US\$)	1979	086,09	630	3,000	207,270	18,440	26,390	3,930	13,920	5,220	8,460	2,960	9	6,930	430	1,280	1,900	2,710	107,620	1,700	2,510	3,170
GNP総額	1978	53,430	520	2,700	180,020	15,770	22,990	3,390	12,330	4,600	7,400	2,760	09	6,130	460	1,150	1,630	2,540	91,910	2,090	2,280	2,660
语	(1,000 Km)	2,767	% P. 0	1,099	8,512	757	1,139	23	115	49	88	21	* 8.0	109	215 *	88	112	11	1,973	130	#	407
#:千人)	1979集	26,740	253	5,444	122,879	10,912	26,122	2,163	9,865	5,300	8,068	4,424	110	6,825	843	4,963	3,600	2,184	67,621	2,600	1,858	2,987
) п ү	1978块	27,300	250	5,291	116,500	10,900	25,573	. 2,200	9,800	5,128	8, 100	4,283	901	6,621	823	4,831	3,440	2,200	65,500	2,499	1,809	3,000
	דרחכ															0						
Ţ,	æ 80	アルゼンティン	スナンルン	# リガィア	プランド	+ -1	ם מי הי	コス・タリカ	۲ ۱ 4	ドミニカ共和国	エクフドル	エルサルヴァドル	ガトナダ	ゲアデマラ	ガイアナ	7 4 7 4	キンギャラス	サイトな	n .,	ニカラグア	*	バラグァイ

中雨米地域

			1	Ž H	The tables	市場価格		(\$SII) dND (RY	母	(%)	年平均インファ野	レン語(名)
			(く + : #)	ੜ ਵ	HE ST LID	(1007US \$)				L		
選	LLDC	1978央	1979英	(1,000 KaD 1978	1978	1979	1978	1979	人 1970 — 78	1人当bGNP 1970 — 78	1960 — 70	1970 — 79
1 2		16,820	17,100	1,285	11,440	12,550	680	062	2.8	- 0.2	10.4	26.8
ブエルト・リコ		3,358	3,415	8.90 ×	8,910	10,140	2,650	2,970	2.6	0.3		
2 1 7 A		383	402	* 891	820	960	2,180	2,360	0.2	3.6		
115478.		1,200	1,152	מו	8,410	3,900	3,010	3,370	1.2	3.1	3.2	19.5
レングルク		2,900	2,917	176	5,170	6,110	1,790	2,100	0.2	2.1	, 51.1	64.0
ヴェネズエラ		13,973	14,401	912	39,880	45,150	2,850	3, 120	3.4	2.5	1.3	10.4
マドンド		255	260	* 96.0	810	920	8,170	8,540	1.7	0.3	į	

先 進 国

カラの一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	1970 — 79	8.2		5.3	15.6	13.9	9.6	8.3	8.1	9.6	6.5	5.4	9.8	12.9	8.2	6.9	9.1	11.7	12.3
年平均イン	1960 — 70	4.9		3.2	4.4	4.1	4.2	5.4	3.6	4.4	3.7	4.4	5.5	5.6	4.3	2.8	3.1	3.1	3.3
瓷	1人当bGNP 1970 — 78	7.8	4.3	2.4	2.0	1.9	3.1	2.3	3.0	1:1	3.6	0.0	2.1	2.2	9.9	2.3	3.0	1.5	0.0
成段	人 1970 — 78	1.2	0.9	0.1	2.0	0.1	9.0	0.8	0.8	0.3	0.1	0.2	0.4	0.4	9.0	0.8	1.3	1.6	1.7
IP (US\$)	1979	8,810	4,110	11,730	5, 250	6,320	9,950	10,230	10,920	11,930	8, 630	18,920	11,900	8, 160	10, 700	10,630	9,640	9, 120	5,930
1人当りGNP	1978	7,700	3,710	10,300	4,600	5,720	8,880	9,200	9,700	10,540	7,520	12,990	10, 580	7,160	9,560	9,770	8,670	8,060	5, 530
市場価格 (100万US\$)	1979(暫定)	1,019,480	1,082,300	717,660	298, 200	353, 630	531, 330	143,240	107,320	98,580	64,640	89,890	60,830	39, 430	43, 520	2,377,090	228,440	130, 670	19, 190
GN Pten	1978	884,500	967,820	631, 590	260,940	319,480	473,030	128, 270	95,450	87,260	56, 450	81,930	54,000	34,020	98, 790	2, 185, 010	203,980	114,780	17,700
周	(1,000 K引	372	22,402	249	106	245	547	41	31	450	\$5	41	43	337	324	9,363	9,976	7,687	269
(申:千人)	1979失	115,835	263,206	61, 208	56, 882	55,821	53,446	13,986	9,852	8, 273	7,503	6,812	5, 113	4,772	4,065	219,773	23,684	14, 865	3, 232
 	1978块	114,898	264,100	61,200	56,734	55,900	53,400	13,937	9,843	8,277	7,508	6,500	5,106	4,754	4,059	223,600	28,700	14,249	8,201
	LLPC																		
	ez An	#	が	面ドイツ	1 2 11 7	* : 7	スンチレ	4 7 7 %	1 4 4	スウェーデン	オーストリア	, ,	デンマーク	フィンランド	ーェウルノ	国家中央ロメイ	* + *	オーストラリア	オンモージーェニ

大 祥 州

	1) _□	(中:千人)	周	GNP報報(市場価格 (100万US\$)	1人当りGNP(US\$)	TP (US\$)	成段	率 (5)	(分) 宝ペピペン 写法書	フレ率 (名)
斑刈	TEDC	1978失	1979年	(1,000 Ka	1978	1979(暫定)	1978	1979(暫定)	人 1970 — 78	1人当bGNP 1970 — 79	1961 — 70	1970 — 77
7 4 5 -		607	618	* 8I	006	1,040	1,490	069'1	2.0	83.83		
* 1 1 7		8	57	% L.0	ន	40	830	029	1.6	-0.7		
ロリアナ 諸島												
こクロネシア												
パマアツ		103	105	12 *	35	99	230	530	2.6	2.0		
パプフ		2,927	3,000	* 29F	1,820	1,940	620	099	2.4	0.1	3.9	9.5
ソロキン諸島		213	219	* 83	1	J	1	1	3.5	2.2		
西サホイ		154	158	ж го	1	ı	1	1	1.3	(1.4)		
メ		8	96	0.7 ×	40	40	400	460	1.3	1.1		

